

青森県報

号外第四十二号

平成二十五年
五月二十九日
(水曜日)

目次

監査委員

包括外部監査の結果…………… (事務局)… 1

監査委員

包括外部監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、平成24年度
の包括外部監査人加藤聡氏から平成25年3月22日付けで監査の結果に関する報告の提
出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年5月29日

青森県監査委員

同	泉	山	哲
同	元	木	篤
同	工	藤	兼
同	岡	元	行
			光
			人

平成 24 年度 包括外部監査結果報告書

1. 公の施設の管理運営について
2. 県の出資に関する事務の執行及び管理状況について

平成 25 年3月

青森県包括外部監査人
公認会計士 加藤 聡

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。一部単位未満の端数を四捨五入して表示している場合には、四捨五入している旨の記載を行っている。
公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として青森県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、青森県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨明示している。

3. 監査の結果及び意見

本報告書では、監査の結果を【監査の結果】と【意見】に分けて記載している。【監査の結果】は、今後、青森県において何らかの措置が必要であると認められる事項である。主に、合规性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についても同様に、【監査の結果】として記載している。

また、【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の観点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、青森県がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

目 次

第1部 公の施設の管理運営について	1
第1章 監査の概要	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件（監査テーマ）.....	1
3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由.....	1
4. 監査の対象期間.....	1
5. 監査の実施期間.....	1
6. 監査従事者の資格及び氏名.....	1
7. 利害関係.....	1
第2章 外部監査の視点	2
1. 監査を実施するにあたっての基本的な方針.....	2
(1) 資産管理、出納管理及び支出手続について.....	2
(2) 施設のコスト管理について.....	2
(3) 事業の有効性について.....	2
(4) 事業の経済性・効率性について.....	2
2. 監査要点.....	3
(1) 資産管理、出納管理及び支出手続について.....	3
(2) 施設のコスト管理について.....	3
(3) 事業の有効性について.....	3
(4) 事業の経済性・効率性について.....	3
3. 監査対象施設.....	4
(1) 監査対象施設の選定基準.....	4
(2) 監査対象施設.....	4
4. 実施した主な監査手続.....	5
(1) 監査対象施設の概要把握.....	5
(2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問.....	5
(3) 資産等の現物の確認.....	5
(4) 監査報告書の作成.....	5
第3章 外部監査の対象	6
1. 公の施設とは.....	6
(1) 公の施設の要件.....	6
(2) 公の施設の管理.....	7
2. 青森県の公の施設.....	9
(1) 青森県の公の施設.....	9
(2) 青森県の公の施設に対する取り組み.....	11
(3) 公の施設の予算.....	13
3. 公の施設のバランスシートと行政コスト計算書.....	16
(1) 県立美術館.....	16
(2) 県立図書館.....	18
(3) 丸珠少年自然の家.....	20
第4章 外部監査の結果及び意見一概論	22
1. 監査の結果及び意見の項目数.....	22
2. 監査の結果及び意見（全般的事項）.....	23
3. 監査の結果及び意見の概略.....	27
第5章 外部監査の結果及び意見一各論	29
第1 あすなる医療療育センターについて	29
1. 施設の概要.....	29
(1) 施設の設置目的.....	29
(2) あすなる医療療育センターの概要.....	29
(3) 実施事業.....	30
2. 運営状況.....	31
(1) 利用状況.....	31
(2) 職員状況.....	31
(3) 運営にかかる費用.....	33
3. 監査の結果及び意見.....	34
(1) 資産の管理について.....	34
(2) 支出手続について.....	35
(3) 施設にかかるコストの計算について.....	36
第2 精神保健福祉センターについて	40
1. 施設の概要.....	40
(1) 施設の設置目的.....	40
(2) 精神保健福祉センターの概要.....	40
(3) 実施事業.....	41
2. 運営状況.....	42
(1) 利用状況.....	42
(2) 職員状況.....	42
(3) 運営にかかる費用.....	43
3. 監査の結果及び意見.....	44
(1) 資産の管理について.....	44
(2) 支出手続について.....	45
(3) 施設にかかるコストの計算について.....	46
第3 県立美術館について	51
1. 施設の概要.....	51
(1) 施設の設置目的.....	51
(2) 県立美術館の概要.....	51
(3) 実施事業.....	53
2. 運営状況.....	55
(1) 利用状況.....	55
(2) 職員状況.....	55
(3) 運営にかかる費用.....	55
(4) 運営体制等.....	56
3. 監査の結果及び意見.....	57
(1) 資産の管理について.....	57
(2) 支出手続について.....	59

(3) 施設にかけるコストの計算について..... 60
 (4) 企画展事業にかける事務の執行について..... 63
 (5) パノミーミュージアム事業にかける事務の執行について..... 67
 (6) 情報公開について..... 68
 (7) 指定管理者制度について..... 69

第4 県立図書館について..... 71

1. 施設の概要..... 71

(1) 施設の設置目的..... 71
 (2) 県立図書館の概要..... 71
 (3) 実施事業..... 73

2. 運営状況..... 74

(1) 利用状況..... 74
 (2) 職員状況..... 75
 (3) 運営にかける費用..... 76

3. 監査の結果及び意見..... 77

(1) 資産の管理について..... 77
 (2) 支出手続について..... 81
 (3) 施設にかけるコストの計算について..... 83
 (4) 施設運営の在り方について..... 86

第5 琉球少年自然の家について..... 90

1. 施設の概要..... 90

(1) 施設の設置目的..... 90
 (2) 琉球少年自然の家の概要..... 90
 (3) 実施事業..... 92

2. 運営状況..... 93

(1) 利用状況..... 93
 (2) 職員状況..... 94
 (3) 運営にかける費用..... 94

3. 監査の結果及び意見..... 96

(1) 資産の管理について..... 96
 (2) 支出手続について..... 98
 (3) 施設にかけるコスト計算について..... 99
 (4) 施設運営の在り方について..... 101

第2部 県の出資に関する事務の執行及び管理状況について..... 103

第1章 監査の概要..... 103

1. 監査の種類..... 103
 2. 選定した特定の事件（監査テーマ）..... 103
 3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由..... 103
 4. 監査の対象期間..... 103
 5. 監査の実施期間..... 103
 6. 監査従事者の資格及び氏名..... 103
 7. 利害関係..... 104

第2章 外部監査の視点..... 105

1. 監査を実施するにあたっての基本的な方針..... 105

(1) 資産管理・出納管理及び経理処理について..... 105
 (2) 組織・人員構成について..... 105
 (3) 事業の有効性・経済性・効率性について..... 105
 (4) 県の財政的援助について..... 105

2. 監査要点..... 106

(1) 資産管理・出納管理及び経理処理について..... 106
 (2) 組織・人員構成について..... 106
 (3) 事業の有効性・経済性・効率性について..... 106
 (4) 県の財政的援助について..... 106

3. 監査対象団体..... 107

(1) 監査対象団体の選定基準..... 107
 (2) 監査対象団体..... 107

4. 実施した主な監査手続..... 108

(1) 監査対象団体の概要把握..... 108
 (2) 関連資料の閲覧と法人及び県担当部署に対する質問..... 108
 (3) 資産等の現物の確認..... 108
 (4) 監査報告書の作成..... 108

第3章 外部監査の対象..... 109

1. 青森県の出資団体等..... 109

(1) 出資団体等一覧..... 109
 (2) 出資団体等に対する県の関与..... 110
 2. 出資団体等に対する取り組み..... 115
 (1) 公社等の見直し..... 115
 (2) 青森県公社等点検評価委員会..... 117
 3. 青森県の連結財務諸表..... 122

第4章 外部監査の結果及び意見一概論..... 130

1. 監査の結果及び意見の項目数..... 130
 2. 監査の結果及び意見（全般的事項）..... 131
 3. 監査の結果及び意見の概略..... 133

第5章 外部監査の結果及び意見一各論一..... 135
第1 青森県道路公社について..... 135

1. 法人の概要..... 135
 (1) 法人の設立目的..... 135
 (2) 道路公社の概要..... 135
 (3) 財産及び損益の状況の推移..... 135
 (4) 役員及び職員の状況..... 136
 (5) 県の財政負担..... 137
 (6) 道路等の概要..... 137

2. 事業の実施状況..... 141
 (1) 最近5年間に於ける事業の概要..... 141
 (2) 平成23年度の財務諸表..... 145

3. 監査の結果及び意見..... 147
 (1) 資産の管理について..... 147
 (2) 会計処理及び経理処理について..... 149
 (3) 人件費及び人員構成について..... 150
 (4) 事業にかゝる事務の執行について..... 151
 (5) 出資団体の事務に対する県の関与について..... 153

第2 財団法人青森県フェリー埠頭公社について..... 160

1. 法人の概要..... 160
 (1) 法人の設立目的..... 160
 (2) フェリー埠頭公社の概要..... 161
 (3) 財産及び損益の状況の推移..... 162
 (4) 役員及び職員の状況..... 162
 (5) 県の財政負担..... 163
 (6) 施設の概要..... 163

2. 事業の実施状況..... 164
 (1) 平成23年度の事業概要..... 164
 (2) 平成23年度の計算書類..... 166
 (3) 高速船対応について..... 168
 (4) 航空旅客及び航空送車両の利用実績..... 170
 (5) 青森港の第4ターミナル..... 172

3. 監査の結果及び意見..... 173
 (1) 資産の管理について..... 173
 (2) 会計処理及び経理処理について..... 175
 (3) 人件費及び人員構成について..... 179
 (4) 事業にかゝる事務の執行について..... 181
 (5) 出資団体の事務に対する県の関与について..... 183

第3 公益社団法人青森県観光連盟について..... 188

1. 法人の概要..... 188
 (1) 法人の設立目的..... 188
 (2) 公益社団法人青森県観光連盟の概要..... 188
 (3) 財産及び損益の状況の推移..... 190
 (4) 役員及び職員の状況..... 190
 (5) 県の財政負担..... 191

(6) 施設の概要..... 191

2. 事業の実施状況..... 193
 (1) 平成23年度の事業概要..... 193
 (2) 平成23年度の財務諸表..... 196

3. 監査の結果及び意見..... 198
 (1) 資産の管理について..... 198
 (2) 会計処理及び経理処理について..... 201
 (3) 人件費及び人員構成について..... 204
 (4) 事業にかゝる事務の執行について..... 207
 (5) 出資団体等の事務に対する県の関与について..... 209
 (6) 観光連盟の経営管理について..... 212

第1部 公の施設の管理運営について

第1章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

公の施設の管理運営について

3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

平成15年の地方自治法改正により指定管理者制度が導入された。同制度は、民間の創意工夫によって、より住民ニーズに合致したサービスを効率的に提供することを企図したものである。

本県の公の施設においても多くの施設で指定管理者制度が採用されているが、一方で県が直営で管理運営している施設もある。これらの施設においては、民間の創意工夫により、現状より住民ニーズに合致したサービスを効率的に提供することが可能かどうかを検討することは有意義と考える。そこで、県直営の公の施設についてその管理運営が適切であるかどうか、また、直営で管理を行うことのメリット・デメリットについて監査を実施する必要があるものと認め、特定の事件（テーマ）として選定した。

4. 監査の対象期間

原則として平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）ただし、必要に応じて平成22年度以前及び平成24年度の執行分を含む。

5. 監査の実施期間

平成24年7月12日から平成25年2月8日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	加藤 聡
監査補助者	公認会計士	青山 伸一
	公認会計士	井上 光昭
	公認会計士	山崎 愛子

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 外部監査の視点

1. 監査を実施するにあたっての基本的な方針

今回の監査を実施するにあたっての基本的な方針は、次のとおりである。

(1) 資産管理、出納管理及び支出手続について

公の施設の監査においては、施設における資産管理、出納管理及び支出手続が適切に行われているかについて確認することを第一義とする。

公の施設は、県の行政組織における一部署でありながら、その事務を行う場所は県の本庁舎とは物理的に離れており、本庁舎にある他の部署と同程度の事務の統制が行われていない可能性は否定できない。そこで、これらの事務の執行が法令及び県の条例・規則・要綱等のルールに準拠しているか、また、これらのルールのみならず施設自身が発めたルールに準拠しているかについて監査上の重要ポイントとするとともに、県庁に存する担当課によるモニタリングについても適切に行われているか検証していくこととする。さらに、民間企業等で通常に用いられている資産管理及び出納管理の方法などを参考にし、施設における資産管理及び出納管理の方法の妥当性を検証する。

(2) 施設のコスト管理について

今回の監査では、監査対象施設として、県が直営で管理運営する施設を選定した。これは、県が直営で管理運営している施設について、外郭団体や指定管理者制度導入施設と比べてコストに関する情報がわかりにくく、他の類似施設や指定管理者制度導入施設と比較した場合、当該施設の管理運営は効率的かどうかということが明確でないことから、これを明らかにしようという意図である。

県は公の施設のマネジメントを作成し、各施設の財務的な情報を公表している。今回の監査はこれをさらに発展させ、様々な指標や県内外の類似施設、また指定管理者制度導入施設の情報と比較し、施設の財務情報を分析する。また、施設の状態に応じて、県の見解も踏まえながら指定管理者制度導入の可能性を検証する。

(3) 事業の有効性について

公の施設は、ある一定の目的のために県庁舎とは別に設備を構築したものである。したがって、施設が実施している個々の事業は、当該目的を果たすことに資することが前提である。仮に、施設が実施している事業が有効でない、あるいは目的と整合的でない場合には、施設が存在自体が余計な県民負担ということになりかねない。このような観点から、施設が実施している事業の有効性を検証する。

(4) 事業の経済性・効率性について

事業を行う際、同様の効果を期待するものについては、より経済的な方法が選択されるべきである。したがって、監査においては、事業における事務の執行状況に非効率な部分がないか、あるいは事業が最も経済的な方法で実施されているかを検証する。

2. 監査要点

『1. 監査を実施するにあたっての基本的な方針』に従って定めた監査要点は、次のとおりである。

(1) 資産管理、出納管理及び支出手続について

- ・ 現金預金の管理は、規程等に則って適切に行われているか。
- ・ 固定資産等の管理は、規程等に則って適切に行われているか。
- ・ 支出手続は、契約規則等に則って適切に行われているか。

(2) 施設のコスト管理について

- ・ 比較可能な他の自治体における同種施設及び指定管理者制度導入施設がある場合、それらと比較して、監査対象施設では効率的な運営がなされているか。
- ・ 施設に係る標準的な指標がある場合、その指標を当てはめて、監査対象施設では効率的な運営がなされているか。
- ・ 施設にかかると指標等の経年変化を分析し、監査対象施設の運営がコスト面で改善されているか。
- ・ 民営化あるいは指定管理者制度導入など、より効率的で効果的な運営形態に変えられる可能性があるか。

(3) 事業の有効性について

- ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・ 事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確になっているか。
- ・ 事業の対象範囲や期間は適切に設定されているか。
- ・ 事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- ・ 長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。

(4) 事業の経済性・効率性について

- ・ 事業の実施方法として、直営か民間事業者への委託かを適切に選択しているか。
- ・ 他の施設が実施する事業との重複はないか。

3

3. 監査対象施設

県の公の施設は全部で、84施設(うち指定管理者制度導入施設 62施設、平成24年4月1日現在)である。これらの施設から、以下の選定基準により監査対象施設を選定した。

(1) 監査対象施設の選定基準

まず、県が直営で管理運営する施設を抽出する。これは、県が管理運営している施設について、①民間や外部団体が運営する施設、あるいは指定管理者制度を導入している施設と比べてコスト情報の発信が不十分である、②他の類似施設や指定管理者制度導入施設と比較して、効率的な管理運営が行われているのかわからないことから、これを明らかにするためである。公の施設の中で、県が直営で管理運営する施設は、22施設である。

さらに、公の施設は、単純なコスト面の比較によってその事業の効率性を議論することが難しい施設も多い。しかし、県内外で類似の施設がある場合、特に県内外の同種施設で既に指定管理者制度が導入されている例がある場合は、コスト面を比較することによって事業の効率性を議論することが一定程度可能であると考える。そこで、そのような施設を監査対象施設として選定する。

(2) 監査対象施設

上記の選定基準により、監査対象施設は以下の5施設とする。

- ・ 青森県立あすなる医療療育センター(あすなる医療療育センター)
- ・ 青森県立精神保健福祉センター(精神保健福祉センター)
- ・ 青森県立美術館(県立美術館)
- ・ 青森県立図書館(県立図書館)
- ・ 青森県立栲珠少年自然の家(栲珠少年自然の家)

※()内は、本報告書における略称である。

4

4. 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の詳細については、『第5章 外部監査の結果及び意見』における各施設の項目で記載している。

(1) 監査対象施設の概要把握

監査対象施設についての施設説明資料を閲覧した。また、これらの資料について、施設を所管する部署から意見聴取を行い、施設の概要を確認した。

(2) 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問

監査対象施設について、予算の執行に関連する資料及び施設が実施する事業の実績又は効果を検証することができる資料を閲覧し、これを精査した。これらの内容については、必要に応じて適宜所管部署に対し質問を実施している。

(3) 資産等の現物の確認

監査対象施設にて管理されている資産について、その管理の状況を確認し、設備等の種類によっては、必要に応じて設置場所の実地に出向き、管理の状況を視察した。また、現場担当者に管理の状況について意見を聴取した。

(4) 監査報告書の作成

以上の結果を取りまとめ、監査報告書を作成した。

第3章 外部監査の対象

1. 公の施設とは

(1) 公の施設の要件

① 定義

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するために地方公共団体が設置する施設のことと、地方自治法第244条に規定されている。

地方自治法第244条	<ol style="list-style-type: none"> 1 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。 2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。
------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

② 要件

地方自治法の条文を踏まえると、公の施設の要件は以下のとおりである。

【表1】公の施設の要件	地方自治法第244条に規定されているとおり、利用そのものが福祉の増進に結びつく施設である必要がある。よって、競輪場といった収益施設などは公の施設とはならない。
住民の福祉を増進する目的をもって設立	同じく地方自治法第244条に規定されているとおり、公の施設は住民の利用に供される施設である。よって、公の目的のために設置された施設であっても、住民の利用に供することを目的としないものは公の施設とはならない。たとえば、この要件に該当しない市庁舎や試験研究所さらには自治体職員が利用する研修所などは公の施設とはならない。
住民の利用に供するために設立	公の施設は物的施設を想定している概念である。よって、無形の資産は含まれない。
施設であること	公の施設の設置は必ずしも所有権を有する必要はなく、賃借権など所有権以外で、公の施設を住民に利用させる場合も含まれる。
地方公共団体が設置する施設	

(2) 公の施設の管理

① 指定管理者制度

指定管理者制度とは、地方公共団体が指定する民間事業者を含む「法人その他の団体（「指定管理者」といふ。）に、「公の施設の管理を代行させることができる制度で、平成15年の地方自治法の改正により創設された。平成15年の地方自治法改正で導入された指定管理者制度は、具体的に、以下のような規定に基づいている。

地方自治法第 244 条の 2	
3	普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」といふ。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

「公の施設」の管理運営は、従来は地方公共団体が直営で行うが、あるいはその管理を外部に委ねる方法のいずれかを選択していた。ただし、外部に管理を委ねる場合にも、管理主体は、受託主体の公共性に着目して公共的団体や地方公共団体が出資する法人などの公的主体に限定されていた。（これを「管理委託制度」という。）「指定管理者制度」が創設されたことにより委託先の制限が排除され、公的主体に限らず民間事業者や NPO などの民間主体にも公の施設の管理を地方公共団体に代わって行わせることができたこととなった。

② 指定管理者制度の目的

指定管理者制度が創設された社会背景としては、近年、株式会社等の民間事業者においても十分な公的サービスを提供する能力が認められるという事実があげられる。また、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するためには、公の施設の管理に民間事業者の有するノウハウを活用し住民サービスの向上を図るとともに、管理運営費の縮減等を図ることが必要とされているという状況もある。ここで重要なのは、本来、この指定管理者制度は、施設が持つ目的を軽視することや放棄することを許容するものではなく、その施設の果たすべき目的を効果的に達成するために行われるべきものであるということである。つまり、当面の財政支出を減らすことが目的の第一に掲げられるとすれば、これは法の趣旨に反していると言わざるを得ない。

③ 地方公共団体による直営

指定管理者制度が導入される以前の公の施設の管理方法は、「直営」か「管理委託制度」しか認められていなかった。

直営の特徴は、地方公共団体が地域ニーズを踏まえた上で施設が担う使命を明確化し、そのために必要な事業を自ら実践することにある。つまり、直営の施設においては、その施設の使命と直結する事業の実施について、地方公共団体自身がノウハウを蓄積していくことを住民が期待しているということが重要なポイントとなる。無論、このような施設も地方公共団体には多数存在するものと考えられる。

しかし、直営はいくつかの限界があることも確かである。たとえば、長期のリースが組めないなどの単年度会計による弊害、職員の専門性の確保が困難であること、施設によっては住民サービス向上のため労働時間が不規則になること、などが挙げられる。

では、どのような場合に直営と指定管理者制度が選択されるのだろうか。

まず、施設設置の目的やそれが担う使命、そのために実施することが望まれる事業内容や規模が選定要素となる。先に、直営施設では「その施設の使命と直結する事業の実施について、地方公共団体自身がノウハウを蓄積していくことを住民が期待している」と述べたが、地方公共団体自らがこれを判断する場合には、恣意的に解釈する恐れがあるため、第三者の意見なども踏まえて判断されるべきであろう。

また、同じ水準のサービスならばコストが低い方がよく、逆に、同じコストなら高いサービスの方がよい。この点については、ほとんど異論がないように思われる。したがって、たとえ民間活力を導入するメリットが少なくても、コスト面の改善が期待されるならば、指定管理者制度を導入すべきであり、また、コスト面の改善が望まなくても新たな事業展開が期待されるならば、やはり指定管理者制度を導入すべきであるといえる。

このように考えると、直営でなければならぬ施設というのは、非常に限定されるはずである。現実的には、直営でなければならぬ施設は、行政機関としての歴史があり、直営であることが住民に強く望まれている施設、指定管理者制度を導入した場合に事業展開及びコスト削減の両面で期待が持てない施設、また専門的な能力を有する業者が地元には存在しない場合などが考えられる。

2. 青森県の公の施設
(1) 青森県の公の施設

平成24年4月1日現在の青森県が所管する公の施設は全部で84施設である。その名称及び管理方法は下表のとおりである。このうち指定管理者制度を導入している施設は62施設あり、他は県の直営施設である。

【表2】 青森県の公の施設一覧(平成24年4月1日現在)

No.	施設名称	管理方法	No.	施設名称	管理方法
1	青森県立二次航空科学館	指定管理	27	新青森県総合運動公園	指定管理
2	青い森鉄道	指定管理	28	青森県営駐車場	指定管理
3	青森県男女共同参画センター	指定管理	29	青森県営御門駐車場	指定管理
4	青森県子ども家庭支援センター	指定管理	30	岩木川流域下水道	指定管理
5	青森県立自然ふれあいセンター	指定管理	31	黒瀬川流域下水道	指定管理
6	白神山地ビジターセンター	指定管理	32	十和田湖特定環境保全公共下水道	指定管理
7	十二湖コミュニティセンター	指定管理	33	奥宮住宅(野木和団地)	指定管理
8	県民福祉プラザ	指定管理	34	奥宮住宅(幸畑団地)	指定管理
9	青森県立子ども自立センター みらい、	直営	35	奥宮住宅(桜川団地)	指定管理
10	青森県身体障害者福祉センター 一むすびのき会館	指定管理	36	奥宮住宅(小柳団地)	指定管理
11	青森県視覚障害者情報センター	指定管理	37	奥宮住宅(平和台団地)	指定管理
12	青森県聴覚障害者情報センター	指定管理	38	奥宮住宅(浜館団地)	指定管理
13	青森県立あすなろ医療療育センター	直営	39	奥宮住宅(南桜川団地)	指定管理
14	青森県立はまなす医療療育センター	指定管理	40	奥宮住宅(戸山団地)	指定管理
15	青森県立さわらの医療療育センター	直営	41	奥宮住宅(スナイオ(柳川))	指定管理
16	青森県立精神保健福祉センター	直営	42	奥宮住宅(城西団地)	指定管理
17	青森県立青森高等技術専門学校	直営	43	奥宮住宅(小沢団地)	指定管理
18	青森県立弘前高等技術専門学校	直営	44	奥宮住宅(小沢第二団地)	指定管理
19	青森県立八戸工科学院	直営	45	奥宮住宅(城東団地)	指定管理
20	青森県立むつ高等技術専門学校	直営	46	奥宮住宅(浜の町団地)	指定管理
21	青森県立障害者職業訓練校	直営	47	奥宮住宅(宮園団地)	指定管理
22	青森県立美術館	直営	48	奥宮住宅(宮園第二団地)	指定管理
23	青森県営浅虫水族館	指定管理	49	奥宮住宅(宮園第三団地)	指定管理
24	青森県営農科大学校	直営	50	奥宮住宅(茂森団地)	指定管理
25	青森空港	直営	51	奥宮住宅(旭ヶ丘団地)	指定管理
26	青森県総合運動公園(運動施設)	指定管理	52	奥宮住宅(多賀台団地)	指定管理

No.	施設名称	管理方法	No.	施設名称	管理方法
53	奥宮住宅(白銀台団地)	指定管理	69	特定公共賃貸住宅(南桜川団地)	指定管理
54	奥宮住宅(旭川団地)	指定管理	70	特定公共賃貸住宅(小沢団地)	指定管理
55	奥宮住宅(河原木団地)	指定管理	71	特定公共賃貸住宅(新宮団地)	指定管理
56	奥宮住宅(御台団地)	指定管理	72	特定公共賃貸住宅(中央団地)	指定管理
57	奥宮住宅(白山台団地)	指定管理	73	青い森セントラルパーク	直営
58	奥宮住宅(ちとせ団地)	指定管理	74	青森県八戸工業用水道	直営
59	奥宮住宅(松島団地)	指定管理	75	青森県六ヶ所工業用水道	直営
60	奥宮住宅(新宮団地)	指定管理	76	青森県立中央病院	直営
61	奥宮住宅(広田団地)	指定管理	77	青森県立つくしが裁判院	直営
62	奥宮住宅(上平団地)	直営	78	青森県立郷土館	指定管理
63	奥宮住宅(桜町団地)	直営	79	青森県総合社会教育センター	指定管理
64	奥宮住宅(中央団地)	指定管理	80	青森県立図書館	直営
65	奥宮住宅(昭和団地)	指定管理	81	青森県立旭栄少年自然の家	直営
66	奥宮住宅(山田団地)	指定管理	82	青森県立爾差少年自然の家	直営
67	奥宮住宅(金谷団地)	指定管理	83	青森県営スクーナト場	指定管理
68	特定公共賃貸住宅(彰徳団地)	指定管理	84	青森県武道館	指定管理

(2) 青森県の公の施設に対する取り組み

① 青森県行財政改革大綱の骨子

青森県は、その行財政基盤を確立するために、『青森県行財政改革大綱』(平成20年12月策定、取組期間:平成21年度から平成25年度までの5年間)(以下「行財政改革大綱」という。)を策定している。行財政改革大綱では、その取組によりめざすべき県行財政の姿として以下の3点を掲げている。

1. 時代に適応する公共サービスへの転換
県として果たすべき役割を「県民に真に必要とされる、県でなければできない公共サービス」の提供に重点化。さらに、県民、NPO法人・市民活動団体・ボランティア団体、民間企業等の様々な主体が「公共」を支え合う仕組みを広げる。
2. 県庁の組織体力を最大化する行財政運営システムの構築
経営感覚を持った職員による簡素で効率的な行政執行体制を推進。県庁の組織体としての力を最大化する効果的かつ効果的な行財政運営システムの構築をめざす。
3. 持続可能な財政基盤の確立
財政力に見合った財政構造の構築。時代の変化に的確に対応した持続可能な財政基盤の確立をめざす。

行財政改革大綱では、以上のめざすべき姿を実現するため、以下の3点を具体的な取組の柱としている。

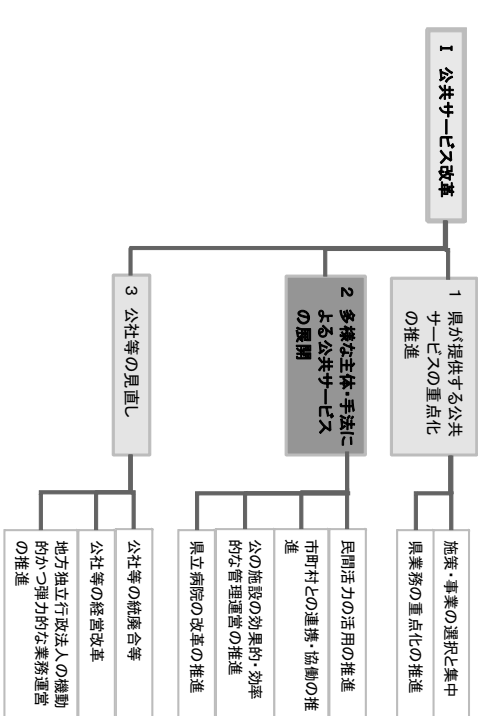
1. 公共サービス改革
県の業務全般について行政経営の観点から取捨選択を行い、優先度を考慮した集中を徹底、県が担う業務の重点化を図る。県が重点的に担うべき業務以外のものについては、民間への開放や市町村・民間との連携・協働を推進する。
2. 県庁改革
職員のコスト意識やスピード感といった経営感覚を磨くなど意識改革を図る。柔軟で機動的な行政資源の配分など、少数精鋭体制による行財政運営システムを構築し、成果重視型の行政経営を推進する。
3. 財政構造改革
財源不足への対応や財政力に見合った歳出規模への転換に向けた取組等の継続により、持続可能な財政構造の確立を推進する。

② 公の施設に対する取り組み

行財政改革大綱が掲げる具体的な取組の一つである「1. 公共サービス改革」は、「県が提供する公共サービスの重点化の推進」、「多様な主体・手法による公共サービスの展開」及び「公社等の見直し」の3点から構成されている。
このうち「多様な主体・手法による公共サービスの展開」の内容は下記のとおりであり、公の施設の管理運営に関しては、「(3) 公の施設の効率的・効果的な管理運営の推進」において、「指定管理者制度によることを基本としつつ、それによることができない施設については、効果的かつ効率的な管理運営を推進」している。
今回の監査においては、監査対象とした施設についてそのとりの管理運営がなされているかという点についても監査要点として取り上げるものとする。

《多様な主体・手法による公共サービスの展開》	
(1) 民間活力の活用 ア 民間への移行の推進 イ 民間委託の推進 ウ 民間との連携・協働の推進	
(2) 市町村との連携・協働の推進 ア 事務権限の移譲 イ その他の連携・協働	
(3) 公の施設の効率的・効果的な管理運営の推進 公の施設の管理運営に当たっては、指定管理者制度によることを基本としつつ、それによることができない施設については、効果的かつ効率的な管理運営を推進します。 このため、県が直接管理運営している公の施設のうち、青い森鉄道(県有施設)について、平成22年度の青森開業に合わせ、指定管理者制度を導入するほか、他自治体において指定管理者制度の導入事例がある施設(県立美術館、県立図書館、総合社会教育センター、県立郷土館、県立少年自然の家)については、他自治体における同制度導入後の課題や効果等を見極め、最適な管理運営方策を検討します。なお、既に指定管理者制度を導入している公の施設については、管理運営状況のモニタリングを通じ、サービスの向上及び適正な管理運営を推進します。	

【図1】公共サービス改革の内容



(「青森県行財政改革大綱」より)

(3) 公の施設の予算

監査対象とした公の施設(5施設)について、過去5年間の歳出予算額及びその財源は下表のとおりである。なお、各年度の決算額については、『第5章 外部監査の結果及び意見』各論一節における施設ごとの項に記載している。

【表3】あすなろ医療療育センターの歳出予算及び財源の推移

Table with 6 columns: 年度 (平成19年度 to 平成23年度), 項目 (使用料・手数料, 財産収入, 雑入金, 繰越金, 諸収入, 合計), and values. Includes a sub-table for 'あすなろ医療療育センター運営費'.

【表4】精神保健福祉センターの主な予算項目の推移

Table with 6 columns: 年度 (平成19年度 to 平成23年度), 項目 (使用料・手数料, 国庫支出金, 雑収入, 一般財源, 合計), and values.

【表5】県立美術館の主な予算項目の推移

Table with 6 columns: 年度 (平成19年度 to 平成23年度), 項目 (使用料・手数料, 国庫支出金, 財産収入, 雑入金, 諸収入, 一般財源, 合計), and values.

【表6】県立図書館の主な予算項目の推移

Table with 6 columns: 年度 (平成19年度 to 平成23年度), 項目 (使用料・手数料, 雑入金, 諸収入, 一般財源, 合計), and values.

【表 7】 定株少年自然の家の子算項目の推移 (単位:千円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
	一般財源	41,391	53,307	31,247	16,613	17,372
合計	41,391	53,307	31,247	16,613	17,372	
少年自然の家 費(定株少年自 然の家費)	管理運営費	15,278	15,707	15,674	15,444	15,862
	青少年教育 施設活動費	1,450	1,295	1,285	1,169	1,169
	施設設備充実費	24,663	36,305	14,288	—	341
	合計	41,391	53,307	31,247	16,613	17,372

3. 公の施設のバランシートと行政コスト計算書

青森県では、公の施設についてバランシートと行政コスト計算書を作成している。これは、公の施設に関する資産の状況や収入・支出の状況を把握し、これを分析することによって今後の効率的な施設運営、維持管理の合理化に役立てることを目的としたものである。

これらは、総務省の「新地方公会計制度実務研究会報告書」(※平成18年度について)は、総務省の「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」により示された統一的な作成基準を基本として作成されている。

監査対象とした施設(県立美術館、県立図書館、定株少年自然の家)のバランシートと行政コスト計算書は次に示すとおりである。なお、同じく監査対象とした「あすなろ医療療育センター」と「精神保健福祉センター」は、バランシート及び行政コスト計算書が作成されていないため記載していない。

(1) 県立美術館

① バランシート

県立美術館は、有形固定資産残高が減価償却によって年々減少している一方、それ以上のペースで負債残高が減少している。これにより純資産は年々増加している。

【表 8】 県立美術館のバランシート (単位:千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
【資産の部】					
1 有形固定資産	13,418,009	15,034,372	14,707,423	14,376,912	14,053,973
2 投資等	—	—	—	—	—
3 流動資産	—	—	—	—	—
資産合計	13,418,009	15,034,372	14,707,423	14,376,912	14,053,973
【負債の部】					
1 固定負債	9,009,602	8,607,132	8,067,527	7,526,478	6,971,458
退職給与引当金	206,872	209,912	210,007	208,658	193,338
負債残高	8,802,730	8,397,220	7,857,520	7,317,820	6,778,120
2 流動負債	143,220	422,116	554,577	554,615	553,326
県債翌年度元金債 還予定額	143,220	405,510	539,700	539,700	539,700
賞与引当金	—	16,606	14,877	14,915	13,626
負債合計	143,220	9,029,248	8,622,104	8,081,093	7,524,784
【純資産の部】					
資産－負債	4,285,187	6,005,124	6,085,319	6,295,819	6,529,189
負債・純資産合計	13,418,009	15,034,372	14,707,423	14,376,912	14,053,973

② 行政コスト計算書

行政コスト計算書によると、県立美術館においては人件費の変動幅が大きいことがわかる。また、入場者数と使用料収入等の間の相関が比較的小さいのも特徴である。なお、平成18年度は開館初年度である。

【表 9】 県立美術館の行政コスト計算書

(単位:千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
【行政コスト】					
1 人にかかるとの	179,421	172,797	194,016	188,207	187,404
(1) 人件費	158,749	140,022	159,987	154,729	157,830
(2) 退職給付引当金繰入	20,672	16,169	19,152	18,563	15,948
(3) 賞与引当金繰入	—	16,606	14,877	14,915	13,626
2 物にかかるとの	1,066,598	637,083	651,094	638,676	638,149
(1) 物件費	387,539	298,594	311,263	302,289	300,612
(2) 維持補修費	13,029	5,474	6,816	3,251	4,348
(3) 減価償却費	666,030	333,015	333,015	333,136	333,189
3 その他	373,269	265,890	272,945	255,976	285,209
(1) 公債費(利子分のみ)	107,287	151,294	148,574	140,905	131,645
(2) その他	265,982	114,596	124,371	115,071	153,564
行政コスト合計(A)	1,619,288	1,075,770	1,118,055	1,082,859	1,110,762
減価償却費・公債費を除いた行政コスト合計(B)	845,971	591,461	636,466	608,818	645,928
【収入科目】					
1 使用料収入等(C)	315,859	71,896	87,018	97,157	95,196
2 国庫支出金	—	—	—	—	—
3 その他特定財源	19,982	8,082	18,844	24,460	22,964
収入合計(D)	335,841	79,978	105,862	121,617	118,160
充当一般財源(A-D)	1,283,447	995,792	1,012,193	961,242	992,602
利用状況の推移(X)	279,558	202,594	412,914	400,992	493,180
利用者一人当たりの使用料収入等(CX)	1,130	355	211	242	193
利用者一人当たりのコスト(AAX)	5,792	5,310	2,708	2,700	2,252
利用者一人当たりのコスト(BX)	3,026	2,919	1,541	1,518	1,310

(2) 県立図書館

① バランスシート

県立図書館では、県債残高が順調に減少しているが、純資産の増加はこれに対応しているとは言えない。これは、減価償却費の計上額と県債の償還額がほぼ一致しているためである。

【表 10】 県立図書館のバランスシート

(単位:千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
【資産の部】					
1 有形固定資産	4,353,270	4,353,270	4,406,873	4,280,208	4,165,173
2 投資等	—	—	—	—	—
3 流動資産	—	—	—	—	—
資産合計	4,353,270	4,353,270	4,406,873	4,280,208	4,165,173
【負債の部】					
1 固定負債	878,354	782,232	659,828	546,420	428,421
退職給付引当金	293,976	309,344	298,431	296,514	290,007
県債残高	584,378	472,888	361,397	249,906	138,414
2 流動負債	111,491	135,963	132,632	132,686	131,980
県債翌年度元金償還予定額	111,491	111,491	111,491	111,491	111,491
賞与引当金	—	24,472	21,141	21,195	20,439
負債合計	989,845	918,195	792,460	679,106	560,351
【純資産の部】					
資産-負債	3,363,425	3,435,075	3,614,413	3,601,102	3,604,822
負債・純資産合計	4,353,270	4,353,270	4,406,873	4,280,208	4,165,173

② 行政コスト計算書

県立図書館の行政コストは大きなトレンドとしては減少傾向である。中でも人件費については削減が進んでいる。また、最近 2 年間は利用者も増加しており、それ以前と比べて、利用者 1 人当たりの行政コストは下がっている。

【表 11】 県立図書館の行政コスト計算書

(単位:千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
【行政コスト】					
1 人にかかるとの	257,178	244,439	246,439	247,585	234,871
(1) 人件費	227,802	196,139	198,082	200,011	190,510
(2) 退職給付引当金繰入	29,376	23,828	27,216	26,379	23,922
(3) 賞与引当金繰入	—	24,472	21,141	21,195	20,439
2 物にかかるとの	361,266	354,855	350,358	355,410	360,530
(1) 物件費	232,869	226,458	221,961	227,013	232,098
(2) 維持補修費	—	—	—	—	—
(3) 減価償却費	128,397	128,397	128,397	128,397	128,432
3 その他	7,669	6,688	5,359	4,754	5,463
(1) 公債費(利子分のみ)	6,262	5,340	4,417	3,494	2,572
(2) その他	1,407	1,348	942	1,260	2,891
行政コスト合計(A)	626,113	605,982	602,156	607,749	600,864
減価償却費・公債費を除いた行政コスト合計(B)	491,454	472,245	469,342	475,858	469,860
【収入科目】					
1 使用料収入等(C)	—	—	—	—	—
2 国庫支出金	—	—	—	—	—
3 その他特定財源	592	847	1,096	2,736	11,718
収入合計(D)	592	847	1,096	2,736	11,718
充当一般財源(A-D)	625,521	605,135	601,060	605,013	589,146
利用状況の推移(X)	420,580	412,163	418,947	471,046	465,354
利用者一人当たりの使用料収入等(CX)	—	—	—	—	—
利用者一人当たりのコスト(A/X)	1,489	1,470	1,437	1,290	1,291
利用者一人当たりのコスト(B/X)	1,169	1,146	1,120	1,010	1,010

(3) 雑少年自然の家

① パランシート

雑少年自然の家では、平成 20 年度に体育館の耐震補強工事を行ったため、有形固定資産の残高が増加している。

【表 12】 雑少年自然の家のパランシート

(単位:千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
【資産の部】					
1 有形固定資産	339,328	339,328	381,705	383,289	372,204
2 投資等	—	—	—	—	—
3 流動資産	—	—	—	—	—
資産合計	339,328	339,328	381,705	383,289	372,204
【負債の部】					
1 固定負債	119,768	121,528	121,583	109,820	107,410
退職給付引当金	119,768	121,528	121,583	109,820	107,410
負債残高	—	—	—	—	—
2 流動負債	—	9,614	8,613	7,850	7,570
県債翌年度元金償還	—	—	—	—	—
賞与引当金	—	9,614	8,613	7,850	7,570
負債合計	119,768	131,142	130,196	117,670	114,980
【純資産の部】					
資産－負債	219,560	208,186	251,509	265,619	257,224
負債・純資産合計	339,328	339,328	381,705	383,289	372,204

② 行政コスト計算書

最近2年間ほどは、人件費が100,000千円を下回っているが、退職給与引当金や賞与引当金が減少していることが大きく影響している。

【表 13】 梵珠少年自然の家の行政コスト計算書

(単位:千円)

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
【行政コスト】					
1 人にかかるとの	105,031	101,527	100,259	95,421	98,324
(1) 人件費	93,063	82,552	80,558	77,801	81,894
(2) 退職給与引当金繰入	11,968	9,361	11,088	9,770	8,860
(3) 賞与引当金繰入	—	9,614	8,613	7,850	7,570
2 物にかかるとの	37,364	33,023	32,790	33,115	33,724
(1) 物件費	27,100	22,759	21,972	21,758	22,079
(2) 維持補修費	480	480	550	550	560
(3) 減価償却費	9,784	9,784	10,268	10,837	11,085
3 その他	373	86	82	80	927
(1) 公債費(利子分のみ)	—	—	—	—	—
(2) その他	373	86	82	80	927
行政コスト合計(A)	142,768	134,636	133,131	128,616	132,975
減価償却費・公債費を除いた行政コスト合計(B)	132,984	124,852	122,863	117,779	121,890
【収入科目】					
1 使用料収入等(C)	—	—	—	—	—
2 国庫支出金	—	—	—	—	—
3 その他特定財源	—	—	—	—	—
収入合計(D)	—	—	—	—	—
充当一般財源(A-D)	142,768	134,636	133,131	128,616	132,975
利用状況の推移(X)	19,507	22,173	21,317	18,977	19,375
利用者一人当たりの使用料収入等(CX)	—	—	—	—	—
利用者一人当たりのコスト(A/X)	7,319	6,072	6,245	6,777	6,863
利用者一人当たりのコスト(B/X)	6,817	5,631	5,764	6,206	6,291

第4章 外部監査の結果及び意見一 概論一

1. 監査の結果及び意見の項目数

各施設にかける監査の結果及び意見の項目数は次のとおりである。

施設名	結果	意見
あすなろ医療療育センター	0	1
精神保健福祉センター	0	3
県立美術館	8	7
県立図書館	1	7
梵珠少年自然の家	1	5

※ 【監査の結果】

【監査の結果】は、今後、青森県において何らかの措置が必要であると認められる事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合についてと同様に、【監査の結果】として記載している。

※ 【意見】

【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の観点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、青森県がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

2. 監査の結果及び意見 (全般的事項)

【現金及び預金の管理について】(意見)

今回の監査においては、現金及び預金を紛失等している事例は確認されなかった。しかし、県内では、県に限らず公的機関における現金及び預金等に関する事件が今もって後を絶たない状況であることも確かである。そして、これらに共通する要素として、「第三者によるモニタリング」の不徹底が挙げられる。

「第三者によるモニタリング」とは、具体的には、現物(現金あるいは預金通帳)とその記録(通常は帳簿)の照合を担当者以外の者が行うことであるが、これを実行する場合同様にその前提が整っていないなければならない。その前提の一つは、「誰が行う」のか、「いつ行う」のかを決めておくことである。

「誰が行う」のかは、通常は出納担当者(会計・経理担当者)の上長が行い、さらに、その上長のモニタリングが適切に行われているかについても、上長の上長がもう少し低い頻度で確認する。この事務は 3 人いれば可能なため、比較的小さい組織でも実施可能である。

「いつ行う」のかは、その組織の大きさや金銭の出入りの頻度にもよるが、理想的には毎日である。金銭の出入りの頻度が低く、帳簿も一つ一つ書きである場合には出入りのあった日ごとでもよい。ただし、全ての金銭の出入りについて帳簿に記載されていることは当然であり、帳簿がないということは論外である。

前提のもう一つは、なるべく簡単に照合作業が出来るようにしておくことである。通常、事件のあった組織においても上長の確認はなされているが、それでもすぐに事件が判明しない場合が多く、被害が大きくなってから判明することがある。これは帳簿などの照合対象が複雑すぎて、上長が正しい目を通さずに確認印を押ししまつことがあるためでもある。帳簿をあまり複雑にせず、金額等の一致をできるだけ簡単に照合できるようにしておく工夫が肝要である。

今回の監査対象施設においてもこれらの体制が整っていない施設が見受けられたが、現金及び預金の管理については、金銭的被害の他にも公的機関としての説明責任もあり、あるいは出納担当者を誘因から隔離し、あらぬ疑いを被ることから守るためにも、上述した体制の構築は必要である。

【指定管理者制度導入の検討について】(意見)

青森県では、先に記載した行財政改革大綱で、『他自治体において指定管理者制度の導入事例がある施設(県立美術館、県立図書館、総合社会教育センター、県立郷土館、県立少年自然の家)については、他自治体における同制度導入後の課題や効果等を見極め、最適な管理運営の方策を検討します。』として、公の施設への指定管理者制度導入を検討しているところである。

今回の監査実施時点では、県立美術館、県立図書館、県立少年自然の家の 3 施設については、指定管理者制度を導入していない状況である。

概要でも記載したとおり、直営でなければならぬ施設というのは、基本的には、行政機関としての歴史があり、直営であることが住民に強く望まれている施設、あるいは指定管理者制度を導入した場合に事業展開及びコスト削減の両面で期待が持てない施設、また専門的な能力を有する業者が地元には存在しない場合などである。そのような観点から監査対象とした施設の指定管理者制度移行に対する監査上の意見をまとめると下記のようになる。

施設名	指定管理者制度移行に対する監査上の意見
あすなろ医療教育センター	指定管理者制度を導入したとしても、同程度の支出が発生すると推定できる。また、同施設は医療法に基づく病院であることからサービス面の向上も俄かには考えられず、指定管理者制度を導入することのメリットは現状では想定できない。
精神保健福祉センター	指定管理料に医師等のスタッフの人工費が算入されるため、コスト削減効果が乏しいと考えられる。新たな事業の展開も想定できないならば、直営での管理を継続すべきである。
県立美術館	開館 10 周年となる平成 28 年度までに、美術館の運営について、指定管理者制度導入によって効率化できる点、サービス向上が見込める点、想定される指定管理業務の範囲や委託者の想定など個々の論点について整理し、それから具体的に検討すべきである。
県立図書館	県立図書館は、現在、ボランティアを導入することによってサービスの向上と費用削減を図る方針である。先ずは、ボランティアを導入したことによるサービスの向上と経費の削減効果を確認し、その結果を踏まえた上で、指定管理者制度の導入可能性を検討することが望ましい。
県立少年自然の家	指定管理者制度の導入によって著しいサービスの向上が期待できるわけではないが、少なくとも経費削減に向けて、指定管理者制度の導入も含めて管理運営の在り方を継続的に検討する必要がある。

【施設に関する行政コスト計算書等の活用】(意見)

① 公の施設の有効性の判断

公の施設の有効性を判断するためには、公の施設としての設置意義が薄れては
ないか、また社会情勢の変化により県民ニーズがなくなっていないかなどを確認
する必要がある。

公の施設の有効性を判断する評価指標には様々なものがある。例として図書館
を挙げると、貸出冊数やレファレンス数、一冊貸出当たりの人的コストやレフ
ァレンス当たりの人的コスト、満足度調査結果などが考えられる。

有効性を判断する最も簡単な方法は、施設の利用者数の把握である。利用者数
が減少傾向にある場合、様々な要因を考慮しなければならぬが、一般的には住
民ニーズが下がっている兆候を疑うべきである。利用者数を使った評価の場合、利
用者数そのものの推移の確認に加えて、利用者 1人当たりの維持管理費用や建設
コストと利用状況を比較することも有効となる。

【表 14】 代表的な有効性の評価指標

評価指標	計算式等
① 利用者数の把握	毎年度の利用者数の推移を確認
② 一利用者当たりの施設の維持管理費用	維持管理費用 ÷ 利用者数
③ 一利用者当たりの施設の減価償却費	減価償却費(注) ÷ 利用者数

※ 減価償却費は取得価格 ÷ 耐用年数で計算される。取得価格が不明な場合には、それにか
わるものとして再調達原価を使用する。

上表の②は、毎年度の施設の維持管理費用と利用者数との関係である。維持管
理費用が多額であったり利用者数が少なかつたりした場合には指標が低くなる。上
表の③は、減価償却費と利用者数との関係である。施設建設費が多額の場合には
指標が低くなる。特に施設の存在意義が利用者数と密接に関係している施設で、指
標が低い場合には、施設を継続する必要性を検討しなければならない。また、企画
段階において十分な検討がなされなかったかについて問われることになる。

② 行政コストについて

維持管理費用と減価償却費の両方を含めた概念として行政コストがある。行政コ
ストを活用して施設の有効性を判断することも意義がある。

【表 15】 行政コストを用いた有効性の評価指標

評価指標	計算式等
① 一利用者当たりの施設の行政コスト	行政コスト ÷ 利用者数

青森県では、公の施設の一部についてパフォーマンスシート、行政コスト計算書等を作
成して公表している。その目的は、公の施設の収入・支出の状況を明らかにすると
ともに、職員のコスト管理意識の醸成やコストに対する使用料収入等の収支状況の分
析等を通じて今後の効率的な施設運営、維持管理の合理化を図ることにある。

【表 16】 青森県でパフォーマンスシート及び行政コスト計算書が作成されている施設

施設名	管理方法	施設名	管理方法
県立美術館	直営	男女共同参画センター	指定管理
郷土館	直営	子ども家庭支援センター	指定管理
総合社会教育センター	直営	白神山地ピアセンター	指定管理
県立図書館	直営	浅虫水族館	指定管理
陸奥少年自然の家	直営	青森県総合運動公園	指定管理
種差少年自然の家	直営	新青森県総合運動公園	指定管理
三沢航空科学館	指定管理	県営スクート場	指定管理
自然ふれあいセンター	指定管理	武道館	指定管理

※郷土館及び総合社会教育センターは、平成24年4月1日より一部の業務につ
いて指定管理に移行している。

青森県が、施設別の行政コスト計算書を作成・公表していることは、施設にかかわるコ
スト情報の開示の第一歩という点で評価できる。今後は、青森県の公の施設においてこ
れらの数値を活用し、改善点を探し出す端緒としたり、あるいは目標値を設定しその目
標値に向かって改善したりするなど、施設管理のツールとして活用する必要がある。

また、施設運営の有効性や効率性についての情報を県民に対してわかりやすく伝え
るために、施設自らを設定した目標値やそれに係る実績値を公表することも重要である
と考える。

3. 監査の結果及び意見の概略

各施設ごかめる監査の結果及び意見の概略は次のとおりである。表中の右欄にある「頁」は、『第5章 外部監査の結果及び意見』における当該項目の記載箇所である。

※私費会計について

今回の監査においては、県費以外の私費の管理についても言及している部分がある。この私費会計に該当するのは、県立美術館の企画展等の実行委員会に係る会計、県立図書館の複写等の業務に係る会計及び図録等の提供に係る会計、梵珠少年自然の家の実験活動教材費等に係る会計である。

私費会計については制度上包括外部監査の対象外であるが、私費であっても実質的に県の管理下に置かれた資産であり、その管理は県職員が執行する事務の一部をなしている。したがって、資産等の管理という側面では、県費と何ら変わるところがなく、県は、私費の管理に関してはたとえそれが県民全体ではなく一部の利用者等に対してであっても、責任を負っているものである。また、そのように考えれば、資産等の管理についてむしろ監査上もこれを取り上げ、今後の参考になる点も含めて指摘することは県の事務の執行の適正化に資するものである。今回の監査においては、以上の判断に基づき、監査上も私費会計について取り上げた次第である。

なお、私費会計に対して監査手続を実施することについては、各施設等の協力を得て、特に問題なく行ったことをここに記載しておく。

下表において、(※)を付した項目は私費会計に係る監査の結果または意見である。当該項目は、私費会計が制度上包括外部監査の対象外であるため、参考事項という扱いになるが、上記の理由により他の項目と同様県が措置を講じることを要する。

内 容	区分		頁
	結果	意見	
(1) 資産管理、出納管理及び支出手続について			
精神保健福祉センター	—	○	44
【未稼働の重要物品について】	—	○	57
県立美術館	—	○	58
【遊休資産(リース契約)について】	—	○	58
県立美術館	—	○	58
【帳票と現物の照合について】	—	○	58
県立図書館	○	—	78
【管理票について】	○	—	78
県立図書館	—	○	78
【現金出納帳、預金出納帳の作成】(※)	—	○	78
県立図書館	—	○	81
【複写業務及び図録等の提供業務の扱いについて】(※)	—	○	81
県立図書館	—	○	82
【青森県総合社会教育センターと県立図書館に共通して発生する経費について】	—	○	82
県立図書館	—	○	97
【古文書マイクロフィルムデジタル化業務委託の事務について】	—	○	97
梵珠少年自然の家	○	—	97
【現金、預金管理の徹底】(※)	○	—	97
梵珠少年自然の家	—	○	97
【非構造部材等の管理】	—	○	97
(2) 施設のコスト管理について			

内 容	区分		頁
	結果	意見	
あすなろ医療療育センター	—	○	36
【さまざまな医療療育センターとのコスト比較】	—	○	36
精神保健福祉センター	—	○	46
【秋田県精神保健福祉センター及び岩手県精神保健福祉センターとのコスト比較】	—	○	46
県立美術館	—	○	60
【行政コストの年次比較について】	—	○	60
県立美術館	—	○	61
【他県の施設とのコスト比較】	—	○	61
県立図書館	—	○	83
【行政コストの年次比較について】	—	○	83
県立図書館	—	○	84
【他県の図書館とのコスト比較】	—	○	84
梵珠少年自然の家	—	○	99
【行政コストの年次比較について】	—	○	99
(3) その他の論点について			
精神保健福祉センター	—	○	49
【精神ケアケア業務ごかめる事務の執行について】	—	○	49
県立美術館	○	—	63
【実行委員会の議事録について】(※)	○	—	63
県立美術館	○	—	63
【契約職員の出勤簿について】(※)	○	—	63
県立美術館	○	—	64
【経理簿と銀行残高の照合について】(※)	○	—	64
県立美術館	○	—	64
【残余財産の管理について】(※)	○	—	64
県立美術館	—	○	65
【共同主催者に対して支出した開催費担念について】(※)	—	○	65
県立美術館	—	○	66
【調達先について】(※)	—	○	66
県立美術館	○	—	67
【実行委員会の議事録について】(※)	○	—	67
県立美術館	○	—	67
【経理簿と銀行残高との照合について】(※)	○	—	67
県立美術館	○	—	68
【年報の発行について】	○	—	68
県立美術館	—	○	69
【美術館運営改革プランについて】	—	○	69
県立図書館	—	○	86
【図書館の管理運営の在り方についての継続検討】	—	○	86
県立図書館	—	○	88
【ボランティア制度の実効性を高める方策の検討】	—	○	88
梵珠少年自然の家	—	○	101
【少年自然の家の管理運営の在り方についての継続検討】	—	○	101
梵珠少年自然の家	—	○	102
【8月の利用の促進について】	—	○	102
梵珠少年自然の家	—	○	102
【主催事業の実施時期について】	—	○	102

第5章 外部監査の結果及び意見一各論一

第1 あすなる医療療育センターについて

1. 施設の概要

(1) 施設の設置目的

あすなる医療療育センターは、手足等の機能に障害のある児童並びに重度の肢体不自由と知的障害が重複している児童及び者の医療・療育(看護、訓練、保育、余暇支援、生活指導等)を行うことを目的としている。

(2) あすなる医療療育センターの概要



【表 17】 あすなる医療療育センターの概要

項目	概要
施設名	青森県立あすなる医療療育センター
所在地	青森市大字石江字江渡 101
設置根拠条例	青森県医療療育センター条例
設置年	昭和 36 年 1 月 5 日
施設の内容	入所部門: 肢体不自由児定員 50 名 重症心身障害児・者定員 50 名 通園部門: 定員 40 名
担当所管課	障害福祉課

あすなる医療療育センターは、児童福祉法及び障害者自立支援法に基づき肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設であると同時に医療法による病院でもある。

(3) 実施事業

あすなる医療療育センターにおける実施事業は下記のとおりである。

【表 18】 実施事業

実施事業	事業の内容
入院診療・入所部門	肢体不自由児病棟と重症心身障害児(者)病棟の 2 つの病棟がある。入所している児童(者)の方に、治療や機能の回復と維持のための訓練、将来の自立に向けた生活支援等を行っている。その他、一般の整形外科手術や入院を行っている。
外来診療	診療科目は整形外科(小児整形)、スポーツ整形、一般整形)、リハビリテーション(理学療法、作業療法、言語聴覚療法)である。主として障害児を対象とした診療をしているが、広く外来患者に対する診断・治療や医療相談にも応じている。整形外科においては個々の患者に応じた診療・訓練をはじめ、身体障害者手帳・特別児童扶養手当・障害児福祉手当等に必要診断書を作成している。
通園部門	発達に心配のある就学前の子供を対象に、母子で一併に通園して医療・訓練・保育・日常生活支援等の療育を通して、心身の発達を促すとともに、母親や家族に対する相談・支援を行う。
理学療法	一人ひとりの子供が、自己の能力を最大限に発揮して豊かな遊びを経験し、日常生活で自立し、社会に参加することができるよう姿勢・運動能力の改善・維持を図っている。
作業療法	日常生活活動(食事、着替え、トイレなど)、遊び、学習、コミュニケーションが苦手な子供が、家庭や地域社会(保育園・学校など)に参加するために、遊びを中心とした作業活動を通して、年齢に応じた個々の発達課題(運動機能・日常生活技能・学習基礎能力・心理社会的発達など)や生活を考慮した治療・援助・支援を行っている。
言語聴覚療法	ことばが遅い、発音がはつきりしない・違う音になる、人とのやりとりがうまくいかないなどの心配のある子供に指導や助言を行っている。また、日常生活上の行動やコミュニケーションの問題について、子供の年齢や発達状態などに応じた支援を行う。
障害児・者短期入所事業(宿泊利用)及び日中一時支援事業(時間利用)	在宅の障害児(者)の介護が、家族や介護者の諸事情により、一時的に困難になった場合に、施設に短期入所利用する事業である。
重症心身障害児(者)通園事業	重症心身障害児(者)が通所することによって、家庭で充実した日常生活がおくれるよう必要な支援を行い、日常生活での適切な知識や技術を習得できるように家族に助言又は相談に応じる事業である。
地域療育等支援施設事業	家庭訪問や地域への巡回相談、外来療育、施設支援などで療育、福祉サービス等の情報提供や相談に応じている。

2. 運営状況

(1) 利用状況

利用状況については、肢体不自由児施設入所者が平成23年度に減少している。また、肢体不自由児施設通所者については、最近5年間減少傾向にある。重症心身障害児病棟入所者及び外来患者は、ほぼ横ばいという状況である。

【表19】延利用者数の推移

区分	平成19年度					平成20年度					平成21年度					平成22年度					平成23年度																			
	入所者	一般入院	計	(1日平均)	重症心身障害児病棟入所者	肢体不自由児施設通所者	重症心身障害児(者)通園者	外来患者	日中一時支援事業利用者	短期入所利用者	入所者	一般入院	計	(1日平均)	重症心身障害児病棟入所者	肢体不自由児施設通所者	重症心身障害児(者)通園者	外来患者	日中一時支援事業利用者	短期入所利用者	入所者	一般入院	計	(1日平均)	重症心身障害児病棟入所者	肢体不自由児施設通所者	重症心身障害児(者)通園者	外来患者	日中一時支援事業利用者	短期入所利用者										
肢体不自由児	6,483	1,317	7,800	(19)	9,845	1,220	11,942	95	392	6,498	623	7,121	(20)	9,855	1,213	11,520	242	95	420	6,729	525	7,254	(20)	9,855	1,181	11,214	228	494	6,723	785	7,508	(18)	9,855	875	10,340	377	317			
病棟					(27)									(27)										(27)																
重症心身障害児病棟入所者																																								
肢体不自由児施設通所者																																								
重症心身障害児(者)通園者																																								
外来患者																																								
日中一時支援事業利用者																																								
短期入所利用者																																								

(単位:人)

(2) 職員の状況

職員の状況は、平成22年度より小児科医師が欠員となっていることを除き、大きな変化はない。

【表20】職員の状況

区分	平成19年度					平成20年度					平成21年度					平成22年度					平成23年度																			
	所長・次長	3	5	2	4	2	2	4	2	4	2	4	2	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
事務員																																								
事務員(再任用・パート)																																								
運転員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
栄養士	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
調理師	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
専任当直員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
非常勤職員(技能員)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
整形外科																																								
医師	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
小児科																																								
薬剤師	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

(単位:人)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
放射線技師	1	1	1	1	1
看護師	1	1	1	1	1
看護師長	1	1	1	1	1
肢体不自由児病棟					
看護師	15	17	17	17	17
准看護師	1	1	1	1	1
期限付臨時職員(看護師)	2	2	2	2	2
非常勤職員(看護助手)	1	1	1	1	1
重症心身障害児者病棟					
看護助手	17	18	18	18	18
看護師	1	1	1	1	1
期限付臨時職員(看護師)	1	1	1	1	1
育成指導科					
児童指導員	3	3	3	3	3
保育士	7	7	7	7	7
非常勤職員(介護技術員)	4	4	4	4	4
期限付臨時職員(保育士)	1	1	1	1	1
合計	89	86	87	88	89

(青森県立あすなろ医療療育センター 組織及び職員の配置状況(4月1日現在))

(3) 運営にかかる費用

あすなる医療療育センターにかかる歳入及び歳出は、肢体不自由児施設特別会計の中に含まれている。

【表 21】 あすなる医療療育センターにかかる決算額の推移

(単位:千円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
01 報酬	8,818	9,352	9,442	9,517	9,560
02 給料	331,626	318,626	303,273	302,629	294,637
03 職員手当等	301,959	436,201	296,494	270,870	263,227
04 共済費	109,950	110,137	101,823	114,931	113,135
07 貸金	17,804	14,405	14,789	15,031	13,572
08 徴収費	2,357	2,840	3,601	3,065	4,300
09 旅費	2,136	1,823	2,534	1,871	1,508
10 交際費	10	10	10	10	10
11 需用費	71,207	70,312	65,753	67,835	62,854
12 役員費	2,826	4,329	4,229	4,412	4,251
13 委託料	27,523	28,475	27,921	28,533	29,486
14 使用料及び賃借料	8,217	7,926	6,560	8,035	7,136
15 工事請負費					
18 備品購入費	4,382	3,727	4,811	1,452	1,272
19 負担金補助及び交付金	1,156	845	744	728	773
20 扶助費	9,805	9,720	10,650	10,897	10,134
27 公課費	70	32	69	25	55
合計	899,846	1,018,750	852,693	839,843	816,400
△財源>					
使用料手数料	471,846	471,640	466,862	474,633	446,068
財産収入	559	562	547	562	476
寄附金				30	
繰入金	427,001	546,381	380,448	356,765	367,048
繰越金	3,642	6,827	10,940	10,983	8,956
諸収入	3,627	4,280	4,879	5,827	6,565
一般財源	△6,829	△10,940	△10,983	△8,957	△12,713

運営に係る費用については、平成 20 年度の職員手当等の増加を除いて大きな変化はない、平成 20 年度の職員手当等の増加は、以下のように、定年又は勧奨退職者が多く退職手当の増加による。

区分	退職者数	左のうち定年、勧奨退職者数	退職手当の額
平成 19 年度	6 人	4 人	100,212 千円
平成 20 年度	10 人	9 人	248,713 千円
平成 21 年度	8 人	5 人	135,148 千円
平成 22 年度	4 人	4 人	101,627 千円
平成 23 年度	8 人	4 人	109,838 千円

3. 監査の結果及び意見

(1) 資産の管理について

① 実施した監査手続

- ・ 診療収入、障害児施設給付金収入等にかかる規則等を確認し、抽出した例について事務の適切性を検証した。収入内訳表から預入取引を抽出し、調定額及び収入済額と収入日計表(銀行預入額)を突き合わせた。
- ・ 公有財産及び重要物品にかかる規則等を確認し、抽出した例について事務の適切性を検証した。
- ・ 一部の重要物品について実査を実施し、これに関する資料との整合性を確認した。また、施設を視察し、公有財産及び重要物品の使用状況を確認した。
- ・ 薬剤室を視察し、薬剤の保管状況を確認した。
- ・ 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

(2) 支出手続について

① 実施した監査手続

<ul style="list-style-type: none"> 抽出した例について予算執行に関する資料及び支出命令に関する資料を閲覧し、支出の妥当性を検討した。 抽出した例について予算執行にかかるとの契約書及び仕様書等を閲覧し、契約内容及び事業の実施方法の妥当性を検討した。 抽出した例について入札に関する資料を閲覧し、事務処理の適正性を検証した。
<ul style="list-style-type: none"> 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

(3) 施設にかかるコストの計算について

① 実施した監査手続

<ul style="list-style-type: none"> 青森県立はまなす医療療育センター(※)と施設の利用状況、職員の状況、収入及び支出の状況について比較し、施設運営の効率性及び有効性を検討した。 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

※ 青森県立はまなす医療療育センター(以下「はまなす医療センター」という。)(八戸市に設置)は指定管理者として日本赤十字社青森県支部が運営している。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

③ 意見

【はまなす医療療育センターとのコスト比較】

1) 施設の利用状況について

肢体不自由児施設入所者数については、あすなる医療療育センターは、はまなす医療療育センターに比べて大幅に少ない。肢体不自由児施設の定員は、あすなる医療療育センターが50名であり、はまなす医療療育センターが42名であることから大きな差異はない。しかし、あすなる医療療育センターは、施設の仕様が開設時(昭和36年)から大きく変わっていないため、確保できるベッド数が20床程度と少なく、このことが肢体不自由児施設入所者の数に影響していると考えられる。

【表 22】 施設の利用状況(平成 23 年度)

区分	あすなる医療療育センター	はまなす医療療育センター
肢体不自由児施設 平均入所者	15.1	36.5
重症心身障害児施設 平均入所者	27.0	29.4
肢体不自由児施設 平均通園者	3.3	5.7
重症心身障害児施設 平均通園者	3.9	5.8
1日あたりの外来患者数	48.0	51.6
日中一時支援事業 利用者(人)	418	
短期入所事業利用者(人)	278	16

(単位:人/日)

2) 職員の状況について

職員数について、あすなる医療療育センターとはまなす医療療育センターに大きな相違はない。ただし、あすなる医療療育センターの小児科医師は欠員となっている。

【表 23】 職員の状況(平成 23 年 4 月 1 日現在)

区分	あすなる医療療育センター	はまなす医療療育センター
総務課・事務部		
事務員	7	6
運転員	2	1
栄養士	1	1

(単位:人)

区分	あすなる医療療育センター	はまなす医療療育センター
調理師	4	6
専任当直員(非常勤)	2	2
非常勤職員(労務員)	1	—
整形外科	—	—
医師(所長含む)	2	2
理学療法士	7	5
作業療法士	3	4
言語聴覚士	1	1
放射線技師	—	1
柔道整復師	—	1
児童指導員	—	2
小児科(育成指導科)	—	—
医師	—	2
薬剤師	1	1
放射線技師	1	—
児童指導員	3	—
保育士	7	12
介護技術員(非常勤)	4	—
看護科	—	—
看護師長	1	1
肢体不自由児病棟	17	17
重症心身障害児者病棟	19	20
外来通園	—	—
非常勤職員(看護師)	2	—
非常勤職員(労務員)	1	—
期限付臨時職員	—	—
合計	86	88

※ はまなす医療療育センターの職員数は育児休業等々の休職者を除いている。同じ条件とするために、あすなる医療療育センターの期限付臨時職員 3人を除き合計は 86人としている。

3) 収入及び支出の状況について

支出の状況については、あすなる医療療育センターとはまなす医療療育センターに大きな相違はない。
収入の状況については、あすなる医療療育センターの使用料手数料が、はまなす医療療育センターに比べてかなり少ない。これは、上記の「施設利用の状況について」でも記載したとおり、肢体不自由児施設入所者数が少ないことが主な原因と考えられる。

【表 24】 収入及び支出の状況(平成 23 年度決算額) (単位:千円)

区分	あすなる医療療育センター	はまなす医療療育センター
《支出》		
01 報酬	9,560	3,400
02 給料	294,637	274,947
03 職員手当等	263,727	253,380
04 共済費	113,135	84,975

区分	あすなる医療療育センター	はまなす医療療育センター
07 賃金	13,572	33,533
08 報償費	4,300	810
09 旅費	1,508	2,906
10 交際費	—	20
11 需用費	62,854	74,741
12 役務費	4,251	4,877
13 委託料	29,486	36,262
14 使用料及び賃借料	7,136	13,902
16 原材料費	—	73
18 備品購入費	1,272	4,060
19 負担金補助及び交付金	773	892
20 扶助費	10,134	13,153
27 公課費	55	40
合計	816,400	801,970
《収入》		
使用料手数料	446,068	674,579
財産収入	476	—
繰入金	367,048	121,526
繰越金	8,956	7,263
諸収入	6,565	1,896
一般財源	△12,713	△3,292

*はまなす医療療育センターの支出は事業報告書より作成

*備品購入費は県の直接支出額

4) 結論(職員の配置について)

あすなる医療療育センターは、はまなす医療療育センターに比べて、繰入金(県負担額)が 246 百万円多い。これは、収入の使用料手数料が 228 百万円少ないためであり、肢体不自由児施設入所者数が少ないことに起因するものである。同施設の支出の状況には大きな相違はないことから、指定管理者制度を導入したとしても同程度の支出が発生すると推定できる。また、あすなる医療療育センターは、医療法に基づく病院であることからサービスマスの向上も俄かには考えられず、指定管理者制度を導入することのメリットは現状では想定できない。

一方、支出の状況では、給料、職員手当等、共済費、賃金が多くを占めている。肢体不自由児又は重症心身障害児入所施設では、その運営にあたり職員数を十分に確保することが求められているためである。医療法施行規則及び厚生労働大臣が定める基準等によって、医療型障害児入所施設の施設基準(人員基準、以下「施設基準」という。)が定められており、あすなる医療療育センターの職員数を施設基準の人員数と比較したところ、施設基準の定めのある職種については、施設基準の人員数に比べても大きな差がない状況である。

【表 25】 あすなる医療療育センターの人員配置と施設基準

区分 (※1)	あすなる医療療育センターにおける人員配置 状況(平成23年4月1日現在)			備考	施設基準
	正職員 常勤	臨時 職員 常勤	非 常勤		
所長(医師)	1	1	1		●医療法施行規則第19条第1項第1号 入院患者の数を25を超えて、5を超えて 除いた数に五十二を三とし、五十二を超え る場合には当該特定から五十二を減じた数に 十六を加えた数に三を加えた数
医師	1		1		
栄養士	1		1		●医療法施行規則第19条第1項第6号 (病床数100以上の病院にあっては1)
薬剤師	1		1		●医療法施行規則第19条第3号 入院患者の数を70を超えて除いた数と外来患者に 係る入院患者の数を七十五を超えて除いた数と を加えた数(その数が一に満たないときは一とす る。)
理学療法士	7		7		●特種診療料等の施設基準等 (脳血管疾患等)ハセラピューズ科(11)
作業療法士	3		3		(理学5、作業3、言語1以上で、合計10以上)
言語聴覚士	1		1		●医療法施行規則第19条第3号 非常勤の 入院患者の数を三を超えて除いた数(二に満たない 数が生じたときは、その端数を一)に、外来患者の 数が三十三とその端数を増すこと一を加えた数 ●基本診療料等の施設基準 (障害者施設等)入院基本料10対1入院基本料(※2)
看護師	36	3	2 41		(※3)
看護師					●人員に関する基準 (肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症 心身障害児施設)それぞれ、児童指導員1、保育士1 以上、合計6名)
児童指導員	3		3		
保育士	7		7		

(※1) 施設基準に定めのない職種又は医療法施行規則第19条第1項第7号(病児の病情に応じた適当数)として
いる職種は除く。

(※2) 1日に看護を行う看護職員の数は、常時、入院患者の数が10又はその端数を増すごとに11以上であること。
夜勤を行う看護職員の数は2以上であること。

(※3) 看護師の月間平均夜勤日数は8日間が標準とされているため(人事院判定)、3交代2日夜勤の場合の必要
看護師数は、(深夜看護師数+深夜看護師数)×月31日+8日=必要看護師数となる。あすなる医療療育セ
ンターでは、(2+2)×31+8日=15.5人と16人となり、病棟が2つあるので16人×2=32人となる。これに対
応する配置状況は肢体病棟16人、重症心身病棟18人、合計34人である。

今後、あすなる医療療育センターは「青森県医療療育センター整備基本構想」
(平成23年3月策定)に沿って、肢体不自由児施設及び重症心身障害児者施設
(医療型障害児入所施設)から、医療施設としての有床診療所(病床数19床)及び
福祉施設としての指定福祉型障害児入所施設(障害児を入所させて、保護、日常
生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設)等への転換が推
められていく。

有床診療所及び指定福祉型障害児入所施設の施設基準は、従来に比べて緩和
されている。県としては、あすなる医療療育センターへの繰入金(県支出額)を減ら
すためにも、規模の縮小に応じた職員の配置や非常勤職員等の有効活用を図る必
要がある。

第2 精神保健福祉センターについて

1. 施設の概要

(1) 施設の設置目的

精神保健福祉センターは、県民のこころの健康の保持増進や精神障害者の社会
復帰の促進など、精神保健福祉の総合的技術センターとして、精神科医師、精神保
健福祉士、臨床心理技術者、保健師、看護師、作業療法士などの専門職員が、関係
機関と協力しながら活動を行っている。

(2) 精神保健福祉センターの概要



【表 26】 精神保健福祉センターの概要

項目	概要
施設名	青森県立精神保健福祉センター
所在地	青森市大字三内字沢部 353-92
設置根拠条例	青森県立精神保健福祉センター条例
設置年	平成6年11月1日
施設の内容	本棟(2階建) 相談室(3)、心理検査室、診察室(2)、処置室、集団治療室、静 養室、資料室、図書室、研修室、多目的ホール、調理室、陶芸 室、手芸室、音楽室、体育館
担当所管課	障害福祉課

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)は、
その第6条第1項において、都道府県(指定都市)が精神保健の向上及び精神障害
者の福祉の増進を図るための機関(精神保健福祉センター)を設置することを規定し
ている。

(3) 実施事業

精神保健福祉センターにおける実施事業は下記のとおりである。

実施事業	事業の内容
企画立案	広く県民のこころの健康と福祉に寄与するため、専門的見地から、関係機関に対して精神保健福祉に関する提案、意見具申を行っている。
技術指導援助	地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村等関係機関からの派遣要請を受けて、センター職員が、講師として講演することや各種審議会等の委員として意見具申するなど、専門的立場から技術指導及び援助を行っている。
教育研修	保健所・市町村や障害福祉サービス事業所等に従事する職員に対して、精神保健福祉に関する知識の習得と技術の向上を図ることを目的に、専門的研修や事例検討等の実地研修を行っている。
普及啓発	精神障害者の社会復帰及び社会参加を促進していくためには、地域住民の関心と理解を深めていくことが重要である。このため、精神保健福祉に関する印刷物の発行、資料貸出、ホームページの更新等により広く県民に対し、普及啓発活動を行っている。
調査研究	地域精神保健福祉活動に必要な精神保健福祉に関する諸問題について調査研究を行っている。地域精神保健福祉センターに直接問い合わせるアンケートを取り上げて研究会において発表している。
	精神保健福祉相談・診療は、こころの電話相談、精神保健福祉相談及び精神科クリニックを三位一体として実施している。また、入院が必要時には県内の病院を紹介する等、相談・診療、入院治療へ一貫した体制をとっている。
	【相談・診療のプロセス】 ↓(←来所相談が必要な場合) ↓(←診療が必要な場合) 精神保健福祉相談(インテーク面接、他機関紹介、継続相談) ↓(←相談が必要な場合) 精神科クリニック(精神療法、薬物療法、心理検査、臨床検査)
	思春期、アトピー・薬物関連問題、認知症等に関する諸問題の解決及び相談者の精神的健康の保持増進を目的として、相談・診療、教育研修、普及啓発などを行っている。
特定相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期精神保健相談・精神科クリニック(思春期専門外来) ・思春期・青年期本人グループ(グループ活動開催) ・思春期・青年期家族教室(家族教室開催) ・教育研修(思春期問題研修開催) ・普及啓発(出版物の配布)
組織の育成	地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。青森県精神保健福祉協会、青森県精神保健福祉会連合会、青森県精神保健福祉ボランティア連絡協議会等県単位で活動している組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村等の地区単位で活動している団体に対して技術指導や情報提供等の支援を行っている。
精神医療審査会	精神医療審査会の事務を行っている。精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するために精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ一時的な機関として審査を行っている。
通院医療費等判定会	通院医療費等判定会の事務を行っている。通院医療費等判定会は精神障害者の通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の申請に対する審査、判定を行っている。
精神科アイケア	回復途上の精神障害者が社会復帰や社会参加ができるように集団療法を用い、レクリエーション、スポーツ、創作活動、社会生活技能訓練などを行っている。

2. 運営状況

(1) 利用状況

精神保健福祉センターの利用状況(事業等の実績及び利用件数実績)は、平成23年度の技術指導援助が若干少ないものの、その他の項目については、ほぼ同じ水準で推移している。

【表28】 事業等の実績及び利用件数実績

区分	単位	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
技術指導援助(指導等回数)	回	150	153	133	110	87
教育研修(研修回数)	回	6	10	8	7	6
こころの電話(相談件数)	件	2,109	1,906	1,912	2,012	1,850
精神保健福祉相談(相談件数)	件	366	367	400	357	325
精神科クリニック(患者数)	人	504	533	704	702	764
精神科アイケア(参加者数)	人	5,129	4,806	4,819	4,882	5,056

(「青森県立精神保健福祉センター所報」より)

(2) 職員の状況

精神保健福祉センターは、ほぼ同じ人数で事業を実施している。
平成23年4月1日時点には看護師が0.5人(再任用)増えている。

【表29】 職員の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	(単位:人)
医師(常勤)	2	2	2	2	2	2
看護師(常勤)	1	1	1	1	1.5	2
保健師	4	3	2	1	1	1
作業療法士	2	2	2	2	2	2
精神保健福祉士	1	0	0	0	0	0
臨床心理士	2	3	3	3	3	3
自殺対策担当員	0	0	0	0	1	1
電話相談員(非常勤)	2	2	2	2	2	2
事務(常勤)	4	5	6	4	5.5	2
運転技能員	1	1	1	1	1	1
事務(非常勤)	1	1	1	1	1	1
期限付臨時職員	0	0	0	0	0	0
合計	20	20	20	19	20	20

(「青森県立精神保健福祉センター所報」より)

※ 非常勤含む

(3) 運営にかかる費用

精神保健福祉センターの決算の状況(運営にかかる費用)に大きな増減はない。細かく言えば、職員の状況の変化に対応して給料及び職員手当等が平成 22 年度、平成 23 年度と若干少なくなっている。

【表 30】精神保健福祉センターにかかる決算額の推移

(単位:千円)

《精神保健福祉センター費》	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
01 報酬	3,754	3,699	3,746	3,640	3,829
02 給料	75,920	78,099	76,067	65,711	65,466
03 職員手当等	51,505	53,182	51,020	44,328	43,045
04 共済費	24,804	27,067	25,600	24,605	24,310
07 賃金	1,393	1,404	1,440	2,399	2,564
08 報償費	674	725	860	757	749
09 旅費	1,208	1,593	1,338	1,358	1,116
11 需用費	15,972	14,066	11,788	11,770	13,140
12 役務費	1,015	1,027	1,102	937	1,087
13 委託料	5,263	5,381	5,484	5,476	5,775
14 使用料及び賃借料	1,522	1,755	1,678	1,714	1,541
15 工事請負費	—	—	4,909	620	3,347
18 備品購入費	1,014	1,051	759	492	2,180
19 負担金補助及び交付金	202	126	180	156	139
27 公課費	69	32	69	25	100
合計	184,315	189,207	186,040	163,988	168,388
《財源》					
使用料手数料	41,172	38,802	39,430	44,372	44,444
国庫支出金	1,189	977	793	872	829
諸収入	—	—	—	—	207
一般財源	141,954	149,428	145,817	118,744	122,908

※ 決算統計節別(現年度分)より作成

3. 監査の結果及び意見

(1) 資産の管理について

① 実施した監査手続

- ・患者(リニック)・参加者(精神科デイケア)の負担金額(測定額)にかかる規則等を確認し、抽出した例について事務の準拠性を検証した。収入内訳表から預入取引を抽出し、測定額及び収入済額と収入日計表(銀行預入額)を架合した。
- ・公有財産及び重要物品にかかる規則等を確認し、抽出した例について事務の準拠性を検証した。
- ・一部の重要物品について実査を実施し、これに関する資料との整合性を確認した。また、施設を視察し、公有財産及び重要物品の使用状況を確認した。
- ・薬剤の保管方法を確認し、その管理状況を確認した。
- ・上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

③ 意見

【未稼働の重要物品について】

現在、リラクゼーションルームは倉庫として使用されており、その中に置かれている心電計及びボディアニックリラクゼーション機器(下記)は使用されずに保管されている状態であった。今後も使用しないのであれば、滅失手続きを経て廃棄することが望まれる。

品名	購入月	平成 23 年度末現在高
心電計	平成 6 年 10 月	2,212,749 円
ボディアニックリラクゼーション	平成 6 年 10 月	1,142,064 円

(2) 支出手続について

① 実施した監査手続

<ul style="list-style-type: none"> ・ 抽出した例について予算執行に関する資料及び支出命令に関する資料を閲覧し、支出の妥当性を検討した。 ・ 抽出した例について予算執行にかかると契約書及び仕様書等を閲覧し、契約内容及び事業の実施方法の妥当性を検討した。 ・ 抽出した例について入札に関する資料を閲覧し、事務処理の適正性を検証した。 ・ 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

(3) 施設にかかるコストの計算について

① 実施した監査手続

<ul style="list-style-type: none"> ・ 県外の類似施設とコスト構造を比較し、施設運営の効率性及び有効性を検討した。 ・ 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

③ 意見

【秋田県精神保健福祉センター及び岩手県精神保健福祉センターとのコスト比較】

1) 実施業務について

精神保健福祉法第6条第1項は、都道府県及び指定都市に精神保健福祉センターを設置することを規定している。

同条第2項には、精神保健福祉センターが行う業務として以下のものが規定されている。

- ・ 精神保健福祉に関する知識の普及
- ・ 精神保健福祉に関する調査研究
- ・ 精神保健福祉に関する複雑困難な相談指導
- ・ 精神医療審査会の事務局の役割
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付の判定
- ・ 通院医療費の公費負担の判定
- ・ 障害者自立支援法の規定により市町村に対して意見を述べ必要な援助を行うこと

青森県立精神保健福祉センターでは上記の法定業務をすべて実施しており、法定業務に加えて、精神科クリニック及び精神科クリニックも実施している。

一方、秋田県精神保健福祉センター及び岩手県精神保健福祉センターは、上記の法定業務は実施しているが、法定業務ではない精神科クリニック及び精神科クリニックは実施していない。

2) 職員の状況について

青森県立精神保健福祉センターと秋田県精神保健福祉センター及び岩手県精神保健福祉センターの職員数を比較する。

職員数の比較では、上記の精神保健福祉センターの実施業務の違いがあること、秋田県は福祉相談センター(身体障害者、知的障害者の更生相談業務等)を併設しており複合施設となっていること、岩手県では精神保健福祉センターが福祉総合相談センター(中央児童相談所、婦人相談所、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所、精神保健福祉センター)に統合されており、複合施設となっていることを考慮して分析を行う。

1 ここでは、秋田県精神保健福祉センター及び岩手県精神保健福祉センターと区別するため、青森県立精神保健福祉センターと記載する。

なお、精神保健福祉センター運営要領(平成8年1月19日健医発第57号厚生省保健医療局長通知)では、職員の構成については、業務に支障がないときは職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することは差支えないこととされている。

【表 31】 職員の比較 (単位:人)

区分	青森県	秋田県	岩手県
医師(常勤)	2	1	—
医師(非常勤)	—	—	2
看護師(常勤)	1.5	—	—
看護師(非常勤)	—	—	1
保健師	1	2	3
保健師(非常勤)	—	—	1
作業療法士	2	—	—
臨床心理士	—	3	—
心理判定員	—	2	3
自殺対策担当員	1	—	—
事務(常勤)(専任)	5.5	1	1
事務(常勤)(兼任)	—	—	2
運転技能員	—	1	1
事務(非常勤)	—	1	—
非常勤職員	—	2	4
臨時職員	—	—	1
合計	20	14	16

※ 非常勤含む。
※ いずれの県も平成 23 年 4 月 1 日現在の人数である。

青森県立精神保健福祉センターの職員数合計は、秋田県精神保健福祉センター及び岩手県精神保健福祉センターに比べて多いのであるが、これは精神科デイ・ケア業務及び精神科クリニック業務を実施しているためである。すなわち、これらの業務のために作業療法士、臨床心理士及び看護師(常勤)を配置している。精神科デイ・ケア業務及び精神科クリニック業務に従事する職員は以下のとおりである。

【表 32】 精神科デイ・ケア業務及び精神科クリニック業務に従事する職員

精神科デイ・ケア業務	青森県		
	医師 1 人(兼任)、看護師 0.5 人、作業療法士 2 人、臨床心理士 1 人	秋田県	岩手県
精神科デイ・ケア業務	—	—	—
精神科クリニック業務	—	—	—
合計	—	—	—

また、青森県立精神保健福祉センターの事務(常勤、専任、兼任、非常勤)は、秋田

県精神保健福祉センター及び岩手県精神保健福祉センターに比べて多い。

これは、秋田県、岩手県は複合施設であることから、総務(庶務)業務を兼任としてお、事務(専任)が計上されていないこと、また、青森県は事務(専任)が精神医療審査会業務や精神障害者の自立支援医療費及び精神障害者保健福祉手帳の業務に従事しているが、秋田県、岩手県では心理判定員等の専門職員が従事していること(依っている)。

総務(庶務)業務や精神医療審査会業務等に従事する職員は以下のとおりである。

【表 33】 総務(庶務)業務や精神医療審査会業務等に従事する職員

総務(庶務)業務	青森県		
	専任者あり	事務(常勤) 3 人	兼任
精神医療審査会業務	秋田県	兼任	事務(常勤) 2 人(福祉相談センターと兼任)
精神障害者の自立支援医療費及び精神障害者保健福祉手帳の業務	岩手県	兼任	計上なし(福祉総合相談センター内で兼任)
精神障害者保健福祉手帳の業務	青森県	事務(常勤、専任) 2.5 人	—
	秋田県	事務(常勤、専任) 1 人、心理判定員 1 人、保健師 1 人	—
	岩手県	事務(常勤、専任) 1 人、心理判定員等	—

3) 支出の状況について

ここでは、青森県立精神保健福祉センターと岩手県精神保健福祉センターの支出の状況(給料、職員手当等、共済費を除く)を比較し、精神保健福祉センターの支出状況の違いを明らかにする。なお、精神保健福祉センターの上記の「職員の状況について」において職員数を比較しているため、給料、職員手当等、共済費を除いている。

青森県立精神保健福祉センターの支出の状況は、岩手県精神保健福祉センターに比べて、需用費が多くなっている。これは、精神科デイ・ケア業務の実施によつてい

【表 34】 支出の状況

区分	(単位:千円)	
	青森県	岩手県
01 報酬	3,829	6,835
07 賃金	2,564	—
08 報償費	749	828
09 旅費	1,116	3,713
11 需用費	13,140	2,813
12 役員費	1,087	592
13 委託料	5,775	360
14 使用料及び賃借料	1,541	210
15 工事請負費	3,347	—
18 備品購入費	2,180	—
19 負担金補助及び交付金	139	150
27 公課費	100	—
合計	35,567	15,501

※ 岩手県 平成 23 年度予算(給料、職員手当等、共済費を除く)(県依頼入手資料)

4)結論(他県施設との比較結果)

上述のとおり、青森県立精神保健福祉センターの運営が効率的に行われているか、秋田県精神保健福祉センター及び岩手県精神保健福祉センターと実施業務の状況、職員の状況、支出の状況について比較を行った。

結論としては、青森県立精神保健福祉センターは、法定業務に加え、精神科デイケア、精神科クリニックを実施していることにより、従事する職員が多くなり人件費が増加している、また同時に需用費も増加している状態である。また、秋田県・岩手県と異なり単独施設であるがために、総務(庶務)業務にもコストをかけている状態であるといえる。

精神科デイケア、精神科クリニックについては、次項【精神科デイケア業務にかかるとの事務の執行について】で意見を述べることとなるが、少なくとも、総務(庶務)業務は、単独機関で行うよりも他の相談機関等との兼務を促す方が全体としての人員は少なめの効率的に行えるといえる。

一定の規模を確保することによって総務(庶務)業務にかかるとの人員を圧縮し、より効率的な施設運営を行うためには、将来的に隣接するつしが丘病院や他の相談機関等との併設あるいは事務部門の統合も視野に入れて検討していくことが望ましい。

【精神科デイケア業務にかかるとの事務の執行について】

精神科デイケアは回復途上の精神障害者が社会復帰や社会参加できるように集団療法を行うものである。上述したとおり精神保健福祉センターにとって、精神科デイケアは精神保健福祉法の法定業務ではない。

そこで、まず精神保健福祉センターにおいて精神科デイケアを実施する意義について検討する。精神科デイケアを行う対象となる潜在的な需要者としての精神障害者数は青森市を含む東地方保健所管内に2,092人いる(平成23年度末現在)。精神科デイケア(大規模定員50人又は70人)を実施している精神科病院は青森市内に3カ所(精神保健福祉センター、生協さくら病院、芙蓉会病院)があり、潜在的な需要者が顕在化するかどうかはわからないもの、潜在的な需要者としての精神障害者数に比べて、この定員はかなり少ないといえる。また、現在、精神保健福祉センターではその1日平均参加者数を概ね確保していることから精神障害者の社会復帰や社会参加に向けて効果が上がっていると評価すべきであり、精神科デイケアを実施する意義は当然に認められるものである。

次に、法定業務ではなく、民間精神科病院でも実施している精神科デイケアを行うためには同事業で採算をとることが求められる。

採算をとるためには、収入の増加が必要である。次の表は、精神保健福祉センターの精神科デイケアの実施日数及び参加者数を県内民間精神科病院の実施するそれと比較したものである。1日平均参加者数に大きな違いはないが、実施日数が少なく、参加者数が大幅に少なくなっている。治療上のプログラムの違いがあることは承知の上であるが、精神保健福祉センターは、もっと実施日数を増やし診療報酬収入(使用料手数料)を増やすことを真剣に検討する必要がある。

【表 35】精神科デイケアの実施日数及び参加者数

区分	単位	精神健康福祉センター	A病院
精神科デイケア実施日数	日	189	245
参加者数	人	5,056	7,346
1日平均参加者数	人/日	26.8	29.9

※ 県に調査を依頼して入手(平成23年度)(公表数値ではないため病院名を省略している。)

また、上述した精神保健福祉センターの職員の状況では、秋田県精神保健福祉センター及び岩手県精神保健福祉センターよりも精神科デイケアを実施していることにより多い人員配置となっていると記載した。精神科デイケアの施設基準に基づいて人員を配置して、教材費等の需用費の削減に努めることにより、秋田県及び岩手県精神保健福祉センターに比べて多くなっている人件費と教材等にかかる需用費を精神科デイケアによる診療報酬収入獲得額以下にすることも必要である。

(参考)精神科デイケアの施設基準(社会保険診療報酬制度による施設基準)

施設基準を充足しなければならない、社会保険診療報酬制度では700点/日(7000円/人・日)である。

精神科医師及び専任する3人の従事者(作業療法士又は看護士のいずれか1人、看護師1人、臨床心理技術者1人、精神保健福祉士1人)の4人で構成する場合にあっては、患者数は、当該従事者4人に対して1日50人を限度とする。

なお、精神科デイケア業務について、指定管理者制度の導入又は隣接する青森県立つしが丘病院(精神科病院)に移転することでコストの削減が図れないか検討した。

指定管理者制度を導入することについては、指定管理業務の受託者が医師1人の専任者を配置することになり、当該受託者の採算がとれず応募する民間事業者等がないように思われる。逆に県の側から見た場合、受託者が採算を取れる金額で指定管理料(委託料)を設定した場合には、相当額の指定管理料を設定せざるを得ず、コストの削減にならない可能性が高い。

精神保健福祉センターをつしが丘病院(精神科病院)に移転することについては、精神保健福祉センターの法定業務を行うために兼任である場合も含めて一定数の職員配置が必要であることから、同センター内で法定業務と精神科デイケア業務を兼任すること、つしが丘病院に移転して同病院内で兼任することは、場所を変えただけで実質的に同じであり、発生するコストに大きな差異がないと考えられる。

したがって、現状のように精神保健福祉センターにおいて精神科デイケア業務を実施していくには、精神科デイケア業務に係る費用(追加費用)と獲得できる診療報酬収入(追加収入)を対比して採算が取れるのかを検討して、診療報酬収入をより多く獲得するともに人件費や需用費を削減することによって採算性を高めることが最も重要である。

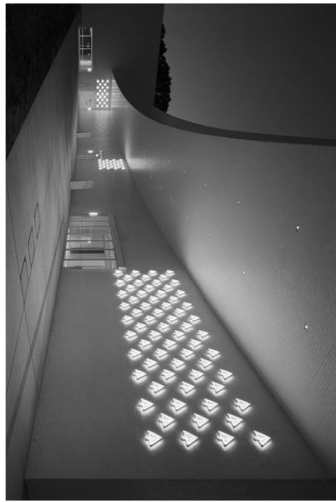
第3 県立美術館について

1. 施設の概要

(1) 施設の設置目的

美術その他の芸術の鑑賞及び学習の機会並びに創作活動の場の提供を行うことにより、県民の芸術に関する活動への参加を支援し、もって文化の振興を図ることである(青森県立美術館条例第1条)。

(2) 県立美術館の概要



【表 36】 県立美術館の概要

項目	概要												
施設名	青森県立美術館												
所在地	青森市安田字近野 185												
設置根拠条例	青森県立美術館条例												
設置年月日	平成 18 年 4 月 1 日 青森県立美術館開館準備室設置 平成 18 年 7 月 13 日 開館												
施設の内容	敷地面積 129,536.37 m ² 建築面積 7,228.72 m ² 延床面積 21,133.13 m ² 地上 3 階、地下 1 階 展示室、映像室、シアター、スタジオ、コミュニティホール、ワークショップ、図書室、収蔵庫、事務室、ミュージアムショップ、カフェ等												
建設費等	建設費 10,955 百万円 備品等 300 百万円 美術品収集費 4,065 百万円												
収蔵作品	7,221 点(寄託分を含む)												
開館期間・時間	10 月 1 日～5 月 31 日 9:30～17:00(入館は 16:30 まで) 6 月 1 日～9 月 30 日 9:00～18:00(入館は 17:30 まで) 休館日 毎月第 2、第 4 月曜(祝日の場合はその翌日)、年末年始												
利用料等	常設展 (単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人</th> <th>団体(20 名以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>500</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>大学生・高校生</td> <td>300</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>中学生・小学生</td> <td>100</td> <td>80</td> </tr> </tbody> </table>	区分	個人	団体(20 名以上)	一般	500	400	大学生・高校生	300	240	中学生・小学生	100	80
区分	個人	団体(20 名以上)											
一般	500	400											
大学生・高校生	300	240											
中学生・小学生	100	80											
担当所管課	観光国際戦略局観光企画課												

① 運営方針

県立美術館(以下「美術館」といふ。)は、県民に親しまれ、愛される、県民のための美術館をめざして、全国の都道府県立美術館としては最後に開館した。下記の 4 点を運営方針とする。

ア. 青森県の芸術風土を世界に向けて発信する

青森県の豊かな芸術風土や隣接する三内丸山遺跡に埋蔵された縄文のエネルギーを芸術創造の源泉として捉えながら、強烈な個性を有する青森県のアーティストたちの原風景を探索し、青森県の芸術風土を世界に向けて発信する。

イ. 優れた芸術を体験できるよう図る

美術をはじめとして、映画、演劇、音楽など様々な文化芸術活動を活発に展開し、県民が驚きや感動を体験するとともに、新しい価値観と出会う場を積極的に創る。

ウ. 子どもの感性と想像力を育む

青森県の未来を担う子どもの育成を重視して、「こども美術館」のイメージの下に、

子どものころから美術館や芸術に親しみ、豊かな感性や創造力を育むよう総合的な事業展開を図る。

エ. 県民とともに活動する

県民が美術館の活動に積極的に参加できるよう常に工夫し、県民とともに暮らすことを目指す。多くの県民が美術館の事業に参加できるよう、ボランティアやインクルーシブ、障害者による鑑賞等の機会を確保する。

② 博物館法上の位置づけ

美術館は博物館法上、博物館相当施設とされている。他の県立美術館は多くが登録博物館となっているが、公立の登録博物館は教育委員会の所管となるため、観光事業などと連携して運営したい場合は登録しないこともある。美術館の場合も観光国際戦略局が運営するために、登録博物館でなく博物館相当施設としている。

(3) 実施事業

① 企画展

年 3 回を基本とし、下記について調査し開催する。企画内容により、外部からの借受品と美術館の収蔵品を組み合わせで展示する。企画展ごとに実行委員会形式になっている。

ア. 海外の美術

平成 23 年度は「光を描く印象派」展を開催した。

イ. 日本の美術

平成 23 年度は「青木淳×杉戸洋 はっぱとはらっぱ」展を計画していたが、東日本大震災の影響により中止となった。

ウ. 県ゆかりの作家・作品の紹介

平成 23 年度は「今和次郎」展を開催した。

② 常設展

美術館の収蔵品を展示する。年 4 回の展示替えにより展示作品の固定化を防ぎ、リニューアルを確保するとともに多彩なコレクションの全貌を紹介していく。平成 23 年度は春夏秋冬にコレクション展を開催した。

③ パフォーミングアーツ

シアター及びダンスなどを併設した美術館として、演劇、映画、音楽、ダンス等のプロジェクトを横断的に開催する。実行委員会形式によっているが、パフォーミングアーツの実行委員会には企画展の実行委員会と異なり年度ごとに組成している。

平成 23 年度はピアノリトココンサート、アレコホール定期演奏会、演劇「津堅」等を開催した。

④ 教育普及等

子どもをはじめ多くの県民が芸術文化に親しみ、気軽に美術館を訪れる機会を高めるため、そのきっかけとなるような鑑賞支援プログラム、創作支援プログラム、学校連携プログラム、地域連携プログラム等を提供する。

⑤ その他サービス

芸術活動の発表・練習の場として美術館の展示室・ギャラリー等を貸し出す貸館事業、図書室、キッズルーム・フリーアトリエ、博物館実習の受入れ等を行っている。

⑥ 三内丸山遺跡の管理業務

文化観光の拠点形成を図る観点から、隣接する三内丸山遺跡のうち縄文時遊館・地下部分を除く部分の管理を行っている。縄文時遊館及び地下部分は教育委員会の所管である。

2. 運営状況

(1) 利用状況

【表 37】 利用者数の推移

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	累計
美術展覧会	415,678	147,650	181,079	267,278	318,994	259,246	1,589,925
教育普及事業	22,771	13,640	14,326	10,884	16,472	21,698	99,791
PA(※)事業	4,704	4,246	6,102	5,066	2,575	3,941	26,634
貸館	10,268	26,481	194,807	104,625	144,520	27,735	501,436
その他	2,552	10,577	16,800	13,139	11,419	27,062	81,349
合計	455,973	202,594	412,914	400,992	493,980	332,682	2,299,135

※ パンオーミングツアー

(美術館作成資料より)

(2) 職員の状況

【表 38】 職員の状況の推移

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
常勤	20	20	19	18	18
非常勤・臨時・嘱託	5	5	9	10	9
合計	25	25	28	28	27

(美術館作成資料より)

(3) 運営にかかる費用

【表 39】 歳出の推移

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳出総額	737,157	750,742	717,356	671,491	754,838
人件費	172,020	191,983	191,061	185,957	182,445
旅費	6,597	6,679	4,683	3,908	5,887
常用費	135,336	139,901	122,207	91,336	100,128
委託料	274,839	246,987	248,033	205,857	182,242
負担金補助及び交付金	111,574	121,218	113,098	150,362	253,300
積立金	21,764	15,607	19,171	10,812	19,669
その他	15,027	28,367	19,103	23,259	11,167

(決算統計より)

【表 40】 歳入の推移

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳入総額	737,157	750,742	717,356	671,491	754,838
一般財源	582,019	592,196	540,152	487,406	453,617
一般財源以外の歳入計	155,138	158,546	177,204	184,085	301,221
使用料手数料	40,289	40,389	48,086	41,557	37,354
財産収入	5,743	6,601	5,182	3,295	2,278
雑収入	64,880	41,477	52,513	70,507	131,267
諸収入	44,226	70,079	71,423	68,726	130,322

(決算統計より)

(4) 運営体制等

① 組織体制

館長のもとに事務局長がおかれ、経営管理課と美術企画課を統括する。美術企画課は学芸担当、教育普及担当、パンオーミングツアー推進チームに分かれている。館長と経営管理課は非常勤である。

② 会議体

ア. 青森県立美術館運営諮問会議

美術館の運営について指導・助言・意見を受けるため、芸術文化に造詣のある者、学識経験者で構成される。平成23年度の委員は3名である。
根拠規程：青森県立美術館運営諮問会議設置要綱

イ. 県民のための美術館づくり懇話会

県民の意見・要望を美術館づくりに反映させることを目的に、県民の代表10名以内の委員で構成される。平成23年度の委員は8名である。
根拠規程：県民のための美術館づくり懇話会設置要綱

③ 美術資料取得等基金

美術品その他の美術資料の取得及び展示に要する経費の財源に充てるため、青森県美術資料取得等基金(以下「基金」という。)が設置されている。
根拠規程：青森県美術資料取得等基金条例

3. 監査の結果及び意見

(1) 資産の管理について

① 実施した監査手続

<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料及び手数料にかかると規程等を確認し、抽出した例について事務の準備性を検証した。 ・ 重要物品にかかると規程等を確認し、抽出した例について事務の準備性を検証した。 ・ 一部の重要物品について実査を実施し、これに関する資料との整合性を確認した。また、同時に「遊休資産等の有無を確認した。 ・ 帳票と現物の照合に関する過年度の監査指摘事項について、措置状況を確認した。 ・ 上記手続については、必要に応じて県の担当者及び委託先の担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

【遊休資産(リース契約)について】

美術館は、平成19年11月から平成24年10月までの5年間のリース契約で「ユビタシステム」を導入している。これは、館内において利用者にヘッドホン付情報端末を無料で貸出・携帯してもらい、利用者はこの端末を通じて展示室順路情報、作家・作品等の解説、館内案内等の各種情報を音声・画像により受け取れるというサービスを提供するシステムであり、契約総額は19,117千円である。利用実績は平成21年度まで延べ1,924件であったが、その後22年度以降は利用されていない。この点について担当者から下記のような説明を受けた。

当該システムの導入は、日本国内の博物館・美術館で最初の先進的な事例であった。しかし、各種情報の提供に先立ってサーバーへの入力に時間がかかってしまい、適時に利用者へ提供できないこと、スマートフォン等の普及により利用者の情報入手手段が多様化していることからサービス提供を停止し、リース期間経過後は事業廃止とした。当該リース契約は中途解約が実質的に不可能であるため、利用者へのサービス提供の有無にかかわらずベンダーへは契約期間満了までリース料が支出されている。結果的に22年度以降のリース料9,918千円が無駄に支出された状況である。予算制度のもとで、今後は同様の事案が発生しないよう、事前に費用対効果や契約方式の検討を十分に行うことが必要である。

③ 意見

【帳票と現物の照合について】

平成23年3月28日付青監査第119号で報告された平成22年度特定行政監査の結果(監査対象事務:重要物品の管理及び活用状況について)に基づき、平成23年8月5日付青森県報3422号に「監査結果に対する措置の公表」が掲載された。この中で、「監査結果4 帳票と現物の照合について(検討事項) 美術工芸品について、(中略)重要物品増減及び現在高報告書提出時に現物との照合を行っていない所風がある」との監査結果に対し、次のような措置状況が記載されている。

対応した機関名	措置の内容
青森県立美術館	重要物品である美術工芸品については、今後、年1回その所在について確認を行うこととする。

担当者によると平成24年2月から3月にかけて、経営管理課職員と美術企画課職員(学芸担当)とで帳票と現物の照合を行い、重要物品に該当する美術資料の全部について存在を確認したとのことである。その事跡として、物品ごとに担当者・確認者・所在確認年月日を記入した「H23 重要物品確認リスト」が作成されていた。照合作業にあたっては、美術資料の汚損を避ける必要性にかんがみ、梱包状態の物品については内容の実在性をどのように確かめたか、また展示中の物品についてはどのようなタイミングで照合したかといった点が重要になると考えられる。それらを美術館のノウハウとして蓄積するために、マニュアル化しておくことが望まれる。

【管理票について】

重要物品について、作品に直接管理票を貼付することは作品の保全上適当でないとの理由で管理票が付けられていなかった。

根拠規程:県財務規則第277条

「物品使用員は、備品に標識を付しておかなければならない。ただし、物品の性質・形状その他の理由によつて標識を付することが適当でない」と認められるものについては、この限りではない。」

管理票がない状態では、作品の知識を有する学芸員でない現物の確認ができない、すなわち帳票と現物の確認が効率的に行えないことを意味する。スラッカー状の管理票を作品に貼付することは不可能としても、荷札状の管理票を利用する方法等検討の余地はある。そこで美術館では、物品情報を作品の外箱に鉛筆書きする、収蔵庫の棚に明記するといった代替的な方法を試みていることである。

また、作品以外の重要物品にはスラッカー状の管理票で足りるものも考えられる。それらについては帳票と現物の確認を効果的・効率的に実施するために、管理票を活用する必要がある。

(2) 支出手続について

① 実施した監査手続

- ・ 抽出した例について予算執行に関する資料及び支出命令に関する資料を閲覧し、支出の妥当性を検討した。
- ・ 抽出した例について予算執行にかかると契約書及び仕様書等を閲覧し、契約内容及び事業の実施方法の妥当性を検討した。
- ・ 抽出した例について入札に関する資料を閲覧し、事務処理の適正性を検証した。
- ・ 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

(3) 施設にかかるコストの計算について

① 実施した監査手続

- ・ 行政コスト計算書、バランズシートを年次で比較し、施設運営の効率性及び有効性を検討した。
- ・ 県外の類似施設とのコスト構造を比較し、施設運営の効率性及び有効性を検討した。
- ・ 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

③ 意見

【行政コストの年次比較について】

県は平成 17 年度決算分から県の施設ごとのバランズシートと行政コスト計算書を作成し HP に掲載している。これは、公の施設の収入・支出の状況を明らかにするとともに、職員のコスト管理意識の醸成やコストに対する使用料収入等の収支状況の分析等を通じて今後の効率的な施設運営、維持管理の合理化を図ることを目的とするものである。

美術館において平成 18 年度から 22 年度の行政コスト、バランズシートの要約数値は次のとおりとなっている。

【表 41】 行政コストの年次推移

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行政コスト合計(千円) A	1,619,288	1,075,770	1,118,055	1,082,859	1,110,762
減価償却費、公債費を除く行政コスト A'	845,971	591,461	636,466	608,818	645,928
使用料収入等(千円) B	315,859	71,896	87,018	97,157	95,196
資産合計(千円) C	13,418,009	13,034,372	14,707,423	14,376,912	14,053,973
正味資産(千円) D	4,265,187	6,005,124	6,085,319	6,295,519	6,529,189
職員数(非常勤職員を除く) a	19	19	19	19	18
職員 1 人あたりの行政コスト(千円) A/a	85,226	56,619	58,845	56,993	61,709
職員 1 人あたりの収入合計(千円) B/a	16,624	3,784	4,580	5,114	5,289
職員 1 人あたりの資産(千円) C/a	706,211	791,283	774,075	756,680	780,776
職員 1 人あたりの正味資産(千円) D/a	224,484	316,059	320,280	331,359	362,733
年間入館者数 b	279,558	202,594	412,914	400,992	493,180
利用者 1 人あたりの行政コスト(円) A'/b	5,792	5,310	2,708	2,700	2,252
利用者 1 人あたりの収入(円) B/b	1,130	355	211	242	193
利用者負担率 B/A	19.5%	6.7%	7.8%	9.0%	8.6%

(公の施設のバランズシート、行政コストより)

入館者数が増加しているのに対し、利用者1人あたりの収入が減少傾向にあり、平成19年度以降は常設展の一般個人料金を下回る水準となっている。これは、無料の教育普及プログラムや貸館などの利用者が増加していることが主な要因と推測される。それらは美術館に足を運んでもらうためのきっかけとして重要であるが、利用料を払ってでも見たいと思われるような魅力のある常設展・企画展を開催するよう工夫が求められている。

利用者負担率は直近で8～9%と平成22年度公の施設全体の平均7.6%、県直営施設の平均3.7%を上回り、指定管理者制度導入施設の平均10.7%よりは低い値となっている。

行政コストは平成19年度以降増加傾向にある。コストの増加を抑制しつつ、収入の増加を図ることが効率的な運営を支えると考えられる。大まかに言って利用者の増加・利用料収入の増加を図ること、事業費・管理運営経費を削減すること、設備の延命化を図ることがあげられる。

美術館担当者によると、作成したバランスシートと行政コスト計算書の数値やその趨勢について、直接的には美術館の運営に役立っていないとのことである。その主な理由は、行政コスト合計の50%以上を減価償却費・公債費が占めているが、減価償却費は過去の施設整備支出、公債費は過去の起債にそれぞれ起因するコストであって、現在の運営努力によって現在及び将来的に削減できる性質のものではないという点にある。美術館の運営は、財政面で歳入のうち県一般財源部分を削減していくことを主眼としているとの説明があった。「表40 歳入の推移」に見られるとおり、一般財源部分は年々減少している。

一般財源を削減する方策は利用料収入の増加、支出の節減等、行政コストを抑制する方策と整合する。設備の修繕に関しては、収蔵品の保管・展示に不可欠な空調関係で特に消耗の激しい冷温水発生機について、平成25年度に補完的な設備(ヒートポンプチャラー)を設置予定であり、その後定期的な点検を行いながら、毎年度計画的に修繕していきたいとの説明を受けた。

手数をかけて作成されているバランスシートと行政コスト計算書については、県全体でも活用を図ることが望まれる。公の施設の整備にあたり行政コストの見積に役立てるといったことが考えられる。また、行政コストにつき県民に対してわかりやすく説明するツールとして、公の施設の事業内容・展開と併せて開示することが有効と考えられる。次項【他県の施設とのコスト比較】で取り上げる島根県立美術館においては、昨年度比較・分析が行われ、今後の方針・方向性に係る所管課の意見が記載されている。同じく福井県立美術館においては、事業実績と関係づけた分析が行われ、今後の課題・今後の事業方針・取組内容等についての記載も充実している。島根県・福井県いずれも読者を意識した情報提供となっており、参考になる事例である。

【他県の施設とのコスト比較】

公の施設について美術館と同様のバランスシートと行政コスト計算書を作成している島根県立美術館・福井県立美術館との比較を行った。対象年度は平成22年度(福井県立美術館は平成21年度)である。

【表42】 行政コストの他館比較

館名	青森県立美術館 県直営	島根県立美術館 指定管理	福井県立美術館 県直営
運営 使用開始年度	平成18年度	平成11年度	昭和52年度
県人口(A)	1,373,339	717,397	808,589
入館者数/県人口	35.9%	35.8%	25.6%
行政コスト合計(千円) A	1,110,762	670,868	254,973
減価償却費、公債費を除く行政コスト A'	645,928	461,248	216,820
使用料収入等(千円) B	95,196	62,288	26,002
資産合計(千円) C	14,053,973	8,537,520	5,077,596
正味資産(千円) D	6,529,189	8,366,772	5,011,268
職員数(非常勤職員を除く) a	18	15	8
職員1人あたりの行政コスト(千円) A/a	61,709	44,725	31,872
職員1人あたりの行政コスト(千円) A'/a	35,885	30,750	27,103
職員1人あたりの収入合計(千円) B/a	5,289	4,153	3,250
職員1人あたりの資産(千円) C/a	780,776	569,168	634,700
職員1人あたりの正味資産(千円) D/a	362,733	557,785	626,409
年間入館者数 b	493,180	257,179	207,286
利用者1人あたりの行政コスト(円) A/b	2,252	2,609	1,230
利用者1人あたりの行政コスト(円) A'/b	1,310	1,793	1,046
利用者1人あたりの収入(円) B/b	193	242	125
利用者負担率 B/A	8.6%	9.3%	10.2%

(各県HP、国勢調査より)

この3館の中では、施設規模の大きい青森県立美術館の行政コストが最大、利用者負担率が最小となっている。前項【行政コストの年次比較について】で述べたように利用料を払ってくれる入館者をもっと増やすこと、及び減価償却費・公債費を除く行政コストの削減に努めることにより、利用者負担率を上昇させる余地はあると考えられる。利用料収入増加のために、他館で既に実施されているが美術館では着手されていない方策として、撮影利用(スチール撮影、映像撮影)があげられる。美術館自体を建築作品として認知度を上げるのにも役立つと考えられる。

認知度向上のための方策としては他に、展示に差し支えない範囲で、県の行事を美術館で実施することも検討の余地がある。芸術文化になじみの薄かった人々に来館してもらおう機会を作ることになり、シブター、ホールを備えた美術館ならではの強みが発揮されると思われる。

現状では、観光企画課の所管でありながら観光事業との相乗効果が十分に生かされていないと言いき難い。三内丸山遺跡との一体的な集客も目に見える成果をあげていない。逆に言えば、アイデア次第で集客の余地は多く残されているとも考えられる。

(4) 企画展事業にかかる事務の執行について

① 実施した監査手続

- ・ 「光を描く印象派展」(以下「印象派展」という。)実行委員会の事務処理に係る規程類等の整備状況を確認し、抽出した例について事務の適切性を検証した。
- ・ 印象派展実行委員会の運営状況、収支状況を確認した。
- ・ 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

印象派展は、美術館開館5周年記念として平成23年7月9日から10月10日までの期間、実行委員会と朝日新聞社との主催により開催された。実行委員会は任意団体であり企画展の終了後解散する。ただし、外部の委員と館長・美術館職員で構成され、事務局を美術館に置き美術館職員が事務を遂行していることから、美術館が事務の執行責任を實質的に負担している。

印象派展の収支決算は以下のとおりである。実行委員会の経費は県負担金と事業収入で賄われる。事業収入が赤字になった場合は美術資料取得等基金に積み立て、赤字になった場合は当該基金を取り崩す。印象派展の事業収支は100,281千円の赤字となり、この赤字の分、当該基金が減少することになった。

【表 43】 印象派展収支決算

区分	予算額	修正後予算額	決算額
事業収入 ア	215,272	211,706	109,565
うち入場料収入	191,936	198,446	98,471
事業支出 イ	215,272	211,706	209,846
うち共同主催者への開催負担金支出	157,500	157,500	157,500
事業収支差額 アーイ	0	0	△100,281
県から実行委員会への負担金収入 ウ	214,887	214,887	214,887
実行委員会から県への返戻金支出 エ	214,887	214,887	114,606
負担金収支差額 クーエ	0	0	100,281

(単位:千円)

(実行委員会事務局作成資料より)

② 監査の結果

【実行委員会の議事録について】

「印象派展」実行委員会は全部で5回開催されたが、そのうち第5回を除く第1回から第4回について議事録が作成されていない。特に、東日本大震災の影響を受けて当初計画の変更を余儀なくされているが、その過程でどのような議論がなされたかが不明である。任意団体としての意思決定過程を明らかにするため、議事録を作成する必要がある。

【契約職員の出勤簿について】

経理簿の支出に計上された平成22年10月分、平成23年9月分の賞金等支出について契約職員の出勤簿と照合したところ、出勤簿に上長の承認の事跡がない

かった。担当者によれば、本人が出勤していることを当日上長が目視で確認していることであるが、出勤簿に上長が押印するといった形で承認の事跡を残すべきである。

【経理簿と銀行残高の照合について】

経理簿と銀行残高との照合は、預金の実在性を担保し不正・誤謬を防止するための基本的な内部統制として重要である。印象派展において経理簿を閲覧したところ、経理簿が収入と支出に分かれていて、銀行残高が経理簿上把握されておらず、当該照合作業が行われていなかった。

この点に関し、印象派展実行委員会会計事務処理要領に下記の定めがある。

【第11条(検査)】

検査者は、経理簿、通帳、手持現金、現金出納表、収入決定書及び物品購入等・支出決定書等により実行委員会の会計の検査を実施するものとする。

2 検査者は、検査終了後「検査報告書(別記第6号様式)」を作成し、事務局長に報告するものとする。」

また、別記様式第6号として検査報告書の様式が存在する。様式第6号は月次で受入額・支出額、通帳残高を記載し事務局長印と検査者印を押印する形式となっている。これを使用すれば通帳残高と経理簿との照合を行ひ、かつ事務局長の承認を得るといった内部統制を運用するのに有効と期待されるが、検査報告書は作成されず、事務局長への検査報告も行われていなかった。

美術館では、銀行口座が5件あり検査報告書の作成事務が煩雑であること、収入決定書及び物品購入等・支出決定書と通帳を照合していることから、検査を省略しても問題はないとしている。

しかし、口座が複数あれば預金総額の集計が必要となる。また、口座間の資金移動や釣銭の立替のように口座の入金・出金が収入・支出と一致しない場合がある。さらに、銀行取引は平成22年8月から平成24年2月まで1年7か月にわたっていることから、定期的に経理簿と銀行残高との一致を確かめること、不一致の場合にはその合理的な調整理由を明らかにすることは必要である。収入状況の経理簿において普通預金利息収入の日付が1年誤っていたが、このような誤記は経理簿と銀行残高との照合作業によって適時に発見・防止が可能である。

【残余財産の管理について】

平成22年度包括外部監査(1) 基金の管理と運用についてにおいて、企画展終了後のグッズ、図録等の販売在庫の所有権者を県との間で明確にするべきであるとの意見が記載されている。「平成23年度印象派展実行委員会に要する経費である負担に関する協定書」においては残余財産に関する明文規定はなかった。ただし第5回の実行委員会において、事業報告とともに残余財産は美術館が行う次期企画展実行委員会が引き継ぐものとされた。

そこで図録の管理状況を視察したところ、過去の企画展の図録が書庫に保管されており、抽出した例について管理簿も作成されていることが確かめられた。管理簿に

は払出数量・摘要の記載欄があるが、残数の記入欄のない管理簿もあり、様式が一律でなかった。管理簿は払出の都度残数を記入する形を標準とし、適時に実地印刷を行って管理簿上の残数と照合することにより紛失の防止を図る必要がある。

③ 意見

【共同主催者に対して支出した開催負担金について】

印象派実行委員会は、共同主催者である朝日新聞社に対して開催契約書(平成 23 年 6 月 23 日付。発注者:実行委員会、受注者:朝日新聞社)に基づいて 157,500 千円(税込)の開催負担金を支出している。支出は平成 23 年 6 月 30 日と 10 月 31 日の 2 回払いである。

開催負担金の内容につき朝日新聞社から徴した見積書(平成 23 年 6 月 15 日付)を閲覧したところ、下記のように多くの費目で一式となっていた。美術館が費目の詳細が内訳を求めたところ、朝日新聞社から見積内訳書が提示されたが、たとえば作品借用関係費について見積内訳書にヴァルラン・リヒヤルツ美術館からの作品使用料 54,000 千円、コーディネーター費 10,000 千円、修復費 3,000 千円とあるもののそれ以上の詳細は記載されていない。他の費目についても同様であり、招聘費、保険料、海外出張費、国内出張費・会合費については見積内訳書でも一式となっていた。美術館担当者によると、美術展業界の慣行もあり、それ以上の詳細な内訳については提示を断られたとのことである。したがって、見積が概算で行われたと推定される。実行委員会事務局で作成した予定価格調査は、この見積書と同一の費目・金額となっており、事務局独自の積算根拠は付されていない。

【表 44】開催負担金見積書要旨 (抜粋) (単位:千円)

費目	内容	金額(税別)
作品借用関係費		67,000
招聘費	一式	5,000
国内輸送費	一式	8,000
国際輸送費		35,000
保険料	一式	25,000
キヤプション・パネル製作費	一式	5,000
海外出張費	一式	2,000
国内出張費・会合費	一式	3,000
合計		150,000

事後的には、開催契約書において開催負担金の精算報告を求めおらず、朝日新聞社からの請求書にも内訳明細が添付されていない。そのため、実際にどのような内容にいくら要したのか、美術館では把握できない状況となっている。特に、海外からの作品の借用経費等には為替レートの影響を受けて見積額と実際額が乖離する可能性がある。

印象派展は東日本大震災の影響を受けて総入場者数が 105,758 人と目標値

150,000 人(当初計画では 170,000 人)を下回り、事業収支は 100,281 千円の赤字となっている。結果的に、入場料収入 98,471 千円で負担金をまかなえていない。そのような赤字のもとで、支出決算の 75%を占める負担金の内訳が詳細に把握できないことは、県民への説明責任を十分に果たせているか疑問である。共催者に対する開催負担金について、今後、開催契約書に明文で定める等の方法により精算報告を求めることが必要である。

【調達先について】

委託費のうち、印象派展におけるロコ及び広報物に係るデザイン料として県外のデザイナーに支出された 683 千円があった。相手先は共催者の強い推薦で随意契約により選定されているが、「県民に親しまれ、愛される、県民のための美術館をめざす」という観点からは県内デザイナーの起用を検討する余地もあったと考えられる。ロコや広報物は広く一般の目に触れるものであるから、県内デザイナーによってデザインされたものでは、青森県のアーティストの芸術文化を発信する良い機会になる。起用にあたっては HP で公募するといった方法が考えられる。

(5) パンフォーミング事業にかかる事務の執行について

① 実施した監査手続

<ul style="list-style-type: none"> ・ パンフォーミングツアー(以下「PA」という。)推進実行委員会の事務処理に係る規程類等の整備状況を確認し、抽出した例について事務の準拠性を検証した。 ・ PA推進実行委員会の運営状況、収支状況を確認した。 ・ 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

企画展は実行委員会が主催している。実行委員会は任意団体である。ただし、年度単位で組成されているおり、外部の委員と館長・美術館職員で構成され、事務局を美術館に置き美術館職員が事務を遂行していることから、美術館が事務の執行責任を実質的に負担している。

② 監査の結果

【実行委員会の議事録について】

PA 推進実行委員会の議事録が作成されていない。担当者から、事務局からの説明に対しほとんど質疑が行われなかったため議事録を作成していないとの説明があったが、任意団体としての意思決定過程を明らかにするため、議事録を作成する必要がある。

【経理簿と銀行残高との照合について】

経理簿と銀行残高との照合は、「(4)企画展事業にかかわる事務の執行について」で述べたとおり内部統制として重要である。演劇「津軽 野外公演」について経理簿を閲覧したところ、当該照合作業が行われた事跡が残されていないかった。この点に関し、PA 推進実行委員会会計事務処理要領に下記の定めがある。

「第 11 条(検査) 検査者は、経理簿、通帳、手持現金、現金出納表、収入決定書及び物品購入等・支出決定書等により実行委員会の会計の検査を実施するものとする。」

また、別記様式第 6 号として検査報告書の様式が存在するが、第 11 条において検査の報告にあたり様式 6 号によるべきことが明記されていない。様式第 6 号は月次で受入額、支出額、通帳残高を記載し委員長印と検査者印を押印する形式となっている。これを使用すれば通帳残高と経理簿との照合を行い、かつ委員長の承認を得るといふ内部統制を運用するのに有効と期待されるため、第 11 条において、様式第 6 号によって委員長に検査結果を報告すべき旨を明記し運用する必要がある。

(6) 情報公開について

① 実施した監査手続

<ul style="list-style-type: none"> ・ 年報、HP を閲覧し、情報発信手段として有効に機能しているか検討した。 ・ 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

【年報の発行について】

美術館では情報発信の一つとして年報を発行している。開館以来の発行状況は次のとおりで、平成 21 年度以降が未発行となっている(平成 24 年 12 月末現在)。

平成 18・19 年度(2 年度分で 1 冊)：平成 21 年 3 月発行
平成 20 年度
：平成 21 年 12 月発行

発行が遅延している理由として美術館から、学芸担当職員が多忙のため校正が遅延しているとの説明があった。平成 22 年度以降、年報作成のため毎年度予算を確保しているものの、他の広報経費に支出しているとのことである。

「青森県の芸術風土を世界に向けて発信することを運営方針とする公の施設として、毎年度適時に発行する体制を整備すべきである。平成 21 年度分以降を PDF ファイルで HP に掲載するとともに、紙面では簡易製本とする方法が検討されているが、内容及び発行時期についても標準化することが望まれる。

(7) 指定管理者制度について

① 実施した監査手続

- ・ 指定管理者制度導入に向けてどのような検討がなされているか確認した。
- ・ 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

③ 意見

【美術館運営改革プランについて】

県の HP に掲載された青森県行財政改革実施計画(平成 24 年 6 月、平成 21 年度～平成 23 年度取組実績、平成 24 年度・平成 25 年度計画)によると、平成 21 年度から他自治体での指定管理者制度の導入状況や導入に関する経緯や現状、利点や課題等について訪問調査や文書照会での調査を行い、その結果を踏まえて検討した結果、県が直接管理運営しながらサービス向上と経費削減を図るとしている。

さらに、サービス向上と経費削減の指針となる「美術館運営改革プラン」について、平成 23 年度に骨子案をとりまとめ、平成 24 年度に策定するとの記載があった。また、企画度の業務のマニュアル化による省力化や来館者数に応じた開館日数、監視人数の調整等による運営経費の削減など、効果的かつ効率的な管理運営について準備を進めることである。

美術館担当者に「美術館運営改革プラン」の策定状況を質問したところ、開館 10 周年を見据えた 5 か年計画(平成 24 年度～28 年度)を、「美術館運営改革プラン」を包括する形で平成 24 年度中に策定するとの説明があった(平成 25 年 2 月 7 日現在、策定中である)。当該 5 か年の間は、県が美術館を直接管理運営するとしながら、指定管理者制度の導入については、管理手法の一選択肢として検討していくことである。

他の県立美術館で指定管理者制度の導入形態を見ると、次の二つに大別される。どちらが優れているかは一概に言えず、館により適不適があると一般に理解されている。

- a 館の事業・管理運営すべてを指定管理者が行うもの
- b 施設管理・案内・広報等、一部の業務を指定管理者が行うもの

いずれも、それぞれの館をとりまく環境と、指定管理の対象業務の範囲・内容、及び県の関与のしかたを調和させることで、指定管理者制度の眼目である利用者サービスの向上と経費節減が図られると考えられる。

「美術館運営改革プラン」はサービス向上と経費削減の指針となるよう位置づけられている。そこで、5 か年計画を遂行する中で、指定管理者制度の導入によって新たな事業展開を含めてサービス向上が期待できる部分、経費の効率化が期待でき

る部分を明らかにしつつ、制度の導入を継続的に検討することが望まれる。

また、制度の導入にあたって指定管理業務の担い手が不可欠であるが、これについても担い手の発掘・育成を行っていくことが必要となる。他県では、従来博物館・美術館の業務を受託していた法人が、館の業務に慣れているという長所を生かして指定管理者に選定される事例がある。

美術館をとりまく環境や利用者が美術館に求めるものは時代に応じて変化するので、柔軟な検討が望まれる。

第4 県立図書館について

1. 施設の概要

(1) 施設の設置目的

青森県立図書館条例第1条によると、「図書館法第10条の規定に基づき、青森市に青森県立図書館を設置する。」としている。この青森県立図書館の設置目的は、次の2つがあげられる。

① 資料や情報の収集・提供

県民の多様かつ高度化する生涯学習活動を援助するとともに、地域を支える情報拠点として、地域の課題解決や地域の振興を支援するため、各分野にわたる資料や情報を総合的に収集して、広く利用に供する。

② 相互協力の推進

県内の公共図書館等の支援及び学校図書館や県内外図書館等の相互協力を積極的に推進し、もって本県の教育・文化の向上と発展に寄与するとともに、人材育成や地域づくりを支え、県土の発展と県民力の向上に資する。

また、規定上は青森県立図書館条例に含まれており青森県立図書館の一部となっているが、青森県立図書館内には図書館とは別に青森県近代文学館がある。この青森県近代文学館の目的は明治時代以降の本県出身及びゆかりの作家の文学資料を幅広く収集し、その保存を図るとともに、広く一般に公開展示し、文学活動の環境づくりを進め、創造性豊かな青森県文化の継承と発展に寄与することとしている。

(2) 県立図書館の概要

【表 45】 県立図書館の概要

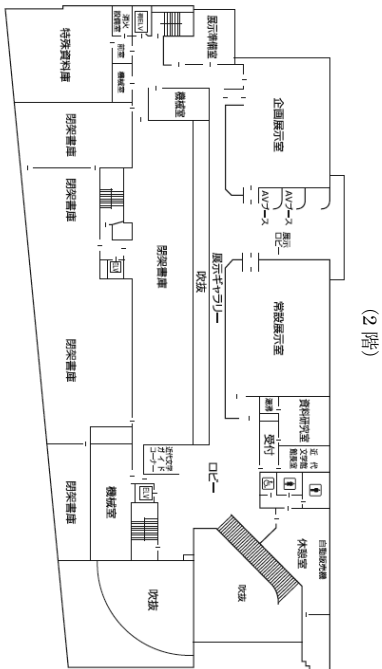
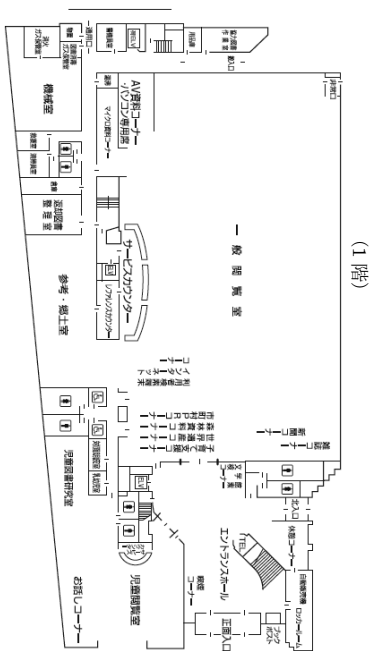
項目	概要
施設名	青森県立図書館
所在地	青森市荒川字藤戸119-7
設置根拠条例	青森県立図書館条例
設置年	昭和26年11月26日条例公布
施設の内容	鉄筋コンクリート造 地上4階建 塔屋1階 敷地面積 23,812.47 m ² 建築面積 3,788.52 m ² 延面積 9,886.03 m ² 階別面積及び主要室名 1階(3,429.98 m ²) 一般閲覧室、参考・郷土室、児童閲覧室、その他 2階(2,755.46 m ²) 近代文学館、書庫(約47万冊収容可)、その他 3階(1,658.99 m ²) 書庫(約53万冊収容可)、機械室 4階(1,693.14 m ²) 集会室、研修室、館長室、館長室、事務室、会議室、応接室、その他 PH(最上階)(348.46 m ²)

項目	概要
開館時間	一般閲覧室、参考・郷土室 午前9時から午後7時まで 児童閲覧室、児童図書研究室 午前9時から午後5時まで 近代文学館 午前9時から午後5時まで (特別展開催期間中は、午後6時まで) 休館日 年末年始 特別蔵書点検期間 館内整理日 毎月第4木曜日
利用の対象者	制限なし
利用料等	なし
担当所管課	生涯学習課

(参考) 主な沿革

- 昭和3年 「青森市立図書館」の県への寄付により、「青森県立図書館」が設立9月開館
- 昭和20年 空襲により本館及び併設の青森県郷土博物館が焼失。以後休館
- 昭和21年 2月県庁舎の一室に仮設開館、10月木造新築し開館、11月類焼以後休館、翌年仮設により開館
- 昭和26年 青森県立図書館設置条例公布
- 昭和29年 青森県立図書館落成 総工費8,340万円
- 平成6年 新館並びに青森県近代文学館オープン(総工費約44億円)





(3) 実施事業

県立図書館と青森県近代文学館は以下の事業を行っている。

県立図書館	青森県近代文学館
① 来館者サービス	① 常設展示室での展示
② 遠隔地返却サービス	② 企画展示室での特別展・企画展の開催
③ オンライン貸出サービス	③ DVD資料の製作・AVブースでの鑑賞
④ 障害者等配慮サービス	④ 「近代文学カバナー」の設置、文学ギャラリー
⑤ 市町村立図書館等への支援	⑤ 「作家が語る青森」での展示
⑥ 地域における読書活動への支援	⑥ 文学資料の閲覧
⑦ 産業支援サービス・行政支援サービス	⑦ 資料集の発行

2. 運営状況

(1) 利用状況

県立図書館の資料提供の状況は以下のとおりである。

① 貸出・窓口サービス

県立図書館では、通常の休館日を月 1 回として貸出・窓口サービスを実施している。

【表 46】 総利用者数・開館日数・日平均利用者

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1. 総利用者数(人)	412,163	418,947	426,871	432,295	398,806
2. 開館日数(日)	339	338	338	337	338
3. 日平均利用者 1/2(人)	1,216	1,239	1,263	1,283	1,180

【表 47】 貸出資料点数・貸出者数・1回当り貸出点数

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1. 貸出資料点数	344,103	356,616	354,862	359,048	329,377
2. 貸出者数(人)	112,977	118,217	115,951	115,722	105,385
3. 1回当り貸出点数 1/2.	3.05	3.02	3.06	3.10	3.13

② 遠隔地返却サービス

県立図書館から貸出しを受けた図書を利用者が希望する市町村立図書館・公民館等に返却できるサービスである。

【表 48】 遠隔地返却サービスの状況

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1. 利用者数(人)	1,279	1,877	3,096
2. 返却冊数(冊)	4,549	6,708	9,880

③ オンライン貸出サービス

パソコンや携帯電話で所蔵資料の検索、予約・貸出申込ができるオンライン貸出サービスを実施している。

【表 49】 オンライン貸出サービスの状況

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1. 貸出者数(人)	8,777	10,059	12,117	12,629	12,703
2. 貸出冊数(冊)	15,192	17,533	20,246	20,607	20,114

④ 障害者等配本サービス(アクトリーチサービス)

来館による図書館利用が困難な重度心身障害者や要介護高齢者を対象に、自宅等に居ながら図書館資料を利用できるよう、宅配による図書の出出を実施している。また、特別支援学校に対しても、各校の要望等を踏まえ、配本による貸出を実施している。

【表 50】 障害者等配本サービスの状況 (個人)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1.貸出件数(件)	282	293	282	286	209
2.貸出資料冊数(冊)	1,119	1,122	1,065	1,108	827

【表 51】 障害者等配本サービスの状況 (特別支援学校)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1.貸出件数(件)	8	7	6	5	5
2.貸出資料冊数(冊)	394	531	410	344	331

(2) 職員の状況

過去5年間の職員数の推移は次のとおりである。

【表 52】 職員の状況

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
図書館長	1	1	1	1	1
近代文学館長	1	1	1	1	1
その他職員	26	25	25	25	24
小計	28	27	27	27	25
解説員	2	2	2	2	2
非常勤事務員	14	14	14	13	13
臨時事務補助員	1	1	1	4	5
小計	17	16	17	19	20
合計	45	43	44	46	45

(単位：人)

(主な増減内容)

- 平成19年度 職員1名出産休暇のため臨時事務補助員を1名配置
奉仕課職員1名減
- 平成20年度 職員1名出産休暇のため臨時事務補助員を1名配置
非常勤事務員1名減
- 平成21年度 緊急雇用創出対策事業のため臨時事務補助員3名配置
職員1名育児休業のため臨時事務補助員を1名配置
- 平成22年度 緊急雇用創出対策事業のため臨時事務補助員を1名配置
近代文学館長1名減
- 平成23年度 奉仕課職員1名減
緊急雇用創出対策事業のため臨時事務補助員4名配置
職員1名育児休業のため臨時事務補助員を1名配置

(3) 運営にかかる費用

過去5年間の決算額の推移は次のとおりとなっている。

【表 53】 運営にかかる経費

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総額	448,502	444,583	451,157	460,091	448,343
職員費	242,841	243,875	245,185	239,489	224,271
運営管理費	133,204	132,131	133,424	145,024	128,345
奉仕活動費	55,657	53,623	55,199	60,934	83,535
協力活動費	7,648	6,618	6,928	6,962	4,486
近代文学館費	9,152	8,336	10,421	7,682	7,706

(主な増減内容)

- 《運営管理費》 コンピュータ室空調設備改修(7,696千円)、窓木改修(3,969千円)
平成22年度 コンピュータシステム運営費・システム更新に伴う経費節減(△3,500千円)
- 《奉仕活動費》 平成22年度 古文書・イタロワ更新(1,733千円)、古文書・イタロワデジタル化事業(5,448千円)
平成23年度 古文書・イタロワデジタル化事業(80,713千円)
- 《協力活動費》 平成19年度 重点事業「おやくに立ちます図書館戦略」(1,781千円)
平成20年度 重点事業「おやくに立ちます図書館戦略」(1,796千円)
平成21年度 重点事業「未来をひらく図書館事業」(2,231千円)
平成22年度 重点事業「未来をひらく図書館事業」(1,781千円)
《近代文学館費》 平成21年度 大宮治生誕100年特別展(4,063千円)

平成23年度決算額の内訳は以下のとおりである。

【表 54】 平成23年度決算額の内訳

区分	社会教育振興費	運営管理費	奉仕活動費	協力活動費	近代文学館費	合計
報酬等	224,271	—	—	—	—	224,271
その他報酬	—	49	—	—	—	49
報償費	—	9	48	36	661	755
旅費	—	760	240	27	537	1,565
需用費	—	22,927	9,213	—	1,022	33,163
役員費	—	2,405	—	745	34	3,184
委託料	—	47,763	31,797	—	3,153	82,714
他川岸緑地の管理料	—	53,865	2,124	—	38	56,028
備品購入費	—	277	40,110	3,675	2,258	46,322
負担金補助 及び交付金	—	286	—	—	—	286
合計	224,271	128,344	83,535	4,485	7,706	448,342

※ 端数は切り捨てているため、合計が合わない場合がある。

3. 監査の結果及び意見

(1) 資産の管理について

① 実施した監査手続

<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金の収受にかかるとの規則等を確認し、事務の準拠性を検証した。 ・ 重要物品及び備品にかかるとの規則等を確認し、抽出した例について事務の準拠性を検証した。 ・ 一部の重要物品及び備品の実査を実施し、これに関する資料との整合性を確認した。また、同時に遊休資産の有無を確認した。 ・ 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

【現金等の管理の状況について】

県立図書館では、複写業務(コピー等の利用)によって発生する現金取引と青森県近代文学館において特別展等で作成した図録を実費で提供することによって発生する現金取引の2種類の現金取引が発生している。いずれの取引も公務ではないということにより、それぞれ「青森県図書館協会」「青森県文学館協会」という会計を設けて収支を管理している。

具体的管理方法については、まず複写業務(コピー等の利用)は、日々のコピー等の利用枚数と料金をカウントした上で、月ごとに「カウンター資料複写一覧表」を作成している。

また、図録等の提供業務については日々の売上代金を封筒(封筒には日々の売上代金をメモ書きしている)に入れて管理している。

そして、複写業務及び図録等の提供業務のいずれも不定期に銀行口座に預けて管理している。それぞれの会計の平成23年度の収支の状況は次のとおりである。

【表 55】複写業務会計(青森県図書館協会) (単位:円)

項目	決算額
①前年度繰越金	104,525
②収入	
複写料収入	624,350
送料等	18,870
雑収入	32
収入計	643,252
電子コピーチャージ料	115,509
銀行振込手数料	7,560
電気料	7,097
複写用消耗品費	318,358
監査費	11,600
支出計	460,124
④当年度収支差額(②-③)	183,128
⑤次年度繰越額(①+④)	287,653

【表 56】図録等提供会計(青森県文学館協会) (単位:円)

項目	決算額
①前年度繰越金	429,848
図録売上収入	333,900
雑収入	8,836
収入計	342,736
②収入	
特別展図録印刷・製本代金	189,000
資料集印刷・製本代金	270,900
支出計	459,900
③支出	
④当年度収支差額(②-③)	△117,164
⑤次年度繰越額(①+④)	312,684

【資産(重要物品、備品)の管理の状況について】

県立図書館には、機械器具や美術工芸品といった重要物品がある。また、他の公の施設と同様に各種備品がある。これらは、重要物品の管理資料(出納局作成の有高明細)や備品出納帳によって管理されている。

② 監査の結果

【現金出納帳、預金出納帳の作成】

複写業務及び図録等の提供業務のいずれも現金出納帳を作成・管理していないので銀行口座への預け入れまでの日々の現金の動きが把握できないこととなっている。本来であれば次の作業が必要となるがこのような事務が行われていない。

○ 複写業務であればカウンターを集計、図録等の提供業務であれば種類ごとの販売実績(図録や資料集の在庫との整合性も確認)によって日々の収入額を計算する。	↓
○ 集計した日々の収入額を現金出納帳に記入する。	↓
○ 現金出納帳の残高(集計した日々の収入額に前日からの繰越額の合計)と実際の現金残高とを突合する。	↓
○ 日々、上席者の承認のもと、確定した現金残高を金庫に保管する。	

以上より、現金の日々の動きを把握するためにも現金出納帳の作成が必要である。また、預金についても同様に帳簿を作成する必要がある。

③ 意見

【複写業務及び図録等の提供業務の扱いについて】

図書館法第17条においては、「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定されている。県立図書館

が、複写業務及び図録等の提供業務についての収入を、県の歳入とはせず、それぞれ別会計を設けて公金外で処理しているのはこの法律に基づいたものである。

図書館法第17条では、まず公立図書館は入館料を徴収してはならないと規定している。あわせて、同条では公立図書館はその他図書館資料の利用についても対価を徴収してはならないと規定している。ここで、図書館法第17条で規定している対価を徴収してはならない図書館資料の利用とはどのようなものか問題となる。

まず、当然に「図書館資料」には図書館図書そのものが含まれると考えるので、図書館図書の販売や有償貸し出しは行っていないのは明白である。次に、この「図書館資料」に図書館施設・設備(器材)が含まれるかが問題である。もし含まれていると解釈するのであれば、複写機などの図書館施設の有料使用はできないことになる。青森県立図書館においては、複写業務や図録等の提供業務が「図書館資料の利用」に含まれると解釈した上で、図書館の業務とは違う会計を設けて処理しているのである。

しかしながら、特に公立図書館においても複写業務など図書館施設・設備(器材)の有料使用は一般に行われており「図書館資料の利用」に該当するかは議論の余地があると考えられる。複写業務についての取り扱いは今後も検討した上で、図書館法に抵触しないと判断された場合には、県の歳入、歳出として処理することの検討も必要である。

参考までに、国立国会図書館法における複写業務に関する部分を抜粋して記載するが、国立国会図書館では、複写機の利用を規定上も認めた上で、その扱いについて規定している。

<p>国立国会図書館法 第二十一条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を經由して、而して、委員及び職員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。</p> <p>一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出しで、又は複写若しくは展示によって、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。</p> <p>二～四 (略)</p> <p>2 館長は、前項第一号に規定する複写を行った場合には、実費を勘案して定める額の複写料金を徴収することができる。</p> <p>3 館長は、その定めるところにより、第一項第一号に規定する複写に関する事務の一部(以下「複写事務」という。)を、営利を目的としない法人に委託することができる。</p> <p>4 前項の規定により複写事務の委託を受けた法人から複写物の引渡しを受ける者は、当該法人に対し、第二項に規定する複写料金を支払わなければならない。</p> <p>5 第三項の規定により複写事務の委託を受けた法人は、前項の規定により取り受けた複写料金を自己の収入とし、委託に係る複写事務に要する費用を負担しなければならない。</p>

また、文部科学省と草加市との図書館図書の有料貸出についての以下の問答資料が草加市のホームページに掲載されている。

<p>(草加市) 提案内容・提案理由 図書館法第17条において、「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」と規定されているが、草加市においては図書館図書の有償貸出し(図書館施設・設備(器材)の有料使用を含む)を行う。</p> <p>(文部科学省) 回答 一 図書館資料一 図書館法第17条に無料公開規定が置かれた趣旨は、図書館の目的が一般公衆の利用に供されることにあることから、公立図書館が真に住民全部のためのものであり、利用しようとする人に常に公開されるべき点にある。従って、図書館図書の有償貸し出しを行うことは、図書館の目的にかなうものではない。</p> <p>一 施設・設備一 図書館施設・整備(器材)の有料使用は、図書館法の趣旨を踏まえた上で、現在でも行われているところである。</p>

(2) 支出手続について

① 実施した監査手続

<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年度の決算額の内訳を入手し内容について確認した。 抽出した例について予算執行に関する資料及び支出命令に関する資料を閲覧し、支出の妥当性を検討した。 抽出した例について予算執行にかかる契約書及び仕様書等を閲覧し、契約内容及び事業の実施方法の妥当性を検討した。 抽出した例について入札に関する資料を閲覧し、事務処理の適正性を検討した。 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

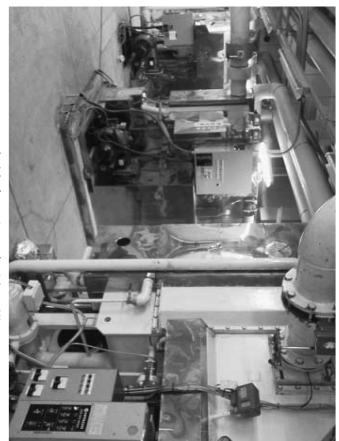
③ 意見

【青森県総合社会教育センターと県立図書館に共通して発生する経費について】

青森県総合社会教育センターと県立図書館は隣接しているため、両施設に共通して発生する事務やそれに伴う費用が発生する。ここで、諸設備運転業務など両施設に共通して発生する事務は「青森県総合社会教育センター規則」に基づき青森県総合社会教育センターの所掌事務とした上で、発生した費用は両施設に按分している。たとえば、上記委託費の中の運営費 47,763 千円のうち 29,054 千円分は両施設に共通する委託業務であるが、この場合、委託先との契約は青森県総合社会教育センターで行い、委託契約によって発生した経費は予算上両施設で按分することになる。

しかしながら、平成 24 年度以降青森県総合社会教育センターに指定管理者制度が導入され、従来両施設に共通して発生する施設の維持管理に関する業務も指定管理業務に含められることになった。この結果、従来両施設で按分していたこれらの費用について平成 24 年度においては、県立図書館は予算計上していない。

予算上、両施設に共通して発生する費用について県立図書館で予算計上しないことは問題ないが、管理会計上、県立図書館はこれらの経費も含めて管理することが望ましい。たとえば、毎年度公表している要覧に記載している事業計画においては、これら共通経費のうち県立図書館の維持管理に係る部分については按分計算した上で計上することが望ましい。これにより施設の美観に見合った費用が算出されることになる。



図書館内にある各種設備
(青森県総合社会教育センターの指定管理業務で管理している)

【古文書マイクロフィルムデジタル化業務委託の事務について】

平成 23 年度に離職を余儀なくされた失業者等の一時的な雇用・就業機会を創出する目的の緊急雇用創出事業として「古文書マイクロフィルムデジタル化業務委託」を行っている。委託契約の内容は次のとおりである。

【表 57】 契約の概要

契約名	契約方式	契約先	支出額
古文書マイクロフィルムデジタル化業務委託	指名競争入札	株式会社共同計算センター	30,712,500 円

契約までのスケジュールは、平成 23 年 4 月 12 日(火)に指名業者(14 者)へ通知を行い、4 月 21 日(木)の入札、22 日(金)に契約となっている。結果的に 1 者が入札に参加しており、その者と契約を締結している。

ここで、14 者へ通知したにもかかわらず 12 者が辞退し、結果的に 2 者が参加し、1 回目は不調に終わった。2 回目は 2 者のうち 1 者が辞退し、1 者での入札となり、結果その 1 者と契約を締結している。今後、同様の業務を行う場合の参考にするためにも、辞退者へ辞退理由を確認するなど 1 者のみの参加となった理由を確認しておく必要がある。

一般競争入札の場合、青森県財務規則第 129 条により、原則として「入札の方法により一般競争に付そうとするときはその入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前に県報、新聞、掲示その他の方法により公告する。」としている。指名競争入札の場合入札の公告は関係がないが、指名業者への通知から入札までの期間が 8 日であったことが、業者が入札に参加するまでの期間として妥当だったかについても再度検証する必要がある。

(3) 施設にかかるコストの計算について

① 実施した監査手続

・行政コスト計算書、バランスシートを年次で比較し、施設運営の効率性及び有効性を検討した。
・県外の類似施設とのコスト構造を比較し、施設運営の効率性及び有効性を検討した。
・上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

③ 意見

【行政コストの年次比較について】

県は平成17年度決算分から公の施設ごとのバランスシートと行政コスト計算書を作成しHPに掲載している。これは、公の施設の収入・支出の状況を明らかにするとともに、職員のコスト管理意識の醸成やコストに対する使用料収入等の収支状況の分析等を通じて今後の効率的な施設運営、維持管理の合理化を図ることを目的とするものである。

県立図書館について平成18年度から22年度の行政コスト、バランスシートの要約数値は次のとおりとなっている。

【表58】 県立図書館の行政コスト

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行政コスト合計(千円) A	626,113	605,982	602,156	607,749	600,864
減価償却費、公債費を除く行政コスト A'	491,454	472,245	469,342	475,858	469,860
使用料収入等(千円) B	0	0	0	0	0
資産合計(千円) C	4,353,270	4,353,270	4,406,873	4,280,208	4,165,173
正味資産(千円) D	3,363,425	3,435,075	3,614,413	3,601,102	3,604,822
職員数(非常勤職員を除く) a	29人	28人	27人	27人	27人
職員1人あたりの行政コスト(千円) A/a	21,590	21,642	22,302	22,509	22,254
職員1人あたりの収入(千円) B/a	0	0	0	0	0
職員1人あたりの資産(千円) C/a	150,112	155,473	163,217	158,526	154,265
職員1人あたりの正味資産(千円) D/a	115,980	122,681	133,867	133,274	133,511
年間入館者数 b	420,580	412,163	418,947	471,046	465,354
利用者1人あたりの行政コスト(円) A/b	1,489	1,470	1,437	1,290	1,291
利用者1人あたりの行政コスト(円) A'/b	1,169	1,146	1,120	1,010	1,010

(公の施設のバランスシート、行政コストより)

利用者1人あたりの行政コストは、ここ数年減少傾向にある。これは、平成21年度以降年間利用者数が増加していることに起因している。今後も利用者1人あたりの行政コストを引き下げる努力を継続していくことが望まれる。

【他県の図書館とのコスト比較】

前述のとおり、都道府県立の図書館で指定管理者制度を導入している事例は少ない。ここで、すでに近隣の県である岩手県において指定管理者制度が導入されていることより以下において簡単な比較を行う。

【表59】 青森県立図書館と岩手県立図書館の比較

区分	建物建設面積	延床面積	収蔵能力	建設費	構造
青森県立図書館	3,789 m ²	9,886 m ²	100万冊	4,463百万円	地上4階
岩手県立図書館	7,855 m ²	45,875 m ²	153万冊	複合施設約省路	地下1階 地上9階

※1 複合施設であり図書館部分の延床面積は10,590 m²

岩手県は、県と指定管理者が相互に連携を取りながら業務を進めている。具体的には、県が管理運営の根幹的事項・市町村支援等の業務を行い、一方、指定管理者が果業務以外の企画・資料整理・サービス等の業務を行うとしている。

平成24年度の岩手県立図書館の運営予算は、一般管理運営費77,700千円など合計で195,875千円となっている。青森県立図書館の平成23年度の決算額が448,343千円となっている。ただし、平成24年度の岩手県立図書館の運営予算195,875千円には、人件費において県費負担職員のみが含まれ、指定管理者人件費が含まれていないなど比較できない費用項目がある。そこで、比較できない費用項目を除いた比較を行うと次のとおりとなる。

【表60】 青森県立図書館と岩手県立図書館の予算

(単位:千円)

項目	岩手県 (平成24年度予算)	青森県 (平成23年度決算)	備考
県立図書館協議会	92	77	
図書館報システム	46,320	70,177	
図書館資料収集	35,350	54,989	
図書館資料保存	2,124	0	
図書館資料整理	4,303	4,977	
図書資料等運送業務	797	730	
公告・企画展示事業	200	0	
県立図書館主催事業	473	0	
その他一般管理運営費	3,124	9,434	
未整理図書館資料活用事業	6,115	0	青森県はその他一般管理運営費を含む
パソコン・ソフトウェア	9,755	0	
設置事業	12,646	0	
震災関連資料収集保存事業	0	3,227	
近代文学館文学活動費	0	143,611	
合計	121,299	143,611	

人件費等を除いた比較では、青森県立図書館と岩手県立図書館の経費の差は少なくなる。また、岩手県立図書館は複合施設内にあることより、単独施設である青森県立図書館よりも経費の面で有利であることも考えられる。

ただし、指定管理者制度導入の経費削減効果は、人件費の縮小に現れることが想定される。今回の監査において人件費の比較はデータの都合上実施していないが、今後青森県としても岩手県立図書館又は他の指定管理者導入自治体における図書館の人件費(指定管理者人件費含む)と青森県立図書館の人件費を比較する必要があると思われる。

図書館の運営の在り方については県が決定することであるが、人件費も含めて経費の削減については今後も努力が必要である。

(4) 施設運営の在り方について

① 実施した監査手続

- ・ 県立図書館の運営形態について、他県の状況及び青森県の実施方針を確認し、それを踏まえた上で県立図書館の在り方を検討した。
- ・ 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

③ 意見

【図書館の管理運営の在り方についての継続検討】

1) 他自治体の状況

日本図書館協会図書館政策企画委員会は、図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について全国的な状況を把握するための調査を実施した。47都道府県に得た回答の結果は以下のとおりである。

指定管理者制度の導入	回答数	図書館名	摘要
平成 18 年に導入	1	岩手県立図書館	民間企業
平成 19 年に導入	1	岡山県立図書館	(※1)
平成 24 年度以降に導入予定	2		(※2)
検討の結果、導入しないとしている	32		
その他	9		「検討中」「検討をおこなっていない」、未記入等
無回答	2		
合計	47		

(※1) 施設管理のみ

(※2) 山梨県立図書館は平成 24 年 11 月に導入

この結果のとおり、47 都道府県において指定管理者制度の導入事例は少ないことが分かる。一方、市町村レベルにおいては、指定管理者制度の導入状況は以下のとおりとなっている。

【表 61】 指定管理者制度の導入状況(自治体数)

区分	特別区	政令市	市	町村	合計
平成 23 年までに導入	10	6	94	34	144
平成 24 年度に導入予定	1	2	10	5	18
平成 25 年度以降に導入予定			41		41

【表 62】 指定管理者制度の導入状況(図書館数)

区分	特別区	政令市	市	町村	合計
平成 23 年までに導入	76	36	147	37	296
平成 24 年度に導入予定	3	3	25	5	36

【表 63】 平成 23 年度までに導入した指定管理者の種類

区分	特別区	政令市	市	町村	合計
民間企業	72	25	95	13	205
NPO	3	0	24	10	37
公社財団	0	11	23	11	45
その他	1	0	5	3	9
合計	76	36	147	37	296

2) 青森県の方針

「青森県行財政改革実施計画」では、他の自治体における指定管理者制度導入後の課題や効果を見極めた上で、今後も県が直接管理運営しながら、ボランティアを導入することによってサービス向上を図るとしており、現状において指定管理者制度は導入しない方針をとっている。

ボランティアの活動内容は、平成 24 年 4 月 16 日から資料配架を開始しており、平成 24 年 6 月 9 日から利用案内を開始している。

平成 24 年度におけるボランティアの実績等は次のとおりとなっている。

【表 64】 ボランティアの実績

活動内容	募集人員	登録人数	中途辞退 (10月1日時点)	登録人数
資料配架	30	4月 登録 17 10月 登録 5 (計)22	2	20
利用案内	4	4月 登録 4	0	4
合計	34		26	2

【表 65】 活動日毎 (曜日毎) の活動人数一覧 (平成 24 年 10 月 1 日現在の状況：人)

曜日	資料配架活動		利用案内活動		合計
	午前	午後	午前	午後	
月	1	2	—	—	3
火	2	2	—	—	4
水	2	3	—	—	5
木	1	2	—	—	3
金	2	1	—	—	3
土	0	2	1	1	4
日	0	0	1	1	2
合計	8	12	2	2	24

【表 66】 活動延長実績

月	活動予定延長実績	実活動延長実績	活動率(%)
4	33	30	90.9
5	61	54	88.5
6	85	70	82.3
7	85	67	78.8
8	88	65	73.8
9	81	64	79.0
計(平均)	433	350	80.8

3) 結論

県の方針については特に問題はないと考えるが、ボランティアを導入したことによるサービスの向上効果については定期的に確認する必要がある。

【ボランティア制度の実効性を高める方策の検討】

ボランティア活動の趣旨は、ボランティア活動を通じて自己実現を図り、地域社会に貢献しようとする人々に活動の場を提供すると共に、図書館ボランティアの自主的・自発的な活動を支援・促進するものであり(青森県立図書館ボランティア受入実施要項第 1 条)、その趣旨を達成するため青森県立図書館ボランティアにおいてはボランティア活動に係る報酬、又はこれに類するものは支給しないとしている(青森県立図書館ボランティア受入実施要項第 8 条)。

県立図書館においてボランティア制度を導入したことは大変評価ができる点である。ボランティア制度は始まったばかりでありサービス向上や費用削減に関する効果の発現は今後となるが、ボランティアが今後より有効なものとなるために課題等に随時対応することが望まれる。また、ボランティア制度による効果(サービス向上と結果としての経費節減)については定期的に確認する必要がある。

なお、ボランティアのモチベーションを維持し、結果的にボランティア制度を長期的に有意義なものとする機能として、「ボランティアのための研修プログラム」を構築することも一つの方策である。

- (研修プログラムの例)
- 1) ボランティア活動後 15 分から 30 分研修を実施
 - 2) 研修の効果：図書館サービスの向上、ボランティアの業務の拡大、自己啓発
 - 3) プログラム例

【表 67】 研修プログラム例

区分	ステップ	研修回数	研修目標	内容
基本研修	1	20	書架の配置のマスター	図書の仕分けの習得 書架の配置の習得 その他(整理、排架)
	2	25	図書館の基本知識のマスター	日本十進分類法の習得 図書修理 図書館の案内
中級研修	3	30	図書館の深い知識のマスター	カウンター業務の習得 資料検査の習得 障害者配本の実務の習得
	4	35	図書館を極める	ボランティア理論の習得 選書の理論の習得
専門研修 ※	5	40	実務演習(司書とともに)	ボランティア演習 蔵書実習
	6	40	ボランティアマスター	地域の読書活動サポーター ボランティア演習 地域の読書活動その他

※ 専門研修まで到達したボランティアには、選書に関わらせることも検討の余地あり。

上記はあくまでボランティアの研修プログラムの一例であるが、県立図書館においてもボランティアのモチベーションを維持する方策の検討は必要である。
また、積極的にボランティアに対して外部のコンクールに応募を促すこともボランティアを継続するモチベーション維持のために有効であると思われる。某公立図書館のボランティアが「図書館を使った調べる学習コンクール」に応募し最終的に文部科学大臣賞を受賞した例もある。

〇〇図書館で窓口ボランティアをしている〇〇町、〇〇〇〇〇さんが「図書館を使った調べる学習コンクール」(NPO 法人・図書館の学校など主催)で最優秀の文部科学大臣賞を受賞した。

「図書館を使った調べる学習コンクール」とは
公益財団法人図書館振興財団が主催するコンクールで、自分が興味を持ったテーマを、公共図書館や学校図書館を利用して調べ、まとめた作品を見る、聞かすなどの体験や、調査なども取り入れながら、「どのように調べたか、またその結果自分は何が分かっていたか」をまとめて応募するコンクールである。小学生の部から大人の部まである。

第5 梵珠少年自然の家について

1. 施設の概要

(1) 施設の設置目的

青森県立少年自然の家条例第 1 条によると「少年に対し、自然環境のもとで共同生活をする機会を提供することによって、心身ともに健全な少年を育成するため、少年自然の家を設置する。」としている。施設のホームページによると、梵珠少年自然の家は、少年たちが恵まれた自然の中で、多様な体験活動を行うことにより、豊かな感性、社会性、創造性等を培い、自ら考え、行動し、未来を切り拓く力を身に付けることをねらいとした青少年教育施設としている。

なお、青森県立少年自然の家は、青森県立梵珠(ぼんじゆ)少年自然の家(監査対象施設)と青森県立種差(たねさし)少年自然の家の 2 施設となっている。

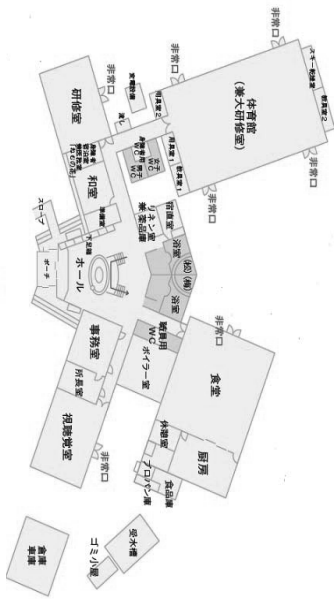
(2) 梵珠少年自然の家の概要

【表 89】梵珠少年自然の家の概要

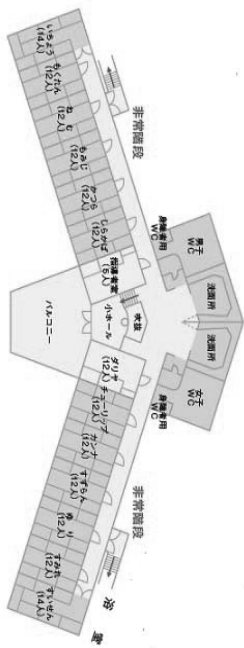
項目	概要		
施設名	青森県立梵珠少年自然の家		
所在地	五所川原市大字神山字珠ノ峰 117-602		
設置根拠条例	青森県立少年自然の家条例		
設置年	昭和 46 年 7 月 15 日 条例公布		
施設の内容	1. 敷地面積 6514.42 m ²		
	2. 建物面積 2187.97 m ²		
	3. 構造 本館、体育館、食堂等		
	○管理・宿泊・食堂棟		
	竣工年月日...昭和 46 年 7 月 28 日		
	建築費.....65,523,327 円		
	延べ面積.....1,420.58 m ²		
	○体育館		
	竣工年月日...昭和 46 年 7 月 27 日		
	建築費.....23,198,000 円		
延べ面積.....577.26 m ²			
4. 宿泊人数等			
	室 名	定 員	内 容
	○宿泊室(2 階)	160 名	12 名×11 部屋、14 名×2 部屋
	○研修室(1 階)	60 名	机、いす、TV、ビデオデッキ
	○提議教室(1 階)	60 名	机、いす、TV、ビデオデッキ
	○食堂(1 階)	160 名	テーブル、いす
	○和室(1 階)		テーブル、TV
	○体育館		
	○浴室(1 階)	20 名	バミントン(2 面)、バレーボール(1 面)等
	○身障者宿泊室(1 階)	3 名	男子用、女子用 各 10 名
			ベッド、車椅子
利用期間	年末・年始(12 月 29 日～1 月 4 日)以外		
利用の対象者	制限なし		
利用できる団体	1. 幼稚園、保育園、小学校、中学校、中学校、特別支援学校、高等学校、大学		

項目	概要
利用料等 担当所管課	(宿泊学習、自然教室、遠足等の学校行事、お泊り保育、生徒会活動、部活動、学習合宿等) 2. 社会教育団体 (子ども会、スポーツ少年団、ボーイスカウト、カールスカウト、親子レク等のPTA行事、JRC等) 3. その他 (児童館、社会福祉協議会、同好会・クラブ・サークル活動等) 1. 宿泊料、施設使用料..無料 2. 食費、洗濯代、創作活動に關する材料費等は実費負担 生涯学習課

(1階)



(2階)



(参考) 主な沿革
 昭和 45年 4月 7日 「青森県少年自然の家」を現所在地に設置することが決定
 昭和 46年 8月 6日 開所式挙行
 昭和 46年 9月 10日 落成式挙行
 昭和 50年 12月 1日 青森県内 2番目の少年自然の家設置に伴い「青森県少年自然の家」を「青森県立総珠少年自然の家」に名称変更
 平成 11年 1月 14日 キャンプセンター完成
 平成 20年 12月 25日 体育館耐震補強工事完成



(3) 実施事業

青森県立少年自然の家条例第 2条によると、青森県立少年自然の家は次の業務を行うこととしている。

- ① 少年の集団宿泊訓練に関すること
- ② 少年の野外活動に関すること
- ③ 少年の生活指導に関すること

具体的には、1)小学校、中学校等の団体利用に加えて、2)少年自然の家自体が主催する事業、3)自然体験活動支援事業を行っている。

2. 運営状況

(1) 利用状況

過去5年間の年度別利用者数及び利用団体数の状況は以下のとおりである。

【表69】利用者数の推移 (単位:人)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日帰り	2,013	2,570	3,025	3,112	3,257
1泊2日	16,966	15,343	14,059	13,346	13,343
2泊3日	1,860	2,283	1,581	1,896	1,785
3泊4日以上	1,334	1,121	1,352	821	1,680
合計	22,173	21,317	20,017	19,375	20,065

【表70】利用団体数の推移 (単位:団体)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日帰り	40	38	47	59	62
1泊2日	168	154	146	145	135
2泊3日	14	16	12	13	15
3泊4日以上	7	6	5	4	6
合計	229	214	210	221	218

平成23年度の月別の利用状況は次のとおりとなっている。月別でみると、5月から10月までの利用が多くなっていることがわかる。

【表71】月別の利用状況(平成23年度) (単位:人)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日帰り	132	128	195	104	153	214	1,033	468	221	149	309	151	3,257
1泊2日	652	1,606	3,307	2,599	464	3,024	648	322	4	209	198	310	13,343
2泊3日	211	293	276	183	462	0	120	0	3	117	0	153	1,785
3泊4日以上	0	0	0	92	1,040	0	0	0	128	0	0	420	1,680
合計	995	1,994	3,778	2,978	2,119	3,238	1,801	790	356	475	507	1,034	20,065

【表72】月別の利用状況(平成23年度) (単位:団体)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
日帰り	1	3	3	2	3	2	19	9	4	4	10	2	62
1泊2日	5	14	34	27	6	29	7	6	0	3	3	1	135
2泊3日	2	3	2	1	3	0	1	0	0	1	0	2	15
3泊4日以上	0	0	0	1	3	0	0	0	1	0	0	1	6
合計	8	20	39	31	15	31	27	15	5	8	13	6	218

(2) 職員の状況

過去5年間の職員数の推移は次のとおりである。

【表73】職員数の推移 (単位:人)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
所長	1	1	1	1	1
総務課	5	5	5	5	5
常勤	5	5	4	4	4
研修課	11	11	10	10	10
小計	13	13	13	13	13
非常勤	13	13	13	13	13
合計	24	24	23	23	23

※ 研修課員は全て教育職となっている。
(主な増減内容) 平成21年度 研修課員1名減

(3) 運営にかかる費用

過去5年間の決算額の推移は次のとおりとなっている。

【表74】決算額の推移 (単位:千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総額	142,482	144,024	120,914	114,222	117,200
人件費	101,463	99,847	91,871	98,742	100,238
需用費	10,800	10,993	10,684	10,485	11,075
管理	1,616	1,309	1,326	1,501	1,465
委託料	5,188	3,990	3,063	2,510	3,090
運	21,742	26,653	11,973	—	—
営	1,670	1,230	1,995	981	1,331
費	41,018	44,176	29,042	15,479	16,962

(※1) 人件費は報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金が含まれる。
(※2) なお、端数は切り捨てているため合計が一致しない場合がある。

(前年度比の主な増減内容)

《工事請負費》

平成19年度 給湯用ボイラー改修工事、ゴミ集積庫設置工事等

平成20年度 暖房配管改修、体育館耐震工事

平成21年度 暖房用ボイラー改修工事

主な沿革に記載したとおり、本施設は昭和45年に建設され老朽化が進んでいる。平成19年度から21年度までの工事請負費は、いずれも老朽化した施設を維持するための延命工事である。

※ パラシースシートと行政コスト計算書

平成 23 年度決算額の内訳は「2. 運営状況(3)運営にかかると費用に記載したとおりである。また、青森県は、毎年度「公の施設の」パラシースシート、行政コスト計算書を作成、公表している。平成 22 年度の梵珠少年自然の家は以下のとおりである。

【表 75】 梵珠少年自然の家のパラシースシート (単位:千円)

項目	金額
資産の部	
1. 有形固定資産	372,204
負債の部	
1. 固定負債	107,410
2. 流動負債	7,570
貸与引当金	114,980
負債合計	257,224
純資産の部	372,204
負債・純資産合計	372,204

【表 76】 梵珠少年自然の家の行政コスト計算書 (単位:千円)

項目	金額
1. 人にかかるとのもの	98,324
(1) 人件費	81,894
(2) 退職給与引当金繰入	8,860
(3) 貸与引当金繰入	7,570
2. 物にかかるとのもの	33,724
(1) 物件費	22,079
(2) 維持補修費	560
(3) 減価償却費	11,085
3. その他	927
(1) 公債費(利子分のみ)	0
(2) その他	927
行政コスト合計	132,975
利用者 1人あたりのコスト(※1)	6,863 円/人

※1 行政コストに年間入館者数を除いた数値
 (注) 青森県の少年自然の家は、宿泊料及び施設使用料は無料となっているため収入はない。また、創作活動に関わる材料費等は利用者の実費負担であるが、これは別会計で処理しているため、県の歳入とはならない。

3. 監査の結果及び意見

(1) 資産の管理について

① 実施した監査手続

・ 現金の収受にかかるとる規則等を確認し、事務の準拠性を検証した。
・ 重要物品及び備品にかかるとる規則等を確認し、抽出した例について事務の準拠性を検証した。
・ 一部の重要物品及び備品の実査を実施し、これに関する資料との整合性を確認した。また、同時に遊休資産の有無を確認した。
・ 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

【現金等の管理の状況について】

青森県の少年自然の家では、宿泊料と施設使用料は無料となり、利用者の負担となるのは、食費、洗濯代及び創作活動に関わる材料費等に係る収入及び支出等となっている。

まず、食費代、洗濯代については、「食事代等の口座振込に係る事務処理」というマニュアルを作成して管理している。ただし、食事代等においては利用者が直接業者に振り込むこととなっているため、青森県の担当者か現金等を取り扱うことはない。一方、小学校、中学校等が団体利用した活動材料については、「梵珠少年自然の家活動材料費会計事務処理要領」を作成して管理している。歳入は利用者からの活動材料の代金であり、歳出は活動材料購入費と事務費となっている。平成 23 年度の決算額は下記のとおりであり、公金外での処理となっている。

【表 77】 活動材料等にかかる決算

項目	決算額
1. 前年度繰越額	272,109 円
2. 当年度歳入額	
1) 活動材料売上金	2,914,955 円
2) 諸収入	0 円
計	3,187,064 円
3. 当年度歳出額	
1) 活動材料仕入れ金	2,952,481 円
2) 事務費	32,680 円
計	2,985,161 円
差引残高	201,903 円

最後に、青森県の少年自然の家は、小学校、中学校等の団体利用の他に主催事業を行っているが、この事業に関する収入支出は、創作活動に関わる収入及び支出等とは別に主催事業ごとに決算書を作って管理している。これらにおいても公金外で管理している。

【備品の管理について】

今回の監査において一部の備品について備品出納票と現物との突合を行った。さらに備品の管理状況全般について確認した。その結果、概ね良好に管理されていた。

② 監査の結果

【現金、預金管理の徹底】

梵珠少年自然の家では、「梵珠少年自然の家活動材料費会計事務処理要領」に基づいて歳入、歳出及び総括に係る各帳簿と歳出に係る支出伝票を作成している（梵珠少年自然の家活動材料費会計事務処理要領 3(1)）。また、郵便局に口座を開設して管理している。

しかしながら、これら現状の管理では十分とは言えない。具体的には、「経費の内訳集計表」を作成しているが、この日々の残高と実際の預金または現金を突合していない。よって、日々帳簿と現物を突合することが必要である。具体的には、預金であれば郵便局の通帳と帳簿を残高だけではなく入金及び出金内容まで一致させる必要がある。また、現金についても日々帳簿残高と現金残高を突合する必要がある。現金及び預金の管理は、今以上の徹底が必要である。

③ 意見

【非構造部材等の管理】

学校施設における耐震対策は、鉄筋コンクリート造や鉄骨造の主体構造を中心に進んでいる。梵珠少年自然の家においても、平成 9 年度に本館・食堂、平成 20 年度に体育館の耐震工事を行っている。一方、施設内には天井材・体育器具・照明器具・音響機器等があり、これらの落下、窓ガラスの飛散、家具の転倒等の非構造部材の被害の可能性については実態の把握が難しい状況にある。文部科学省では、非構造部材の耐震化ガイドブックを取りまとめている。梵珠少年自然の家は学校施設ではないが、子どもが利用する施設でもあることより、今後も学校施設に準じて定期的な点検が必要と思われる。

たとえば、1階の視聴覚室の入口付近に灯油が2つ置いてあるが、不測の事態に備えて慎重な管理が望まれる。

(2) 支出手続について

① 実施した監査手続

- ・ 抽出した例について予算執行に関する資料及び支出命令に関する資料を閲覧し、支出の妥当性を検討した。
- ・ 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

(3) 施設にかかるコスト計算について

① 実施した監査手続

- ・ 行政コスト計算書、バランスシートを年次で比較し、施設運営の効率性及び有効性を検討した。
- ・ 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

③ 意見

【行政コストの年次比較について】

県は平成 17 年度決算分から公の施設ごとにバランスシートと行政コスト計算書を作成し、ホームページに掲載している。これは、公の施設の収入・支出の状況を明らかにするとともに、職員のコスト管理意識の醸成やコストに対する使用料収入等の収支状況の分析等を通じて今後の効率的な施設運営、維持管理の合理化を図ることを目的とするものである。

梵珠少年自然の家について平成 18 年度から平成 22 年度の行政コスト計算書、バランスシートの要約数値は次のとおりとなっている。

【表 79】 行政コストの推移

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行政コスト合計(千円) A	142,768	134,636	133,131	128,616	132,975
減価償却費、公債費を除く行政コスト A'	132,984	124,852	122,863	117,779	121,890
使用料収入等(千円) B	0	0	0	0	0
資産合計(千円) C	339,328	339,328	381,705	383,289	372,204
正味資産(千円) D	219,560	208,186	251,509	265,619	257,224
職員数(非常勤職員を除く) a	11 人	11 人	11 人	10 人	10 人
職員1人あたりの行政コスト(千円) A/a	12,978	12,239	12,102	12,861	13,297
職員1人あたりの収入合計(千円) B/a	0	0	0	0	0
職員1人あたりの資産(千円) C/a	30,848	30,848	34,700	38,328	37,220
職員1人あたりの正味資産(千円) D/a	19,960	18,926	22,864	26,561	25,722
年間入館者数 b	19,507	22,173	21,317	18,977	19,375
利用者1人あたりの行政コスト(円) A/b	7,319	6,072	6,245	6,777	6,863
利用者1人あたりの行政コスト(円) A'/b	6,817	5,631	5,764	6,206	6,291

(公の施設のバランスシート、行政コストより)

入館者数及び行政コストがここ数年安定していることにより、利用者 1 人あたりの行政コストは 6 千円から 7 千円の間で安定的に推移している。利用者 1 人あたりの行政コストを活用することによって施設の有効性を判断することができるが、そのためには、何らかの基準指標が必要となる。たとえば、梵珠少年自然の家と種差少年

自然の家をコスト面から比較することや、近隣自治体の同種施設の数値と比較することなどが考えられる。

【表 79】 種差少年自然の家の行政コスト推移

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
行政コスト合計(千円) A	166,344	159,449	155,181	144,659	146,143
年間入館者数 b	22,367	21,890	25,784	20,907	24,536
利用者1人あたりの行政コスト(円) A/b	7,437	7,284	6,018	6,919	5,956

種差少年自然の家の利用者1人あたりの行政コストは、6 千円弱から 7 千円台までとなっており、梵珠少年自然の家よりも不安定であるが、過去数年の傾向としては、行政コストが削減している。平成 22 年度だけを比較すると、梵珠少年自然の家の利用者1人あたりの行政コストが 6,863 円で、種差少年自然の家の利用者1人あたりの行政コストが 5,956 円となっていることより、この数値だけを捉えると種差少年自然の家の方が高い有効性を示していることになる。もちろん、施設の有効性を判断するためには、他の指標も加味した多面的な分析が必要となるが、今後も施設の有効性を高めるため工夫が必要である。

(4) 施設運営の在り方について

① 実施した監査手続

- ・ 梵珠少年自然の家の運営形態について、他県の状況及び青森県の実施方針を確認し、それを踏まえた上で梵珠少年自然の家の在り方を検討した。
- ・ 県内外の類似施設とのコスト構造を比較し、施設運営の効率性及び有効性を検討した。
- ・ 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

③ 意見

【少年自然の家の管理運営の在り方についての継続検討】

青森県においては、他の自治体における指定管理者制度導入後の課題、効果等を整理し、効果的かつ効率的な管理運営方策について検討した結果、当面県が直接管理運営しながら、サービス向上と経費節減を図ることとしている。特に、経費節減のための方策としては、梵珠少年自然の家において、平成 14 年度からボイラ一運転業務を民間委託しており、また種差少年自然の家においては、平成 24 年度から調理業務を民間委託している。

青少年教育施設においては、直営（一部委託含む）で運営している場合や指定管理者制度を導入している場合など自治体によって管理形態は様々である。近隣においても、北海道では 6 つの少年自然の家において指定管理者制度を導入しており、他方、秋田県においては 3 つの施設を直営で運営している。他の公の施設と比べて管理運営に関する考え方が自治体によって様々となっている理由としては、青少年教育施設において、どこまで民間への委託（指定管理者制度も含む）が可能かについて確立した論拠がないためである。

しかしながら、一般的に直営（一部委託含む）で運営している施設は指定管理者制度を導入している施設と比べ多くの費用を要している。管理運営費は指定管理者制度を導入しても効果は限られることより、その差の多くは人件費ということになる。北海道の洞爺少年自然の家と梵珠少年自然の家の比較は以下のとおりとなっている。

【表 80】 洞爺少年自然の家と梵珠少年自然の家にかかる経費及び利用者数

区分	平成 23 年度経費 ①	平成 23 年度利用者数 ②	利用者 1 人あたり経費①/②
洞爺少年自然の家	73,853 千円	29,525 人	2.5 千円
梵珠少年自然の家	117,201 千円	20,065 人	5.8 千円

公の施設の管理の在り方については、サービスと費用の関係で見なければならぬため、指定管理者制度の導入が必ずしも万能策というわけではない。しかし、少

なくとも経費節減という課題に対しては、指定管理者制度の導入も取り得る選択肢の一つである。したがって、指定管理者制度の導入あるいは一部導入も含め、管理運営の在り方については今後も継続的な検討が必要である。

【8 月の利用の促進について】

通常、少年自然の家は春から秋にかけて小学校等の利用で繁忙期となっている。また、少年自然の家の目的（自然環境のもとで共同生活をする機会の提供）を達成するために、自然に接する機会をより多く提供できる春から夏の利用は重要となる。

しかしながら、最近の利用状況を見ると、8 月の利用がその前後の月より低い結果となっている。平成 22 年度では 7 月、9 月の利用がそれぞれ 3,265 人、3,421 人であるのに対し、8 月が 1,026 人となっている。また、平成 23 年度においては、改館はさられているが、7 月、9 月の利用がそれぞれ 2,978 人、3,288 人であるのに対し、8 月が 2,119 人となっている。理由としては、小学校等の利用が夏休みを避けて行われるためであるが、今後部活での利用の促進や主催事業の実施などを検討し、8 月の利用を増やす工夫が必要であると思われる。

【主催事業の実施時期について】

梵珠少年自然の家においては、団体利用に加えて主催事業を積極的に行的行っており、この点は評価できる。今後の課題は、利用者が少ない 11 月ごろから翌年 4 月頃までの利用を如何に増やすかという点である。この時期は小学校の各種イベントも多いことから、これらのイベントにも配慮しつつ積極的に主催事業を行うことが望まれる。

第2部 県の出資に関する事務の執行及び管理状況について

第1章 監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（監査ターゲット）

県の出資に関する事務の執行及び管理状況について

3. 特定の事件（監査ターゲット）として選定した理由

本県における出資団体等は、多年に亘り県民サービスの維持・向上、県内産業の振興等に貢献してきた。しかし、これらの出資団体等が提供するサービスに対する需要は、質的・量的に年々変化しており、そのことが出資団体等の存在意義や存続可能性に影響を与えている。

地方公共団体がある特定の団体に財政的な援助を行う理由は、当該団体を通じて一定の行政的な目的を達成するためと考えられる。したがって、設立当初から現在までの社会的環境の変化を考慮してなお当該目的の達成を目指す意義があるのか、意義があるとした場合それは達成されているのか、また、達成するための方法は適当であるか、さらには経済性や効率性を考慮した方法が採用されているかということを検証することは重要である。

また、県では『青森県公社等点検評価委員会』を設け、出資団体等の経営状況、業務執行状況等についての点検評価を行っている。こうした近年における県による改革や出資団体自身による取り組みを踏まえ、出資団体等の財務に関する事務を監査することは意義があると認め、特定の事件（ターゲット）として選定した。

4. 監査の対象期間

原則として平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）ただし、必要に応じて平成22年度以前及び平成24年度の執行分を含む。

5. 監査の実施期間

平成24年7月12日から平成25年2月8日まで

6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	加藤 聡
監査補助者	公認会計士	宮本 和之
	公認会計士	山崎 愛子
	その他	石村 英雄

103

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

104

第2章 外部監査の視点

1. 監査を実施するにあたっての基本的な方針

今回の監査を実施するにあたっての基本的な方針は、次のとおりである。

(1) 資産管理、出納管理及び経理処理について

出資団体等が県による財政的援助を受けている場合、団体の財産は県が有するものに準じて管理される必要があると考える。そこで、出資団体等の監査においては、当該団体における経理処理、出納管理及び資産管理が適切に行われているかという点について確認することが最も重要なポイントとなる。

出資団体等は、地方公共団体から独立した法人であり、その事務については団体からルールを整備し、これを遵守しなければならない。監査の実施においては、当該ルールが適切に整備されているか、また、団体の事務は当該ルールに則って行われているかを検証する。

(2) 組織・人員構成について

出資団体等の組織そのものについては包括外部監査の監査対象ではない。しかし、人員構成の歪みや県職員の任用あるいは再任用が、人件費等を通じて当該団体のコスト高の原因になっている場合、当該職員を雇用することによる団体の事業への効果を勘案してもなお将来の県民負担への影響が無視できないならば、これは監査における指摘事項とせざるを得ないと考ええる。そこで、監査においては、出資団体等の組織・人員構成についても検証対象とする。

(3) 事業の有効性・経済性・効率性について

出資団体等は、ある一定の目的のために設置されたものである。したがって、団体が実施している個々の事業は、当該目的を果たすことに役立つことが前提であり、監査上も団体が実施している事業の有効性について検証する必要がある。

また、事業を行う際、同様の効果を期待するものについては、より経済的な方法が選択されるべきである。したがって、監査においては、事業における事務の執行状況に非効率な部分がないか、あるいは事業が最も経済的な方法で実施されているかを検証する。

(4) 県の財政的援助について

出資団体等は、補助金、委託、貸付、債務保証等、使用料等の減免により、県からの財政的援助を受けている場合がある。この場合には、その必要性及び価格等の設定根拠の妥当性について検証することは当然である。

また、債務保証等については、顕在化していない将来の県民負担の可能性とそれについて十分な情報開示が、県民に対して行われているかについても検証する。

2. 監査要点

『1. 監査を実施するにあたっての基本的な方針』に従って定められた監査要点は、次のとおりである。

(1) 資産管理、出納管理及び経理処理について

- ・ 現金預金の管理は、規程等に則って適切に行われているか。
- ・ 固定資産等の管理は、規程等に則って適切に行われているか。
- ・ 財務諸表は一般に公正妥当な会計基準等に従い適切に作成されているか。
- ・ 委託・物品購入における業者の選定及び価格の設定は、適当な方法で行われているか。
- ・ 定款（または寄附行為）に反する支出が行われていないか。

(2) 組織・人員構成について

- ・ 人員構成は、法人の事業及び将来の県民負担にどのような影響を与えるか。
- ・ 役職員の勤怠状況は適当か。

(3) 事業の有効性・経済性・効率性について

- ・ 事業の手法や実施内容は目的、目標を達成するために効果的であるか。
- ・ 事業の目的、目標は上位計画等と整合し、明確になっているか。
- ・ 事業の対象範囲や期間は適切に設定されているか。
- ・ 事業の実績や成果はわかりやすく整理され、目標の達成度合いが具体的に評価・分析されているか。また、その結果は次年度以降の事業に有効活用されているか。
- ・ 長期間継続している事業は、社会情勢など現在の状況に即したものであるか。
- ・ 事業の実施方法として、直営か民間事業者への委託かを適切に選択しているか。
- ・ 他の団体等が実施する事業との重複はないか。

(4) 県の財政的援助について

- ・ 県の財政的援助は、法人の状況に鑑みて必要か、また金額等の設定根拠は妥当か。
- ・ 県の財政的援助は、将来の県民負担にどのような影響を与えるか。

3. 監査対象団体

県の出資団体等(※1)は全部で24法人ある(※2)。これらの法人のうち、県職員が認められている法人及び知事が理事長の任命又は指名を行う法人は9法人あり、県が25%以上出資等している法人は15法人ある。その中から、以下の選定基準により監査対象団体を選定した。

※1: 県では、出資団体等を「公社等」と総称している。したがって、本報告書においては、県の資料からの抜粋に限り、出資団体等を公社等と表記することにする。なお、両者は全く同じ意味である。

※2: ここで出資団体等として取り上げている法人は、『県職員の派遣が認められている法人及び知事が理事長の任命又は指名を行う法人』と『県が25%以上出資等している法人』のいずれかに該当する法人である。

広い意味で県が出資している団体にはこの要件に該当しない法人もあるが、本報告書において「出資団体等」と記載している場合には、この2つの要件のうちいずれかに該当する法人を指す。

(1) 監査対象団体の選定基準

まず、24法人ある県の出資団体等のうち、県からの財政的援助の額が多い団体を抽出した。具体的には、債務保証及び損失補償、借入金、補助金、受託収入が多い団体である。これは、団体の財政規模から判断して県への財政的依存度が高い団体でもある。

さらに、最近の包括外部監査等で監査対象として選定されて間もない団体は、今回の監査対象から除外した。

(2) 監査対象団体

上記の選定基準により、監査対象団体は以下の3法人とする。

- ・青森県道路公社(道路公社)
 - ・財団法人青森県フエー埠頭公社(フエー埠頭公社)
 - ・公益社団法人青森県観光連盟(観光連盟)
- ※()内は、本報告書における略称である。

4. 実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は、次のとおりである。なお、監査手続の詳細については、『第5章 外部監査の結果及び意見—各論—』における各団体の項で記載している。

(1) 監査対象団体の概要把握

監査対象団体についての説明資料を閲覧した。また、これらの資料について、団体を所管する県の部署から意見聴取を行い、団体の概要を確認した。

(2) 関連資料の閲覧と法人及び県担当部署に対する質問

監査対象団体において、事業及び経理処理に関する資料を閲覧した。また、必要に応じて、県の担当部署における予算の執行に関連する資料を閲覧した。これらの内容については、必要に応じて法人及び県の担当者に対し質問を実施している。

(3) 資産等の現物の確認

監査対象団体にて管理されている資産について、その管理の状況を確認し、設備等の種類によっては、必要に応じて設置場所の実地へ赴き、管理の状況を視察した。また、現場担当者へ管理の状況について意見を聴取した。

(4) 監査報告書の作成

以上の結果を取りまとめて、監査報告書を作成した。

第3章 外部監査の対象

1. 青森県の出資団体等

(1) 出資団体等一覧

平成 24 年 8 月 31 日現在の青森県における出資団体等の一覧は下表のとおりである。

なお、ここで出資団体等として取り上げている 24 法人は、『県職員の派遣が認められている法人及び知事が理事長の任命又は指名を行う法人』で「県が 25%以上出資等している法人」のいずれかに該当する法人である。

広い意味で県が出資している団体にはこの要件に該当しない法人もあるが、本報告書において「出資団体等」と記載している場合には、この 2 つの要件のいずれかに該当する法人を指す。

【表 81】 県職員の派遣が認められている法人及び知事が理事長の任命又は指名を行う法人

1	公益財団法人21あおもり産業総合支援センター	6	道路公社
2	公益社団法人あおもり農林業支援センター	7	フエリー埠頭公社
3	社団法人青い森農林振興公社 ※	8	観光連盟
4	青森県土地開発公社	9	財団法人むつ小川原地域・産業振興財団
5	財団法人青森県建設技術センター		

※ 社団法人青い森農林振興公社については、平成 24 年 8 月 9 日青森地裁より民事再生手続開始の決定が下されている。

【表 82】 県が 25%以上出資等している法人

1	公益財団法人青森学術文化振興財団	9	公益社団法人青森県栽培漁業振興協会
2	八戸臨海鉄道株式会社	10	青森空港ビル株式会社
3	むつ湾フエリー株式会社	11	株式会社建築住宅センター
4	青い森鉄道株式会社	12	むつ小川原石油備蓄株式会社
5	公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター	13	むつ小川原原燃興産株式会社
6	社団法人青森県畜産協会	14	財団法人青森県育英奨学会
7	社団法人青森県水産振興会	15	公益財団法人青森県暴力追放県民センター
8	公益財団法人むつ小川原漁業操業安全協会		

(2) 出資団体等に対する県の関与

ここでは、「(1)出資団体等一覧」で取上げた 23 法人(※1)について、県の関与に関するデータを記載する。

当然のことながら、県の関与が大きいかどうかはそれ自体が問題ではなく、県の関与が大きいことに合理的な理由があるか、又はその関与の状況に応じて県の管理・監督が適切に行われているかが問題である。そのような視点から監査を行うために、まずは各団体について県の関与の実態を詳らかにする。

①県の人的関与については「①」の数値は、平成 24 年 6 月又は 7 月時点でのデータを基にしている。それ以外のデータは基本的に平成 23 年度のデータを基にしている。

※1:「社団法人青い森農林振興公社」については、平成 24 年 8 月 9 日青森地裁より民事再生手続開始の決定が下されているため、下記のデータからは除外している。したがって、ここでの出資団体等は全部で 23 法人である。

① 県の人的関与について

県からの派遣職員が多い法人は次のとおりである。

【表 83】 県派遣職員が多い法人

法人名	県派遣職員の数
公益財団法人21あおもり産業総合支援センター	13 人
公益社団法人あおもり農林業支援センター	6 人
観光連盟	6 人
財団法人むつ小川原地域・産業振興財団	2 人
青い森鉄道株式会社	1 人

「公益財団法人21あおもり産業総合支援センター」は特に多く、全常勤職員 25 名のうち半数以上が県からの派遣職員である。また、「公益社団法人あおもり農林業支援センター」、「観光連盟」も全常勤職員のおおよそ半数が県からの派遣職員である。なお、県派遣の常勤の理事・取締役がいる法人は、23 法人の中にはない。

一方、県OBが法人の理事・取締役に就任しているケースは非常に多い。【表 84】の 6 法人は、その中でも県OBが常勤の理事・取締役に就任していない法人である。これらの法人以外の全ての法人では、1 名または 2 名の県OBが理事・取締役に就任しており、県OBの理事・取締役就任が常態化している。

【表 84】の 6 法人は、全て県の出資割合が 50%未満の法人である。しかし、同じように県の出資割合が 50%未満であっても、事業内容が県の事業と密接に関係している場合には、県OBが理事・取締役に就任しているケースが多く見られる。

【表 84】 県OBが常勤の理事・取締役に就任していない法人

法人名
公益財団法人青森学術文化振興財団
むつ湾フエリー株式会社
公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター
公益財団法人むつ小川原漁業興業安全協会
むつ小川原石油備蓄株式会社
財団法人青森県青英奨学会

また、次表にある2法人では、常勤の理事・監査役に県OBが就任している。

【表 85】 県OBが常勤の理事・監査役に就任している法人

法人名
青い森鉄道株式会社
青森空港ビル株式会社

県OB職員が多い法人としては、次の4法人が挙げられる。「財団法人青森県建設技術センター」は全職員の人数が50名である。

【表 86】 県OB職員が多い法人

法人名	県OB職員の人数
財団法人青森県建設技術センター	6人
青森県土地開発公社	2人
道路公社	2人
公益財団法人青森県暴力追放県民センター	2人

② 役職員の平均年収について

平均年収のデータについては、役職員が1人しかいない場合、個人情報となつてしまつたため、公表していない法人がある。厳密には、役員については16法人、職員については19法人のデータである。その中で、役員の平均年収が高い5法人と職員の平均年収が高い5法人は次表のとおりである。

いずれの金額でもむつ小川原石油備蓄株式会社1が突出して高いが、県の関与としては出資のみであり、県からの独立性は比較的強い法人といえる。

なお、これらの法人の役職員の平均年収は、役員が5,836千円、職員が4,985千円であるが、「むつ小川原石油備蓄株式会社」を除いた他の法人の平均年収は、役員が5,018千円、職員が4,797千円である。

【表 87】 役員の平均年収が高い法人

法人名	平均年収の額
むつ小川原石油備蓄株式会社	18,100千円
八戸臨海鉄道株式会社	6,500千円
青い森鉄道株式会社	6,442千円
財団法人青森県建設技術センター	5,741千円
青森空港ビル株式会社	5,580千円

【表 88】 職員の平均年収が高い法人

法人名	平均年収の額
むつ小川原石油備蓄株式会社	8,369千円
青森空港ビル株式会社	6,630千円
公益財団法人21あおり産業総合支援センター	6,363千円
道路公社	5,976千円
青森県土地開発公社	5,761千円

③ 県からの借入金について

県からの借入金が多い法人は次表のとおりである。

【表 89】 県からの借入金が多い法人

法人名	県からの借入金残高	
	平成22年度末	平成23年度末
公益財団法人21あおり産業総合支援センター	9,225,381千円	10,100,968千円
道路公社	1,831,793千円	1,831,793千円
青森県土地開発公社	1,275,000千円	1,275,000千円
フエリー埠頭公社	821,382千円	694,352千円

県からの借入金で平成22年度から平成23年度にかけて減少しているのは、「フエリー埠頭公社」のみである。なお、市中銀行からの借入金を含めた法人が負っている全ての借入金で見ると、表中の4法人全てが、平成22年度から平成23年度にかけて残高を減少させている。

「公益財団法人21あおり産業総合支援センター」については、市中銀行からの借入金を含めた全ての借入金は減少しているが、県からの借入金は平成22年度から平成23年度にかけて増加した。

④ 県の債務保証及び損失補償について

県が債務保証または損失補償している法人は次の3法人である。
 「道路公社」については、有料道路建設費借入に係る債務保証と運営資金借入に係る損失補償を行っている。
 「青森県土地開発公社」については、県の代行者として中小企業基盤整備機構と共同施行している青森中核工業団地造成事業に要した借入資金に対する債務保証を行っている。
 「公益財団法人21あおもり産業総合支援センター」については、小規模企業等設備導入資金助成法に基づく設備貸与事業、設備資金貸付事業及び機械類貸与事業に係る損失補償を行っている。

【表 90】 県が債務保証又は損失補償を行っている法人

法人名	県が債務保証又は損失補償を行っている額
道路公社	10,954,728 千円
青森県土地開発公社	1,857,393 千円
公益財団法人21あおもり産業総合支援センター	689,087 千円

⑤ 県からの補助金について

平成 23 年度における県からの補助金額が多い法人は次のとおりである。
 「公益財団法人21あおもり産業総合支援センター」に対する補助金は、事業費に係る補助金が 60,306 千円、運営費に係る補助金が 25,000 千円、人件費に係る補助金が 95,685 千円である。
 「観光連盟」に対する補助金は、事業費に係る補助金が 153,738 千円、運営費に係る補助金が 16,000 千円となっている。

【表 91】 県からの補助金が多い法人

法人名	県からの補助金の額
公益財団法人21あおもり産業総合支援センター	180,991 千円
観光連盟	169,738 千円
道路公社	50,000 千円
青森県土地開発公社	37,344 千円
公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター	20,476 千円

⑥ 県からの受託収入について

県からの受託収入が多い法人は次のとおりである。
 「青い森鉄道株式会社」は、青い森鉄道の指定管理者事業のほか、青い森鉄道駅舎利活用促進事業、青い森鉄道メンテナンス設置事業、青い森鉄道運営体制強化事業などを受託している。
 「財団法人青森県建設技術センター」は、平成 14 年度より財団法人青森県下水道公社と統合し、下水道維持管理事業を行っている。県からの受託収入のほとんどは、下水道の維持管理等に係るものである。

【表 92】 県からの受託収入が多い法人

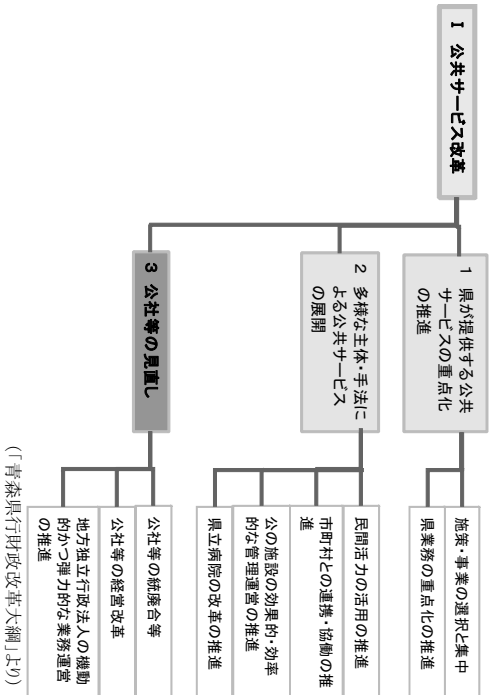
法人名	県からの受託収入の額
青い森鉄道株式会社	2,899,751 千円
財団法人青森県建設技術センター	1,289,896 千円
公益財団法人21あおもり産業総合支援センター	277,014 千円
観光連盟	206,945 千円
青森県土地開発公社	55,650 千円

2. 出資団体等に対する取り組み

(1) 公社等の見直し

行財政改革大綱が掲げる具体的な取組の一つ、「1 公共サービス改革」の内容は下図のとおりである。

【図 2】 公共サービス改革の内容



上記の図の中に記載されている「3 公社等の見直し」の内容は下記のとおりである。今回の監査は、これらの項目が適切に実施されているか、あるいは実現に向けた努力がなされているかという点についても念頭におきながら実施する。

《公社等の見直し》	
(1)	<p>公社等の統廃合等 社会経済情勢の変化などに伴う経営環境の変化を踏まえ、公社等の設立目的・役割及び県の関与のあり方について改めて見直し、業務内容等の必要性・将来性について検討の上、公社等の統廃合等に積極的に取り組む。</p> <p>公社等の経営改革 ア 経営の健全化 イ 効果的な経営をめざす。</p>
(2)	<p>人員体制の見直し 公社等自らの責任と経営努力による自主的な業務運営を促進する観点から、県派遣職員については順次引き揚げることで、また、職員数及び給与について、経営状況を踏まえた適切な水準となるよう必要な見直しを行う。</p>

ウ	<p>経営評価制度の実施 公社等の自立性を高め、経営の健全化を進めるため、公社等の経営状況、業務執行状況等について、専門家等による点検評価を行い、その結果に基づいて適切な指導助言を行うための経営評価制度を引き続き実施する。</p>
(3)	<p>地方独立行政法人の機動的かつ弾力的な業務運営の推進</p>

(2) 青森県公社等点検評価委員会

① 設立の経緯

青森県における出資団体等の見直しの端緒は、平成8年度の『青森県の設立に係る公社等』についての提言(青森県公社等経営対策委員会)に遡る。これは、その当時の青森県行政改革大綱に基づき、事業経営、民間活力の活用という観点も踏まえ、その設立目的をより効果的かつ効果的に達成できるように出資団体等の今後の改善方策を検討するために設置されたものである。これを受けて、平成9年度から平成13年度にかけて、青森県公社等経営委員会が開かれ検討が行われてい

る。その後、平成14年度からは、出資団体等の経営について団体自らによる評価と所管課による評価を主体とする青森県公社等経営評価委員会が設置された。さらに平成17年度には、青森県公社等経営評価委員会が一定の目的を果たしたとして、内容を簡素化しつつも出資団体等の自己評価及びそれに対する専門家の評価を継続的に行うため、名称を「青森県公社等点検評価委員会」(以下「点検評価委員会」といふ。)に改め、現在に至っている。

なお、上記の青森県公社等経営委員会、青森県公社等経営評価委員会、点検評価委員会の各委員会の結果報告書は青森県のホームページ上に公表されている。

② 点検評価委員会の業務

点検評価委員会は、県が25%以上の出資等を行っている24法人(平成24年度現在)について、出資団体等の経営状況、業務執行状況などについて点検評価を行う。

出資団体等の経営に関する自己評価及び所管課の評価は毎年度行われている。また、これに基づき点検評価委員会による点検評価は、県職員の派遣が認められている法人等については毎年度、それ以外の法人については概ね2年から4年に1回行うこととしている。

【表 93】 点検評価委員会の概要

実施期間	平成17年度～
委員構成	学識経験者1名、会計専門家1名、企業経営者2名の計4名
対象公社	県職員の派遣が認められている法人等については毎年度、それ以外の法人については概ね2年から4年に1回実施
内容	<ul style="list-style-type: none"> • 公社等の経営に関する自己評価と所管課の評価の実施 • 専門家等による「今後の課題」を踏まえた公社等の経営評価 • 公社等の改革の進捗状況等の点検 • その他公社等の経営状況、業務執行状況等についての点検評価

③ 点検評価結果等

監査対象とした3法人にかかる点検評価委員会の点検評価の結果を次の1)から3)に示す。なお、点検評価に用いた公社等経営評価シート(の各項目は次表のとおり)である。

【表 94】 公社等経営評価シート(の各項目)

○マネジメント	
(1) 経営理念、中期経営計画	当該年度に掲げた経営者の経営目標の達成状況について(◎:目標どおり(目標以上)達成している。○:概ね目標どおり達成している。△:目標を達成していない。)
中期経営計画の達成状況	実績との比較を踏まえた中期経営計画全体の達成状況について(◎:計画どおりである。○:概ね計画どおりである。△:計画と乖離が生じている。)
(2) 提言への対応状況	青森県公社等点検評価委員会の提言への対応状況について(◎:十分に対応している。○:十分に対応している項目が多い。△:十分に対応していない項目が多い。)
(3) 事業内容等	経営環境の変化に対応するため、事業内容の見直しを行っており、実施している事業の内容(事業実施手法を含む。)や規模は、費用対効果、社会的要請からみて適切である。(◎:適切である。○:概ね適切である。△:改善する余地が多い。)
事業に係る目標の達成状況	当該年度の主な事業に係る目標の達成状況について(◎:目標どおり(目標以上)達成した。○:概ね目標どおり達成した。△:目標を達成していない。(達成していない項目が多い。))
(4) 組織体制等	効率的な業務運営、内部統制の充実を図る観点から、人員体制の見直しを行っているほか、県派遣職員の順次引揚ぎを行なうなど、自主的な業務運営が図られている。(◎:十分に対応している。○:概ね対応している。△:改善する余地が多い。)
自主的な業務運営	経営状況及び業務量から勘案して、常勤従業員数は、妥当である。(◎:妥当である。○:概ね妥当である。△:過不足が生じている。)
従業員の数	経営状況及び業務内容を勘案して、常勤従業員及びパート・職員の給与は、妥当である。(◎:妥当である。○:概ね妥当である。△:改善の余地が多い。)
給与等	
○財務	
損益の状況	収入の確保、経費の削減が図られており、損益の状況は良好である。(◎:良好である。○:概ね良好である。△:改善を要する。)
正味財産	資産の償却、各種引当などを適切に行っており、正味財産(資料)は増加傾向である。(◎:2期連続して増加している。○:前期より増加している。△:前期より減少している。)
滞留債権(※)	滞留債権(3か月以上延滞している債権)は発生・増加していない。(◎:発生していない。または、前期より減少している。△:前期より増加している。)
経営支援	自立経営に向けて、運営費や人件費に対する補助金、無利子借入金及び施設使用料の免除といった経営支援的な補助金等を受け入れている。または、経営支援的な補助金の額は、前期に比し低下している。(◎:受け入れていない。または、低下している。△:増加している。)

※ 本項目については、平成23年度以降記載している。

1) 道路公社について

平成23年度における道路公社に関する点検評価委員会の意見は、①長期債務の確実な解消及び②道路の安全性及び利便性の維持・確保について述べられている。
 ①については、『有料道路経営改革に関する提言を踏まえた様々な改革策を着実に実行しているとともに、経営効率化によるコスト削減等により中期経営プランを上回る債務の削減を達成している』として、点検評価委員会も評価している。
 また、②については、『今後の維持・補修工事実施計画については、必要な維持・補修費が確保されたものとなっていること、具からは、橋梁耐震工事など、道路の安全性の向上にかかわる工事について今後も補助を継続することが確認できたことから、当面の間は、道路の安全性が維持・確保される』として評価している。

【表 95】 公社等経営評価シート の点検結果

区分	平成22年度			平成23年度		
	公社等 評価	所管課 評価	点検 結果	公社等 評価	所管課 評価	点検 結果
(1) 経営理念、中期経営計画						
経営目標の達成状況	◎	○	△	◎	◎	◎
中期経営計画の達成状況	◎	○	△	◎	◎	◎
(2) 提言への対応状況	◎	◎	◎	◎	◎	◎
提言への対応状況	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(3) 事業内容等						
事業内容	◎	◎	○	◎	◎	◎
事業に係る目標の達成状況	◎	◎	○	◎	◎	◎
(4) 組織体制等						
自立的な業務運営	◎	◎	◎	◎	◎	◎
役職員の数	◎	◎	◎	◎	◎	◎
給与等	◎	◎	◎	◎	◎	◎
○財務						
損益の状況	◎	◎	○	◎	◎	◎
正味財産	◎	◎	○	◎	◎	◎
滞留債権		-		◎	◎	◎
経営支援	△	△	△	◎	◎	○

2) フォリー埠頭公社について

平成23年度におけるフォリー埠頭公社に関する点検評価委員会の意見は、①フォリーの利用促進及び経営合理化の推進、②東日本大震災の影響と法人の対応、③新公益法人制度への適切な対応について述べられている。
 ①については、『将来的なフォリー利用者の減少を前提にしつつも、『関係機関が実施する各種観光施策との連携等を図りながら、誘客促進に向けた取り組みを実施していくこと』を求めている。
 また、②については、『東日本大震災における対応として、被害への対応、閉鎖期間を最小限に抑えたこと、また復旧費用を引当金の範囲内で対応できたことなどを評価している。
 さらに、③については、『新公益法人制度を受けて、『移行方針の決定と申請手続きを適切かつ迅速に行う必要がある。』との意見を付している。』

【表 96】 公社等経営評価シート の点検結果

区分	平成22年度			平成23年度		
	公社等 評価	所管課 評価	点検 結果	公社等 評価	所管課 評価	点検 結果
(1) 経営理念、中期経営計画						
経営目標の達成状況	◎	○	◎	◎	◎	◎
中期経営計画の達成状況	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(2) 提言への対応状況	◎	◎	◎	◎	◎	◎
提言への対応状況	○	○	○	○	○	○
(3) 事業内容等						
事業内容	◎	◎	◎	◎	◎	◎
事業に係る目標の達成状況	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(4) 組織体制等						
自立的な業務運営	◎	◎	○	◎	◎	○
役職員の数	◎	○	○	◎	◎	○
給与等	◎	○	○	◎	◎	○
○財務						
損益の状況	◎	◎	◎	◎	◎	◎
正味財産	◎	◎	◎	◎	◎	◎
滞留債権		-		△	△	△
経営支援	◎	◎	◎	◎	◎	◎

3)観光連盟について

平成23年度における観光連盟に関する点検評価委員会の意見は、①経営基盤の強化に向けた一層の努力、②経営の自立化に向けた取組について述べられている。

①については、東日本大震災後の観光客の減少から徐々に回復し、『当法人の観光振興に対する前向きな努力』について評価している。その一方で、『将来にわたり安定的に経営を行っていくためにも、実施事業の費用対効果を検証の上、コスト削減にも特に配慮したから必要な改善を加えていくこと』を求めている。

【表 97】 公社等経営評価シートの点検結果

Table with columns for '区分', '平成22年度', and '平成23年度'. Rows include '経営理念、中期経営計画', '経営目標の達成状況', '中期経営計画の達成状況', '提言への対応状況', '事業内容等', '事業に係る目標の達成状況', '自主的な業務運営', '役職員の数', '給与等', '財務の状況', '正味財産', '滞留債権', '経営支援'.

3. 青森県の連結財務諸表

各団体の財務諸表については、『第5章 外部監査の結果及び意見一各論一』に記載する。ここでは、監査対象とした団体の財政規模が県の財政に占める割合を概観するために、青森県の連結財務諸表を記載する。

(連結財務諸表の基本情報)

①連結対象

普通会計、公営事業会計及び県が1/4以上出資する公社等。

ただし、県が1/4以上出資している(財)青森県学術文化振興財団については、県と同額を青森市が出資しており、青森市の関与が強いことから、県の連結対象からは除外している。

表中※1:連結財務諸表において「地方公共団体」としている項目は、「普通会計」、「公営事業会計」からなる。

「公営事業会計」は、病院事業(公営企業会計)、工業用水道事業(公営企業会計)、港湾整備事業、宅地造成事業(臨海土地造成)、下水道事業、駐車場事業である。

表中※2:連結財務諸表において「地方独立行政法人」としている法人は、公立大学法人青森県立保健大学、青森県産業技術センターである。

表中※3:連結財務諸表において「地方三公社」としている法人は、青森県土地開発公社、青森県住宅供給公社(清算手続中)、道路公社である。

表中※4:連結財務諸表において「第三セクター等」としている法人は、以下のとおりである。

Table listing various public corporations and their parent organizations, such as 財団法人青森県建設技術センター, 財団法人むつ小川原地域・産業振興財団, etc.

※名称は平成22年度当時のものを使用している。

②連結のための調整(表中※5)

減価償却費及び各種引当金については、各会計又は法人の個別決算において計上されていない場合がある。この場合には、所要額を算定の上、計上している。

また、各会計又は法人間における出資及び債権・債務、補助金及び使用料・手数料の授受については、単純合算後に必要な相殺処理を行っている。(したがって、右端の合計欄は左列の合計とは一致していない場合がある。)

(1) 連結貸借対照表(平成22年度末日現在)

(単位:百万円)

区分	地方公共団体 ※1	地方税法 ※2	地方三公社 道務公社 ※3	第三セクター等 フェリー 地蔵公社 ※4	合計 ※5			
【資産の部】								
1. 公共資産								
(1)有形固定資産	3,515,460	16,869	15,570	14,109	45,795	4,160	359	3,593,695
①住宅・介護・国土保全	2,344,063		14,393	13,986	7,015	4,160		2,365,471
②教育	228,432	9,048			154			237,636
③福祉	7,699							7,699
④環境衛生	73,320				0			73,320
⑤産業振興	734,695	7,820			37,841		359	780,357
⑥警察	53,115				0			53,115
⑦総務	74,133				783			74,916
⑧その他			1,176	122				1,176
(2)無形固定資産	31	75	2	1	313	0		423
(3)売却可能資産	5,197							5,197
公共資産合計	3,520,688	16,944	15,573	14,111	46,109	4,160	359	3,599,315
2. 投資等								
(1)投資及び出資金	61,236	2,782	10		3,473		1	37,631
(2)貸付金	52,685				4,944			23,157
(3)基金等	89,712				21,787	1,042	115	111,500
(4)長期延滞債権	21,570		957					21,772
(5)その他		35	0		724	0	0	759
(6)回収不能見込額	▲19,418				▲0			▲19,418
投資等合計	205,787	2,817	967		30,928	1,042	117	175,402
3. 流動資産								
(1)資金	50,131	1,081	2,524	370	16,818	1,077	134	70,564
(2)未収金	11,335	54	36	4	3,173	25	13	14,582
(3)販売用不動産	2,000		3,881		690			6,572
(4)その他	233	357	5	4	2,762	0	4	3,358
(5)回収不能見込額	▲7,329				▲1,276	▲2		▲8,605
流動資産合計	56,370	1,493	6,447	378	22,169	1,101	153	86,471
4.繰越勘定	477				350			827
資産合計	3,783,323	21,256	22,988	14,490	99,558	6,303	630	3,862,017

区分	地方公共団体 ※1	地方税法 ※2	地方三公社 道務公社 ※3	第三セクター等 フェリー 地蔵公社 ※4	合計 ※5			
【負債の部】								
1. 固定負債								
(1)地方公共団体								
①普通会計地方債	1,238,203				1,238,203			
②公営事業地方債	28,945				28,945			
地方公共団体計	1,267,149				1,267,149			
(2)関係団体								
①一部事務組合								
②地方三公社長期 借入金			15,300	11,645	13,469			
③第三セクター等 長期借入金		2,800		44,880	15,167			
関係団体計	0	2,800	15,300	44,880	28,636			
(3)長期未払金	15,143	88		14	14,490			
(4)引当金	190,175	1,187	4,882	4,806	3,660	1,041	48	183,216
(5) 繰上り引当金	173,447	1,187	145	69	2,121	68	48	176,901
(5) その他引当金	16,727		4,736	4,736	1,539	972		6,315
(5)その他		3,066	936		1,299	59	16	5,302
(5) 他会社借入金								
固定負債合計	1,472,468	7,142	21,119	16,451	49,854	1,795	65	1,498,796
2. 流動負債								
(1)翌年度償還予定額								
①地方公共団体	99,822							99,822
②関係団体	99,822	0	2,048	1,957	1,950	127	0	3,572
翌年度償還予定額計 (翌年度償還予定額を含む)	6,659	498	209	192	2,593	9	42	9,951
(3)未払金	18,881	144	101		155			19,283
(4)翌年度支払予定 退職手当	9,995	237	12	3	241	4	7	10,486
(5)賞与引当金	63	396	9	0	1,414	346	5	1,883
(6)その他	135,422	1,277	2,407	2,178	15,277	487	55	154,247
流動負債合計	1,607,890	8,420	23,527	18,629	65,131	2,282	120	1,653,043
負債合計	2,175,432	12,836	▲4,139	34,426	4,021	509	2,208,973	
【純資産の部】	3,783,323	21,256	22,988	14,490	99,558	6,303	630	3,862,017

(2) 連結行政コスト計算書(平成22年度)

(単位:百万円)

【性質別】

区分	地方公共団体 ※1	地方独立法 ※2	地方三公社 ※3		第三セクター等 ※4		合計 ※5	
			道路公社	観光連盟	アールワン	観光連盟		
経常行政コスト								
生活介護 ・国土保全	85,734		1,668	1,212	5,481	497	89,967	
教育	152,542	1,827			38		152,187	
福祉	92,031						92,031	
環境衛生	37,933				24		37,937	
産業振興	96,312	4,789	380		15,788	30	110,192	
警察	32,010				30		32,039	
総務	41,428				3,817		45,245	
議会	1,113						1,113	
支払利息	20,783		225	191	530	18	21,514	
回収不能見込計上額	7,163		166	166	720	1	8,050	
その他	16,419						16,419	
経常行政コスト合計	583,473	6,617	2,441	1,570	26,432	517	606,701	
経常収益								
使用料・手数料	7,797						7,749	
分担金・負担金・寄附金	6,206	2			1,954		967	
保険料							7,631	
事業収益	20,400		2,432	1,769	17,656	562	38,496	
その他特定行政 サービス収入	709	5,187	39	10	6,369	20	4,768	
他会計補助金等								
経常収益合計	35,114	6,290	2,471	1,780	25,979	582	58,646	
(差引) 経常 行政コスト	548,359	326	▲ 29	▲ 209	453	▲ 65	▲ 11	548,054

【性質別】

区分	地方公共団体 ※1	地方独立法 ※2	地方三公社 ※3		第三セクター等 ※4		合計 ※5	
			道路公社	観光連盟	アールワン	観光連盟		
経常行政コスト								
人件費	169,733	3,742	209	55	3,995	69	177,679	
退職手当等引当金	17,248	91	26	2	220	4	17,586	
繰入等	9,995	237	12	3	241	4	10,486	
賃与引当金繰入額	37,304	1,454	178	154	8,775	156	44,317	
物件費	8,521	196	268	267	2,473	28	11,460	
維持補修費	127,717	395	674	662	831	163	129,619	
減価償却費	19,920						19,920	
社会保険給付	121,980	41	76	65	3,441	63	116,695	
補助金等	1,599						1,599	
他団体への支出額	40,899						40,899	
支払利息	20,783		225	191	523	11	21,507	
回収不能見込計上額	7,163		166	166	721	2	8,051	
その他の行政コスト	605	457	603	0	5,209	13	6,876	
経常行政コスト合計	583,473	6,617	2,441	1,570	26,432	517	606,701	
経常収益								
使用料・手数料	7,797						7,749	
分担金・負担金・寄附金	6,206	2			1,954		967	
保険料							7,631	
事業収益	20,400		2,432	1,769	17,656	562	38,496	
その他特定行政 サービス収入	709	5,187	39	10	6,369	20	4,768	
他会計補助金等								
経常収益合計	35,114	6,290	2,471	1,780	25,979	582	58,646	
(差引) 経常 行政コスト	548,359	326	▲ 29	▲ 209	453	▲ 65	▲ 11	548,054

(3) 連結純資産変動計算書(平成22年度)

(単位:百万円)

区分	地方公団団体 ※1	地方連盟 ※2	地方三公社		第三セクター等 ※4 マエウー 県頭公社	組合連盟 ※5	合計 ※5
			道路公社	建設公社			
期首純資産残高	2,195,052	13,244	▲548	▲4,349	38,154	497	2,236,387
純資産形成(不)	▲548,359	▲326	29	209	▲453	11	▲548,054
一般財源							
地方税	137,929						137,929
地方交付税	220,266						220,266
その他行政コ ス卜充当財源	39,179						39,006
補助金等受入	123,091	118			1,853		124,033
臨時損益							
災害復旧事業費	▲982						▲982
公共資産除売却 損益	▲481		2		▲4	0	▲483
投資損益	▲285				7		▲277
貸付金債務 免除等	▲192				11		▲180
損失補償等 引当金繰入	8,742						8,742
資産評価損益					80		80
前期修正損益			0		34	▲2	34
その他		▲705	0		99		▲606
出資の受入・新 規設立					99		165
資産評価替え による変動額	▲80						▲80
無償受贈資産受入	0						0
その他	1,551	506	▲28		▲456	1	▲6,958
期末純資産残高	2,175,432	12,896	▲539	▲4,139	34,426	4,021	2,208,973

(4) 連結資金収支計算書(平成22年度)

(単位:百万円)

区分	地方公団団体 ※1	地方連盟 ※2	地方三公社		第三セクター等 ※4 マエウー 県頭公社	組合連盟 ※5	合計 ※5
			道路公社	建設公社			
【經常的収支の部】							
人件費	198,140	4,204	244	62	4,536	79	207,127
物件費	37,571	1,802	178	154	8,211	147	44,495
社会保険等付	19,920						19,920
補助金等	121,980	41	76	65	3,441	63	116,537
支払利息	20,783		225	191	523	11	21,507
他会社への事務費等充 当経費支出							
その他支出	10,135	654	887	753	6,221	41	17,898
支出合計	408,582	6,702	1,611	1,227	22,935	343	427,488
地方税	137,474						137,474
地方交付税	220,266						220,266
国県補助金等	87,200	592	2	1	5,037	151	89,710
使用料・手数料	6,957						6,910
保険料	1,675	0			1,954	967	3,097
事業収入	20,195	1,658	2,571	1,771	17,627	755	39,248
諸収入	6,986		10	3	575	8	7,546
地方債発行額	63,459						63,459
長期借入金借入額			10,660	10,660			10,660
短期借入金借入額			25	25	2,875		2,900
基金取崩額	28,004				15		28,019
他会社補助金等		5,341					
その他収入	21,595	58	27	5	1,476	13	22,717
収入合計	593,815	7,652	13,296	12,466	29,561	778	632,012
經常的収支額	185,282	949	11,684	11,238	6,625	434	204,524
【公共資産整備収支の部】							
公共資産整備支出	108,185		317				108,503
公共資産整備補助 金等支出	40,540						40,540
他会社への建設費 充当拠出額支出							
地方独立行政法人 公共資産整備支出		578					578
一般会社等組合・広域連 合・公社等経費支出							
地方三公社公共資 産整備支出							
第三セクター等公 共資産整備支出					1,891	425	1,891
支出合計	148,726	578	317		1,891	425	151,513

区分	地方公共団体 ※1	地方独立 ※2	地方三公社 ※3 道庁公社	第三セクター等 ※4		合計 ※5
				フレック ス地産公社	観光連盟	
国県補助金等	27,401					27,401
地方債発行額	55,299					55,299
長期借入金借入額						
基金取崩額	4,127					4,127
他会計補助金等						
その他収入	6,385			239		6,625
収入合計	93,214	0	0	239	0	93,454
公共資産取得収支額	▲ 55,511	▲ 578	▲ 317	▲ 1,651	▲ 425	▲ 58,058
【監査・財務的収支の部】						
投資及び出資金	127	2				1,339
貸付金	59,536			833		59,123
基金積立額	18,018	3,648	520	7,886	972	30,074
定額通用基金への 繰出支出	4,001					4,001
他会計への公債費 充当財源繰出支出						
地方債償還額	107,348					107,348
長期借入金返済額			11,935	11,644	1,683	11,395
短期借入金減少額					84	1,359
収支事業純支出						
その他支出	4,368			925		5,260
支出合計	193,401	3,651	13,730	11,644	12,507	219,902
国県補助金等	8,488					8,488
貸付金回収額	59,561			446		57,785
基金取崩額	231	3,646	630	7,330	1,014	11,838
地方債発行額	0					0
長期借入金借入額	1,730		1,582	1,203		3,269
公共資産等売却収入	1			867		868
収支事業純収入						
他会計補助金等						
その他収入	1,551	1		566	55	2,233
収入合計	71,566	3,647	2,212	10,414	1,070	84,485
投資・財務的収支額	▲ 121,834	▲ 4	▲ 11,517	▲ 11,644	▲ 2,093	▲ 135,416
翌年度繰上充用 金増減額						
当年収支金増減額	7,936	367	▲ 150	▲ 405	2,880	▲ 19
期首資金残高	14,716	714	2,674	775	13,938	201
経費負担割合変 更に伴う差額						
期末資金残高	22,713	1,081	2,524	370	16,818	134

第4章 外部監査の結果及び意見一 概論一

1. 監査の結果及び意見の項目数

各団体にかける監査の結果及び意見の項目数は次のとおりである。

団体名	結果	意見
道庁公社	0	7
フレック―地産公社	1	11
観光連盟	1	14

※ 【監査の結果】

【監査の結果】は、今後、青森県において何らかの措置が必要であると認められる事項である。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会連念上著しく適正性を欠いていると判断される場合に ついても同様に、【監査の結果】として記載している。

※ 【意見】

【意見】は【監査の結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の観点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、青森県がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

2. 監査の結果及び意見 (全般的事項)

【現金及び預金の管理について】(意見)

『第一部 公の施設の管理運営について 第4章 外部監査の結果及び意見 一 概論一』に記載している内容と同一であるため省略する。

【県の将来負担について】(意見)

県からの借入金及び県による債務保証が行われている団体で、今回監査対象とした団体は道路公社とフェリー埠頭公社である。

これらの団体における最近の借入金の返済状況を見ると、両団体とも順調に返済が進んでいる。一方で、将来の返済可能性を考えた場合、以下のような結論を得た。

団体名	将来の返済可能性
みちのく有料道路	料金徴収期間内(平成 41 年度まで)に市中銀行からの借入金及び県からの借入金については全額返済可能であり、県からの出資金についても、一部には返済不能になる可能性があるもののほぼ全額に近い額が返済可能と予測できる。
青森空港有料道路	料金徴収期間満了時(平成 29 年度)において、市中銀行からの借入金約 14 億円、県からの出資金約 15 億円、合計約 29 億円が残存する可能性が高い。
第二みちのく有料道路	料金徴収期間満了時(平成 34 年度)において、市中銀行からの借入金約 25 億円、県からの借入金約 2 億円、県からの出資金約 19 億円、合計約 46 億円が残存する可能性が高い。
フェリー埠頭公社	今後の返済予定額は各年度とも妥当な範囲となっており、返済可能性に特段の問題はない。

これらの中で、特に問題となるのは、道路公社の青森空港有料道路にかかる借入金である。現状の青森空港有料道路における収支差額(借入金返済原資)から判断すると、料金徴収期間内に全額返済することは非常に困難であるといえる。今後、県として、料金徴収期間を延長するか、借入金を精算した上で一般県道として無料開放するかなどについて、料金徴収期間満了が迫っているため早急に対応を考慮する必要がある。

【出資団体等に対する県の関与について】(意見)

出資団体等は、県とは独立した法人であり、今回の監査における「結果及び意見」について措置を講じる主体はあくまで団体自身と見るべきである。しかし、出資団体等はその設立において、それぞれの団体が、本来県が担うべき公的な役割を付与され請け負ったものであり、それゆえ、現在に至るもその運営には県が深く関与している。

行財政改革大綱では、公共サービス改革の一環として、公社等の見直しが謳われている。この中では、公社等の自立を促す考えが強調されている。これ自体は、独立した法人たる出資団体等の経営の健全化という意味では積極的に捉えられるが、一方で従来に比べて県の財政的余力が無くなったということも影響している。

そのような条件下で、出資団体等の自立が、出資団体等の目的の達成を阻害する場合があるならば、県はその財政的制約を克服しても積極的に支援しなければならぬ。もし、そうであれば、出資団体等に付与された目的は、他の諸施策に課された目的と比べて優先順位が低いということになり、出資団体等そのものの存在意義が揺らぐことになる。まずは、出資団体等が実施している事業や役割について、本来県が行うべきものと出資団体等が行うべきものを峻別する必要がある。

その中で、すでに県と出資団体等の役割分担が整理され県が積極的・主体的に関与しているもの、未だ県と出資団体等の役割分担が整理されていないもの、県と出資団体等の役割分担は整理されているが、県の関与が不十分、あるいは着手して間もなく成果が表れていないものなど、状況は様々である。

今回の監査においては、このような視点から県の適切な関与を求める「結果及び意見」を記載している。その中でも、特に、今後県が積極的に関与していくべきことを要望したものは以下のとおりである。

団体名	結果及び意見
(1) 資産管理、出納管理及び経理処理について	
観光連盟	【修繕費の負担について】(意見)
(2) 組織・人員構成について	
道路公社	【将来の組織像について】(意見)
観光連盟	【観光連盟の専門性について】(意見)
(3) 事業の有効性・経済性・効率性について	
道路公社	【安全性向上策について】(意見)
観光連盟	【事業ごとのコスト把握について】(意見)
(4) 県の財政的援助について	
道路公社	【みちのく有料道路の借入金等の返済可能性について】(意見)
道路公社	【青森空港有料道路の借入金等の返済可能性について】(意見)
フェリー埠頭公社	【災害復旧引当金の取扱いについて】(意見)
フェリー埠頭公社	【修繕引当預金の取扱いについて】(意見)
フェリー埠頭公社	【平成 26 年度までの修繕引当金と災害復旧引当金の取扱いについて】(意見)
観光連盟	【青森県観光連盟運営費補助金について】(結果)
観光連盟	【県補助金・委託料の 100%間接補助・再委託について】(意見)

3. 監査の結果及び意見の概略
 各団体にかける監査の結果及び意見の概略は次のとおりである。表中の右欄にある「頁」は、『第5章 外部監査の結果及び意見—各論—』における当該項目の記載箇所である。

内 容	区分		頁
	結果	意見	
(1) 資産管理、出納管理及び経理処理について			
道路公社	—	○	147
道路公社	—	○	148
フェリー埠頭公社	—	○	173
フェリー埠頭公社	—	○	174
フェリー埠頭公社	○	—	175
フェリー埠頭公社	—	○	176
フェリー埠頭公社	—	○	178
観光連盟	—	○	198
観光連盟	—	○	198
観光連盟	—	○	199
観光連盟	—	○	201
(2) 組織・人員構成について			
道路公社	—	○	150
フェリー埠頭公社	—	○	179
観光連盟	—	○	204
観光連盟	—	○	204
観光連盟	—	○	205
(3) 事業の有効性・経済性・効率性について			
道路公社	—	○	151
フェリー埠頭公社	—	○	181
フェリー埠頭公社	—	○	181
観光連盟	—	○	207
観光連盟	—	○	207
(4) 県の財政的援助について			
道路公社	—	○	153
道路公社	—	○	157

内 容	区分		頁
	結果	意見	
道路公社	—	○	158
フェリー埠頭公社	—	○	183
フェリー埠頭公社	—	○	184
フェリー埠頭公社	—	○	184
フェリー埠頭公社	—	○	185
観光連盟	—	○	209
観光連盟	—	○	209
観光連盟	—	○	210
観光連盟	—	○	210
(5) その他の事項について			
観光連盟	—	○	212

第5章 外部監査の結果及び意見一各論一

第1 青森県道路公社について

1. 法人の概要

(1) 法人の設立目的

道路公社は、昭和 50 年 4 月に地方道路公社法に基づき設立された県の外郭団体である。青森県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的としている。道路公社が管理する道路では、昭和 55 年にみちのく有料道路、昭和 62 年に青森空港有料道路、平成 4 年には第二みちのく有料道路の供用が開始された。

(2) 道路公社の概要

【表 98】道路公社の概要

項目	内容
法人名	青森県道路公社
設立年月日	1975 年(昭和 50 年)4 月 1 日
本社	〒030-0801 青森県青森市新町 2-4-1 青森県共同ビル 8 階 TEL:017(777)7331 FAX:017(773)4965
出資金	82 億 3,550 万円
役員	役職名 氏名(他の法人等の代表状況等)
	理事長(常勤) 竹内 剛 (青森県土地開発公社理事長)
	専務理事 小田桐 文彦 (青森県土地開発公社専務理事)
	理事 佐々木 孝昌 (青森県土木整備部道路課長)
	監事 武田 紀久雄 (公認会計士、青森県土地開発公社監事)
	(非常勤) 兼平 義弘 (税理士、青森県土地開発公社監事)
主な事業内容	事業名 主な事業内容
	(1)有料道路事業 ①みちのく有料道路の管理・運営
	(2)有料駐車場事業 ②青森空港有料道路の管理・運営
	③第二みちのく有料道路の管理・運営
	中央大橋有料駐車場(月極駐車場)の管理・運営

(3) 財産及び損益の状況の推移

道路公社の平成 19 年度から平成 23 年度までの財産及び損益の状況の推移は次のとおりである。

売上高は、道路料金収入、駐車場収入、業務雑収入からなる。詳細は②. 事業の実施状況に記載する。なお、有料道路事業では、各道路別収支差益を償還準備金として、その取得価額に達するまで積み立てることとなっている。したがって、償還準備金繰入額は、その年度における各道路の収支差益の合計額を表したものであり、有料道路事業から当期純利益は発生しない。表中にある当期純利益は、全て有料駐車場事業によるものであり、同じく表中にある純資産は、県が出資した出資金と剰余金からなる。

【表 99】財産及び損益の状況の推移

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
売上高	1,865,656	1,751,506	1,728,916	1,769,910	1,740,931
償還準備金繰入額	887,661	699,207	806,857	859,765	652,974
当期純利益	2,316	2,817	2,492	2,643	2,599
総資産	32,762,083	32,825,510	33,208,423	32,793,475	32,945,577
純資産	8,242,327	8,245,145	8,247,637	8,250,281	8,252,881

(単位:千円)

(4) 役員及び職員の状況

道路公社の役員及び職員の状況は次のとおりである。
県からの職員派遣は平成 23 年度から行われていない。このため「常勤職員」の数がここ 5 年間で減少している状態である。

【表 100】役員及び職員の状況の推移

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
常勤職員	1	1	1	2	2
県職員OB	1	1	1	1	1
民間出身	1	-	-	-	-
小計①	3	2	2	2	2
常勤職員	4	3	2	2	2
県派遣職員	-	-	1	1	1
県職員OB	9	8	7	7	7
プロパー職員	13	11	10	9	9
小計②	22	20	18	17	17
非常勤職員	1	1	1	1	1
県・市町村出身	1	2	2	2	2
民間出身	2	3	3	3	3
小計③	3	5	5	5	5
臨時職員④	6	7	8	8	8
①～④合計	24	23	23	22	22

(単位:人)

※ 平成 24 年度については、監査実施時点(平成 24 年 9 月)において平成 23 年度と人数・構成とに同じ状態である。

(5) 県の財政負担

道路公社に対する平成 23 年度の県の財政負担は次のとおりである。

【表 101】平成 23 年度の県の財政負担

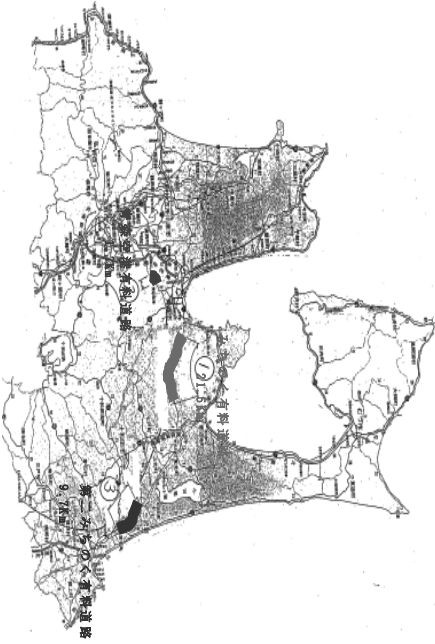
区分	項目	総額 (単位:千円)
出資金等	平成 23 年度末出資金残高	※1 8,235,500
借入金	平成 23 年度末借入金残高	※2 1,831,793
債務保証及び損失補償	債務保証に係る平成 23 年度末債務残高	※3 1,442
債務保証及び損失補償	損失補償に係る平成 23 年度末債務残高	※4 10,953,286
補助金	平成 23 年度の事業費補助	※5 50,000

- ※1: 出資金の内訳は、みちのく有料道路に係るものが 4,780,500 千円、青森空港有料道路に係るものが 1,525,000 千円、第二みちのく有料道路に係るものが 1,980,000 千円である。
- ※2: 県からの借入金の内訳は、みちのく有料道路に係るものの残高が 1,637,792 千円、第二みちのく有料道路に係るものの残高が 194,000 千円である。
- ※3: 有料道路建設費借入に係る債務保証である。
- ※4: 運営資金借入に係る損失補償である。
- ※5: 平成 23 年度においては、みちのく有料道路における橋梁の耐震補強工事に係る費用として補助金が交付されている。

(6) 道路等の概要

道路公社が管理運営する有料道路は、『みちのく有料道路』、『青森空港有料道路』、『第二みちのく有料道路』の 3 路線である。

【図 3】道路公社が管理運営する有料道路



① みちのく有料道路【図 4】

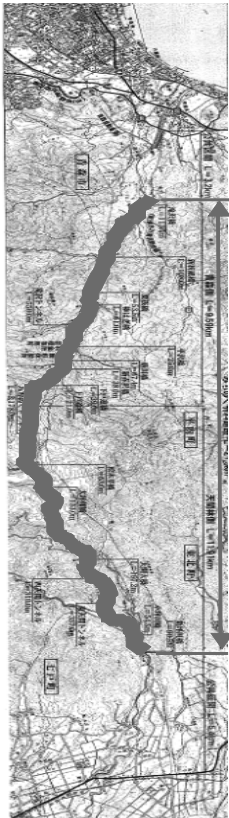
県内の津軽地区と南部地区を結ぶ幹線道路は、一般国道 4 号と十和田湖を經由している一般国道 102 号があるが、一般国道 102 号は冬期に交通不能になる。また、一般国道 4 号については、交通渋滞が著しく、県内の産業経済のみならず北海道の物資の輸送面にも大きな影響を与えていたことから、有料道路事業で早期に整備し、交通渋滞解消と産業経済の発展を図るためにみちのく有料道路が建設された。

みちのく有料道路は、当初、平成 22 年 11 月 12 日をもって料金徴収期間が満了する計画であったが、平成 22 年 10 月に国の許可を得て、料金徴収期間を 19 年間(平成 41 年度まで)延長した。

【表 102】みちのく有料道路概要

路線名	一般国道 後平馬屋尻線
有料道路区間	七戸町字志茂川原から青森市大字滝沢字下川原まで
総事業費	210 億円
供用年月日	昭和 55 年 11 月 13 日
料金徴収期間	供用開始の日から 49 年間(2029 年度まで)
延長	21.5km

【図 4】みちのく有料道路



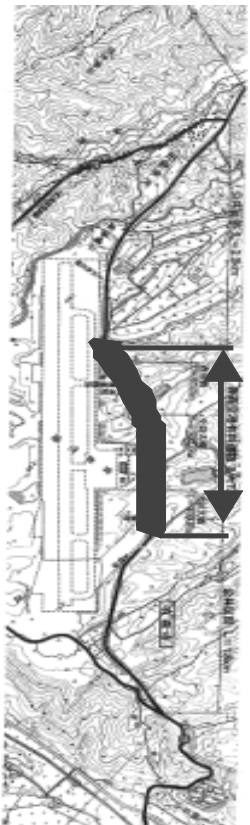
② 青森空港有料道路【図 5】

青森市と弘前市を中心とした津軽地方を結ぶ幹線道路であり、青森空港のジェット機に伴って空港へのアクセス道路の整備が不可欠となり、幅員狭隘、屈曲、急勾配区間の多かった道路を有料道路事業で早期に整備することにより、交通の安全と産業経済の発展を図るために建設された。

【表 103】青森空港有料道路概要

路線名	主要地方道 青森浪岡線
有料道路区間	青森市大字大谷字山ノ内から青森市大字大谷字小谷まで
総事業費	61 億円
供用年月日	昭和 62 年 9 月 21 日
料金徴収期間	供用開始の日から 30 年間(2017 年度まで)
延長	1.7km

※一部については、昭和 62 年 7 月 19 日から供用を開始している。



【図 5】 青森空港有料道路

③ 第二みちのく有料道路【図 6】

青森市、弘前市、八戸市、それぞれを中心都市とする青森、津軽、南部生活圏は、国道 4号・7号・45号等により連絡されているが、青森～南部生活圏間の移動は、かなりの時間を要し両生活圏の連絡サービスを強化する必要があった。そこで、「みちのく有料道路」と一体となり、八戸市、三沢市、青森市の間を幹線道路で結ぶことを目的に有料道路事業で早期に整備し、地域の産業経済の発展を図るために建設されたものである。

【表 104】 第二みちのく有料道路概要

路線名	主要地方道 八戸野辺地線
有料道路区間	おいらせ町字高田から六戸町大字大落瀬字堀切沢まで
総事業費	56億円
供用年月日	※ 平成 4年 12月 18日
料金徴収期間	供用開始の日から 30年間(2022年度まで)
延長	9.7km

※ 一部については、平成 4年 3月 30日から供用を開始している。

【図 6】 第二みちのく有料道路



④ 中央大橋有料駐車場

青森市街地を南北に分断する東北本線(現青い森鉄道)を横断する主要幹線道路として、昭和 61年に青森中央大橋有料道路が建設された。この青森中央大橋有料道路は、現在有料道路事業を完了し、平成 18年 4月より無料で開放されている。中央大橋有料駐車場の、この青森中央大橋有料道路の南北高架路面下にあるスペースを有料駐車場として整備し、利用しているものである。

【表 105】 中央大橋有料駐車場の概要

駐車場名	中央大橋南有料駐車場	中央大橋北有料駐車場
所在	青森市桂木一丁目	青森市長島四丁目
面積	1,365㎡	595㎡
収容台数	普通自動車 42台	普通自動車 16台
事業費	6,292千円	5,968千円
供用開始	平成 17年 2月 1日	平成 18年 12月 1日
駐車料金	月 7,000円	月 10,000円

⑤ 上北道路・上北天間林道路・天間林道路について(平成 24年度現在)

上北道路は、第二みちのく有料道路や百石道路へのアクセス強化を促し、国道 45号の交通混雑緩和や交通事故の減少、沿道環境の改善を図り、青森市と八戸市をはじめ、地域間の連携強化を担うメイン道路である。

上北天間林道路及び天間林道路は、上北道路に連絡して、みちのく有料道路と連絡する道路である。これら道路とみちのく有料道路及び第二みちのく有料道路をもって青森市と八戸市が高規格道路で連絡することとなり、物流の効率化や広域観光、産業の活性化にプラスの効果が見込まれる。

上北道路については、平成 17年度から事業に着手しており、平成 24年度中の供用開始を予定している。また、上北天間林道路は平成 20年度から、天間林道路は平成 24年度から事業に着手している。

【表 106】 上北道路・上北天間林道路・天間林道路概要(計画)

事業名	上北道路	上北天間林道路	天間林道路
路線名	一般国道 45号	一般国道 45号	一般国道 45号
区間	六戸町大字大落瀬から東北町大字大浦まで	東北町大字大浦から七戸町字附田向まで	七戸町字附田向から七戸町字後平まで
延長	7.66km	7.76km	8.32km

2. 事業の実施状況

(1) 最近5年間に於ける事業の概要

道路公社における事業は、3つの有料道路の管理運営業務と中央大橋有料駐車場の管理運営業務である。それぞれについて最近5年間の事業の概要は次のとおりである。

① みちのく有料道路の管理運営

みちのく有料道路の利用交通量及び道路料金収入は平成9年度をピークに減少傾向である。平成9年度からの15年間に於ける道路料金収入の対前年比減少率は平均して1.17%であり、また最近5年間は平均して1.52%である。最近15年間に比べると最近5年間のほうが減少率の幅が増しており、減少傾向は今後も続くと考えられる。

費用項目の中で、維持管理費とは工事に関連して発生する請負などの費用であり、業務管理費は需用費や委託費などである。平成21年度には監視制御装置等の改修に係る工事、舗装の補修等のため、県から899,230千円の補助金を受けている。また、平成23年度においても耐震補強に係る工事のため50,000千円の補助金を受けている。両年度はこの補助金により、維持管理費がおおよそ同額増加している。維持管理費は、工事の種類によって発生する費用が異なるため、年度ごとの増減が大変大きい。一方、業務管理費は、ほぼ一定額が毎月発生している。一般管理費は、最近5年間の経費削減と県派遣職員の打ち切りによって、年々減少している。

【表 107】 みちのく有料道路の事業概要 (単位：千円、台)

Table with 6 columns (年度) and 15 rows (収入合計, 維持管理費, 業務管理費, etc.)

※1:その他の収入には、県からの補助金を含んでいる。

② 青森空港有料道路の管理運営

青森空港有料道路の利用交通量及び道路料金収入は平成12年度をピークに減少傾向である。平成12年度からの12年間に於ける道路料金収入の対前年比減少率は平均して4.20%であり、また最近5年間は平均して3.64%である。最近5年間は減少率が緩和しているように見えるが、最近12年間の減少率では平成15年度と平成16年度において、2年連続して対前年比約10%減という年度があり平均値を押し下げている。したがって、道路料金収入の減少傾向は、当面変わらないと考えられる。

青森空港有料道路の平成23年度の道路料金収入266,977千円は、ピーク時(平成12年度)の道路料金収入451,398千円と比較して40.9%減少しており、ピーク時からの減少幅が3つの有料道路の中で最も大きい。費用項目では、平成21年度に舗装の補修等のため、県から52,000千円の補助金を受けており、維持管理費がおおよそ同額増加している。一般管理費は、最近5年間の経費削減と県派遣職員の打ち切りによって、年々減少している。

【表 108】 青森空港有料道路の事業概要 (単位：千円、台)

Table with 6 columns (年度) and 15 rows (収入合計, 維持管理費, 業務管理費, etc.)

※1:その他の収入には、県からの補助金を含んでいる。

③ 第二みちのく有料道路の管理運営

第二みちのく有料道路はみちのく有料道路及び青森空港有料道路に比べ、その利用交通量及び道路料金収入のピークが遅く、平成 15 年度である。第二みちのく有料道路は平成 22 年度に前年比 11.4.4%であった年度があるものの、その他の年度においては減少傾向である。
平成 21 年度には舗装の補修等のため、県から 63,000 千円の補助金を受けており、維持管理費がおおよそ同額増加している。一般管理費は、最近 5 年間の経費削減と県派遣職員の打ち切りによって、年々減少している。

(単位:千円、台)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
道路料金収入	201,371	182,842	180,006	205,978	191,225
その他の収入 ※1	15,040	12,966	75,776	12,722	12,884
収入合計	216,410	195,808	255,782	218,699	204,109
維持管理費	36,617	50,380	95,962	29,666	31,430
業務管理費	58,811	52,588	58,136	48,637	51,939
道路管理業務費合計	95,429	102,968	154,099	78,304	83,369
一般管理費	9,854	8,559	8,224	8,613	7,622
減価償却費	3,073	3,073	3,073	3,073	3,073
退職給与引当金繰入額	493	840	441	335	360
道路事業損失補てん引当金繰入額	19,181	17,417	17,068	19,548	18,215
償還準備金繰入額	40,137	12,299	17,468	49,854	28,780
支払利息	48,240	50,650	55,407	58,970	62,245
その他の費用	—	—	—	—	441
費用合計	216,410	195,808	255,782	218,699	204,109
道路利用交通量	1,052,158	959,182	943,767	1,083,476	1,014,422

※1:その他の収入には、県からの補助金を含んでいる。

④ 中央大橋有料駐車場の管理運営

中央大橋有料駐車場の業績はほぼ安定している。駐車場の収容可能台数は 58 台であり、平成 23 年度は 7 月に 48 台の利用があったが、12 月以降は年度末まで 58 台が利用している状態である。

(単位:千円)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
駐車場収入	4,874	5,215	5,032	5,205	4,982
その他の収入 ※1	3	2	3	—	1
収入合計	4,877	5,217	5,035	5,205	4,983
維持管理費	213	219	370	363	316
業務管理費	930	915	931	979	859
駐車場管理業務費合計	1,144	1,135	1,302	1,343	1,175
減価償却費	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164
支払利息	126	100	75	54	42
その他の費用	126	—	—	—	—
費用合計	2,561	2,400	2,542	2,562	2,383
当期純利益	2,316	2,817	2,492	2,643	2,599

(2) 平成23年度の財務諸表

道路公社の平成23年度の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)は次のとおりである。

① 貸借対照表(平成24年3月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	503,604	流動負債	2,323,822
現金	8,842	未払金	362,109
預金	475,358	1年以内返済予定長期借入金	1,960,655
未収金	16,248	預り金	379
貯蔵品	3,132	前受収益	678
前払費用	21	固定負債	10,898,767
固定資産	32,441,973	長期借入金	10,825,865
(事業資産)	32,288,497	退職給与引当金	72,902
道路	32,283,566	特別法上の引当金等	11,470,106
駐車場	12,259	道路事業損失補てん引当金	4,900,687
駐車場減価償却累計額	△7,328	償還準備金	6,569,418
(有形固定資産)	151,489		
建物	328,798	【資本の部】	
建物減価償却累計額	△214,281	基本金	8,235,500
車両及び運搬具	39,862	出資金	8,235,500
車両及び運搬具減価償却累計額	△3,225	剰余金	17,381
工具器具及び備品	5,810	準備金	14,781
工具器具及び備品減価償却累計額	△5,475	当期利益	2,599
(無形固定資産)	1,985		
電話加入権	1,985		
資産の部合計	32,945,577	負債の部及び資本の部合計	32,945,577

※ 道路事業損失補てん引当金について:一般有料道路事業に係る損失を補てんするため、各年度の個々の道路の料金収入額(税抜)に10%を乗じて得た金額を計上している。
 ※ 償還準備金(負債の部)について:有料道路事業では、各道路別に収支差益(差損)を償還準備金として、その取得価額に達するまで積み立てることとなっている。

② 損益計算書(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
【費用の部】		【収益の部】	
管理業務費	669,864	業務収入	1,740,931
道路管理業務費	668,688	道路料金収入	1,724,189
維持管理費	473,702	駐車場収入	4,982
業務管理費	194,986	業務雑収入	11,759
駐車場管理業務費	1,175		
維持管理費	316	業務外収入	6,965
業務管理費	859	団体共済負担金収入	1,615
一般管理費	68,732	利息収入	473
一般管理費	68,732	雑益	4,875
諸減価償却費	11,250		
駐車場減価償却費	1,164	補助金	50,000
有形固定資産減価償却費	10,085	青森県補助金	50,000
引当金繰入額	3,252		
退職給与引当金繰入額	3,252	特別利益	91
特別法上の引当金繰入額	817,191	有形固定資産売却益	91
道路事業損失補てん引当金繰入額	164,217		
償還準備金繰入額	652,974		
業務外費用	224,653		
支払利息	224,653		
特別損失	441		
有形固定資産売却損	441		
(当期利益)	2,599		
合計	1,797,987	合計	1,797,987

3. 監査の結果及び意見

(1) 資産の管理について

① 実施した監査手続

・現金及び預金にかかると規程等の整備状況を確認し、抽出した例について事務の準拠性を検証した。
・現金及び預金に関する証憑と帳簿類を突合し整合性を確認した。また、現金及び預金にかかると実際の管理状況を視察した。
・債権の回収状況を抽出した例について確認した。
・有形固定資産にかかると規程等の整備状況を確認し、抽出した例について事務の準拠性を検証した。
・一部の固定資産の実査を実施し、これに関する資料との整合性を確認した。また、同時に遊休資産等の有無を確認した。
・上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

③ 意見

【適切な管理体制について】

道路公社の人員構成は、「1. 法人の概要(4) 役員及び職員の状況」に記載したとおり、平成23年度においては常勤職員9名の体制である。平成22年度をもって県からの職員派遣がなくなったことにより、現状ではこの体制で事務が行われている。

しかし、現状の体制については問題があると考えられる点もある。

- ・課長及び管理事務所長等の一定の役割に兼任が多くみられる。
- ・経理課長が10年以上異動していない。

これに対し、道路公社としては最低限の人員で業務を行っているためであるとしている。また、近年では有料道路の料金所において監視カメラを導入するなど管理面の機械化が進み、現場レベルでは人員を割かなくても有効な管理が行われていることは視察でも確認できた。

道路公社では、現在、高コスト体質から脱却すべく一般管理費等を削減しており、人員増による管理の重層化が困難であるのは理解できるが、責任が特定個人に集中しすぎている組織的な牽制が機能しにくくなる恐れがある。また、異動がないことは、本人及び部下のモチベーションを維持しにくい状態をつくるため、組織運営面及び業務環境面でも問題がある。

道路公社は、みちのく有料道路の料金徴収期間延長に伴い、現在のところ平成41年度まで存続することを前提とした組織を考える必要がある。そのことも考慮して、交代・後任の人材育成・登用を考えなければならぬ。

【みちのく有料道路の無料休憩所について】

みちのく有料道路の施設には、管理事務所の建屋及び倉庫、公衆便所他に、利用者向けの無料休憩所がある。当該無料休憩所は、昭和63年に建設された木造平屋建の施設であり、耐用年数は20年であるためすでに償却は完了している。

監査を実施した平成24年秋季の状況では、この無料休憩所の稼働は低いものとなっていた。また、施設管理についても行き届いていないとはいえず、積極的な活用法の検討も困難な状態であった。

無料休憩所は、過去には有人であった時期もあるが、現在は無人であり、施設内には自動販売機があるのみで、テーブルはあるものの椅子がないため、現実的には利用することが難しい。また、自動販売機についても、施設の外にも自動販売機があったため、ますます利用者は少ないという状態である。

施設の管理については、稼働状況に拘わらず、掃除や設備の改修、見回りによる確認業務などが発生するため、現在の状況では閉鎖することも検討しなければならぬ。あるいは、閉鎖しない場合、遅くともみちのく有料道路が上北道路・上北天間林道路・天間林道路と連絡するまでに新たな利用方法を検討しておく必要がある。

(2) 会計処理及び経理処理について

①実施した監査手続

<ul style="list-style-type: none"> ・抽出した例について支出経理に関する資料を閲覧し、支出の妥当性、事務処理の適正性を検証した。 ・抽出した例について収入経理に関する資料を閲覧し、収入の事務処理の適正性を検証した。 ・契約事務に関する規程の整備状況を確認するとともに、抽出した例について契約書、仕様書、業者選定関連の資料等を閲覧し、契約事務の正確性、契約内容の適正性を検証した。 ・必要な引当金の設定、減価償却費の計算など会計処理の妥当性について検証した。 ・上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

②監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

(3) 人件費及び人員構成について

①実施した監査手続

<ul style="list-style-type: none"> ・人件費に関する資料を閲覧し、抽出した例について支出の妥当性、事務処理の適正性を検証した。 ・組織の状況及び役職員の構成について、団体が実施している事業が適切かつ効率的に実施できるように配慮されているか検討した。 ・役員の勤怠状況を確認した。 ・上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

②監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

③意見

【将来の組織像について】

現在、道路公社の常勤職員は9名であり、当該9名の平均年齢は51歳である(平成24年11月1日現在)。道路公社は、みちのく有料道路の料金徴収期間が19年間延長したことにより、現在のところ、少なくとも平成41年度までの存続を前提とした組織・人員構成について考えていかねばならない。

しかし一方で、道路公社の現在の状況では、単に新たな人材を採用し、組織の若返りを図ればよいというものでもない。

たとえば、現在、道路公社では、一般管理費を削減しており、職員の給与手当てについても削減対象としている。将来的にも収入の増加が簡単には望めない状況において、組織として人員増を考えるのは困難を伴うものである。

また、現在のところは、みちのく有料道路の料金徴収期間が19年間延長したというだけであり、道路公社の存続期間は、仮にこれと連動するとしても、平成41年度あたりが目途といえることとなる。その意味では、仮に新人の採用等を行うとしても、職員の雇用は時限的である可能性は否めない。そのような状況では、20代、30代の新人を職員として迎えられるのは、将来の雇用問題の種を蒔くのに等しい。

そもそも、道路公社が管理運営する有料道路は、料金徴収期間が満了した後は、無料開放され、一般県道と同じ扱いになる。そこで、将来的には、県に移管する前の段階から道路公社に県の職員を派遣し、徐々に県に管理を移行していくなどの対応が必要である。県からの職員の派遣は、近年縮小傾向にあるが、道路公社の場合、このような特殊事情を勘案することには一定の合理性があると考えられる。

さらに、県から職員の派遣を行う際にも、道路公社の負担増に結び付く場合、道路公社の残債の処理という形で県が最終的な負担を負うこととなる可能性がある。そうならないような形で、県の職員派遣を検討するべきである。

(4) 事業にかかると事務の執行について

①実施した監査手続

- ・事業の進捗状況に関する資料を閲覧し、有効性及び効率性の観点から検討した。
- ・みちのく有料道路を視察し、安全性向上にかかると事業の実施状況を確認した。
- ・上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

②監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

③意見

【安全性向上策について】

下表は、平成 14 年度からのみちのく有料道路と第二みちのく有料道路における交通事故の件数を集計したものである。なお、青森空港有料道路については、事故件数が少ないため記載を省いている。

【表 111】交通事故集計

区分	みちのく有料道路		第二みちのく有料道路	
	年間交通量 (台) (A)	年間事故 件数 (B)	年間交通量 (台) (A)	年間事故 件数 (B)
平成 14 年度	1,797,075	57(43)	1,352,442	25(19)
平成 15 年度	1,805,720	55(43)	1,368,066	16(15)
平成 16 年度	1,866,180	69(60)	1,320,598	17(14)
平成 17 年度	1,757,815	68(54)	1,270,556	17(11)
平成 18 年度	1,741,517	53(49)	1,167,761	16(13)
平成 19 年度	1,700,352	47(36)	1,052,158	7(7)
平成 20 年度	1,624,392	55(48)	959,182	11(8)
平成 21 年度	1,613,086	34(23)	943,767	7(7)
平成 22 年度	1,640,473	31(25)	1,083,476	6(6)
平成 23 年度	1,601,409	34(30)	1,014,422	4(3)

※年間事故件数の()内は冬季の件数。

(道路公社資料より監査人が加筆して作成)

上表より事故発生件数の状況を確認すると、特に平成 21 年度以降は顕著に改善がみられる。これは、道路公社が、有料道路における「距離別(箇所別)」、あるいは、「冬期夏期の別」、「時間帯別」の事故の発生状況を研究し、事故多发箇所における高機能舗装工事の実施、除雪の徹底又は凍結防止剤の散布など積極的な安全性向上策を実施しているためであり、それが実を縮んでいることは率直に評価されるべきところである。

しかし、実際にみちのく有料道路を利用してきたところ、路面のひび割れやトネル及び建物等の施設に経年劣化が少なからず見受けられた。現状、道路公社では、

各有料道路における年々の維持補修工事に係る費用を、経費削減の中、何とか捻出しているという状況である。

特に、みちのく有料道路は供用開始が昭和 55 年度であり、すでに 30 年以上が経過している。そのため、今後も設備の老朽化は一層進み、維持補修に係る費用が今まで以上に発生する可能性が高いと考えられる。そのような状態では、道路公社の取り得る選択肢として、債務の早期返済と道路の維持管理業務がトータルにみる可能性も捨て切れない。

道路公社は、最近数年間では、平成 21 年度に 3 つの有料道路に対する舗装の補修等のため、また、平成 23 年度には、みちのく有料道路に対する橋梁の耐震補強に係る工事のため、県からの補助金を受けている。重大事故に繋がる可能性がある橋梁やトネル、落石などの対策に係る工事については、今後も県との協議により適切に対応することが望まれる。

(5) 出資団体の事務に対する県の関与について

① 実施した監査手続

- ・県からの補助金、委託、貸付、債務保証等に関する資料を閲覧し、その必要性及び金額等の妥当性を検討した。
- ・団体の債務及び県の偶発債務に関する資料を閲覧し、必要な計算を実施して将来県の負担が発生する可能性を検討した。
- ・県の「公社等点検評価委員会」による評価結果に対する団体の対応状況を確認し、県の監督が適切に行われているか確認した。
- ・上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

③ 意見

【みちのく有料道路の借入金等の返済可能性について】

平成23年度末現在における道路公社の「市中銀行からの借入金」、「県からの借入金」及び「県からの出資金」(以下「借入金等」という。)のうち、みちのく有料道路にかかっているの内容は次のとおりである。

【表 112】 みちのく有料道路にかかる借入金等(平成24年3月31日現在) (単位:千円)			
市中銀行からの借入金	県からの借入金	県からの出資金	合計
5,760,000	1,637,792	4,780,500	12,178,292

みちのく有料道路は、当初、平成22年11月12日をもって料金徴収期間が満了する計画であったが、平成22年10月に国の許可を得て、料金徴収期間を19年間(平成41年度まで)延長した。その理由は、当初の計画どおりに料金徴収期間を終了した場合、多額の借入金等が残るためである。そこで、料金徴収期間を延長し利用料金による借入金等の返済を続行することとしたものである。

平成22年10月に国の許可を得て、料金徴収期間を延長した時点で、道路公社が作成した収支予算(すなわち借入金等の返済計画)について、その実現可能性を検討したところ、料金徴収期間内(平成41年度まで)に市中銀行からの借入金及び県からの借入金については全額返済可能であり、県からの出資金についても、一部には返済不能になる可能性があるもののほぼ全額に近い額が返済可能であるという結論を得た。検討の内容は次に示すとおりである。

1 「県からの出資金」は、有料道路ごとに決定されるその建設費の一部に充てられる。そのため、借入金額と同様に、料金徴収期間満了時には、出資団体に返還することとされる。

前提1:【表 113】は、平成20年度から平成23年度までの借入金等の純減少額である。試算上、毎年の返済額については、下表のうち最少であった平成23年度の借入金等純減少額658,000千円を採用する。なお、市中銀行からの借入金の返済は銀行との約定による期日及び金額が定められているが、資金繰りの状況に応じて新借入の借入を行うこともあるため、ここでは借入金の純減少額を返済額(実質返済額)として扱うものとする。

【表 113】 みちのく有料道路の借入金の純減少額 (単位:千円)			
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
684,811	802,831	746,504	658,000

前提2:返済は「市中銀行からの借入金」、「県からの借入金」、「県からの出資金」の順に返済されるものとする。

【表 114】 みちのく有料道路にかかる借入金等の返済状況試算 (単位:千円)				
年度	市中銀行からの借入金	県からの借入金	県からの出資金	合計
平成23年度(実績)	5,760,000	1,637,792	4,780,500	12,178,292
平成24年度	5,102,000	1,637,792	4,780,500	11,520,292
平成25年度	4,444,000	1,637,792	4,780,500	10,862,292
平成26年度	3,786,000	1,637,792	4,780,500	10,204,292
平成27年度	3,128,000	1,637,792	4,780,500	9,546,292
平成28年度	2,470,000	1,637,792	4,780,500	8,888,292
平成29年度	1,812,000	1,637,792	4,780,500	8,230,292
平成30年度	1,154,000	1,637,792	4,780,500	7,572,292
平成31年度	496,000	1,637,792	4,780,500	6,914,292
平成32年度	0	1,475,792	4,780,500	6,256,292
平成33年度	—	817,792	4,780,500	5,598,292
平成34年度	—	159,792	4,780,500	4,940,292
平成35年度	—	0	4,282,292	4,282,292
平成36年度	—	—	3,624,292	3,624,292
平成37年度	—	—	2,966,292	2,966,292
平成38年度	—	—	2,308,292	2,308,292
平成39年度	—	—	1,650,292	1,650,292
平成40年度	—	—	992,292	992,292
平成41年度	—	—	334,292	334,292
平成42年度	—	—	0	0

この試算では、最近4年間の返済実績から毎年の返済額を658,000千円としているが、道路公社が作成した収支予算においても、年度によって多少差はあるものの、同程度の金額を返済している。

一方、毎年の返済額は、収入や支出の状況によって大きな影響を受ける。その点について、道路公社が作成した収支予算上の問題は次の2点である。

1 市中銀行との契約における毎年の返済額は平成32年度までは640,000千円となっている。県の見通しでは、実際の収支差額(返済原資)はこの金額を上回るとしており、最終的な返済額はさらに増額が見込まれている。

1) 収入予測について

みちのく有料道路の利用者は年々減少している。道路公社の収支予算においても利用料収入の減少は見込まれているが、その減少率の見込みには問題がある。

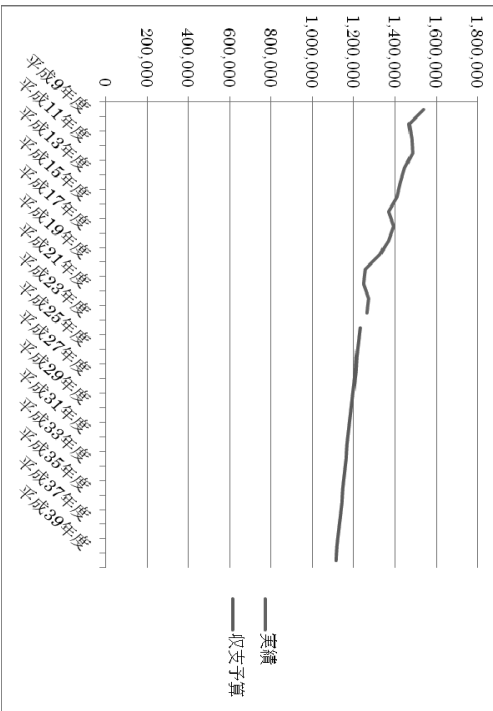
下図は、みちのく有料道路の料金収入の平成 9 年度から平成 23 年度までの実績と平成 24 年度から平成 40 年度までの収入予算における料金収入の予測である。両者を比較すると、平成 9 年度から平成 23 年度までの実績に比べて、平成 24 年度から平成 40 年度まで予測の方が、減少が緩やかになっている。

みちのく有料道路の料金収入は、平成 9 年度から平成 23 年度までの 15 年間の実績で 275,584 千円減少している。これは毎年 19,685 千円減少している計算である。しかし、収支予算上における収入予測では、平成 24 年度から平成 40 年度までの 17 年間で、119,233 千円減少するとしている。これは毎年 7,452 千円減少するといふ仮定である。

経済環境の影響も受けるとはいえ、県内の人口減少や高齢化なども考えると現実的には、料金収入の減少率はもつと大きくなる可能性が高い。

【図 7】 みちのく有料道路の料金収入の実績と計画

(単位：千円)



(みちのく有料道路 道路整備特別措置法第 10 条の規定に基づく変更許可申請書の数値に実績値を加えて監査人が作成)

2) 必要な修繕等の計画について
収支予算では、支出(費用)の予測を行っている。下表は支出の内容一覧である。

【表 115】 収支予算における支出一覧

利息	利息以外の支出					
	管理事務 所経費	本社経費 割掛	需用費	維持費 委託料	維持費 工事請負費	その他

収支予算に記載されている各支出項目について、過去の実績や予定している内容に照らして計画上の金額が合理的かを検討した。その結果、「利息」、「管理事務所経費」、「本社経費割掛」、「需用費」、「委託料」、「その他」の発生予測額については、一定の合理性があると見受けられた。しかし、「工事請負費」の中で以下に示す 4 項目については、収支予算上の金額の妥当性に疑義があり、収支予算に記載されている金額より多くの金額が将来発生する可能性があると考えられる。

《工事請負費》

収支予算では、工事請負費の舗装維持修繕、宮繕設備改修及び電気通信設備(料金機械含む)について下記のように計画している。

【表 116】 工事請負費の計画

年度	工事請負費(単位：千円)		
	舗装維持修繕	宮繕設備改修	電気通信設備 (料金機械含む)
平成 24 年度	10,000		
平成 25 年度～平成 26 年度	15,000	0	※1 55,000
平成 27 年度～平成 31 年度	25,000		
平成 32 年度～平成 40 年度	36,000	3,000	※2 5,000

※1:平成 24 年度～平成 27 年度の金額
※2:平成 28 年度～平成 40 年度の金額

舗装維持修繕に係る費用は、過去 10 年間に発生した額の年平均が 36,768 千円である。そのため、収支予算における計画では平成 32 年度以降の金額がこれに近いものである。平成 31 年度までの期間については上記の金額で一定水準の舗装状態が保てるのか疑問である。

宮繕設備改修は、建築物改修に係る費用も含まれているため、毎年定期的に発生するものではない。したがって、将来の発生費用を見積もる際には、具体的な設備を想定する必要がある。実際、過去の宮繕設備改修に係る費用は、平成 10 年度に 39,900 千円、平成 13 年度に 28,000 千円を計上している。みちのく有料道路にて視察した建物等の設備の状況を考慮すると、現状の建物が平成 40 年度まで極些細な修繕で利用され続けるとは考えられず、今後大きな改修費用が発生する可能性がある。

電気通信設備(料金機械含む)については、過去 10 年間に発生した費用の年平均

均は141,573千円であり、平成23年度までは毎年発生している。しかし、上記の計画によると、平成28年度以降は電気通信設備にはほとんど手を付けられない方針であるとも取れる。

《工事請負費・トンネル維持修繕について》

収支予算では、工事請負費のトンネル維持修繕については平成24年度以降平成40年度まで全ての年度で発生しないとしている。
確かに過去10年間の実績を見ると、発生していない年度も多く見られる。しかし、トンネル設備等の老朽化を考えると全く発生しないという計画には疑問を持たざるを得ない。

3) 結論

上述したとおり、道路公社が、みちのく有料道路の借入金等を全額返済するには、料金徴収期間が終了する平成41年度まで、毎年6.5億円以上の金額を返済し続ける必要がある。

1)及び2)に記載した内容、すなわち、収入の減少率が実際より緩く想定されていること、支出が網羅的に想定されていない可能性があることは、この返済額を維持するにあたってはマイナス要因である。特に、支出については、支出すべき事由が発生しているにもかかわらず、道路公社が借入金等の返済を優先させ、工事等を抑制するということを予防するためにも、県が、道路の管理運営上、安全性に直結するものについては、必要な措置を講じることが要望する。

一方で、プラスの要因としては、早期に市中銀行からの借入金を返済することによって、将来的には金利負担(平成23年度支払額:121,476千円)が軽減されること、上北道路・上北天間林道路・天間林道路の開通により、利用者の減少が緩和されることが期待できること、などがある。特に、県においても、上北道路・上北天間林道路・天間林道路の開通に合わせ、みちのく有料道路の利用促進を考慮した、施設の誘致・建設、または周辺アクシエスの整備などは積極的に行ってみたい。

【青森空港有料道路の借入金等の返済可能性について】

平成23年度末現在における道路公社の「市中銀行からの借入金」、「県からの借入金」及び「県からの出資金」のうち、青森空港有料道路にかかるとの内容は次のとおりである。

【表 117】 青森空港有料道路にかかると借入金等(平成24年3月31日現在) (単位:千円)		
市中銀行からの借入金	県からの出資金	合計
2,187,931	1,525,000	3,712,931

現在の借入金等の残高と最近の返済実績から、将来の返済可能性を試算した。その結果、料金徴収期間満了時(平成29年度)において、市中銀行からの借入金約14億円、県からの出資金約15億円、合計約29億円が残存する可能性が高い

¹道路公社の収支予算では、上北道路・上北天間林道路・天間林道路の開通による影響は考慮されていない。

という結果となった。

この金額は、道路公社の自助努力では対応できない金額であり、県として、料金徴収期間を延長するか、借入金等を精算した上で一般県道として無料開放するか、料金徴収期間満了が迫っているため早急に対応を考慮する必要がある。

前提1:【表 118】は、平成20年度から平成23年度までの借入金等の純減少額である。試算上、毎年の返済額については、下表のうち最少であった平成23年度の借入金等純減少額138,208千円を採用する。なお、市中銀行からの借入金の返済は銀行との約定によって期日及び金額が定められているが、資金繰りの状況に応じて新規の借入を行うこともあるため、ここでは借入金の純減少額を返済額(実質返済額)として扱おうとする。

【表 118】 青森空港有料道路の借入金の純減少額 (単位:千円)			
平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
175,125	175,412	138,208	139,948

前提2:返済は「市中銀行からの借入金」、「県からの出資金」の順に返済されるものとする。

【表 119】 青森空港有料道路にかかると借入金等の返済状況試算 (単位:千円)				
年度	市中銀行からの借入金	県からの出資金	合計	
平成23年度(実績)	2,187,931	1,525,000	3,712,931	
平成24年度	2,049,723	1,525,000	3,574,723	
平成25年度	1,911,515	1,525,000	3,436,515	
平成26年度	1,773,307	1,525,000	3,298,307	
平成27年度	1,635,099	1,525,000	3,160,099	
平成28年度	1,496,891	1,525,000	3,021,891	
平成29年度	1,358,683	1,525,000	2,883,683	

【第二みちのく有料道路の借入金等の返済可能性について】

平成23年度末現在における道路公社の「地方公共団体金融機構からの借入金」、「市中銀行からの借入金」、「県からの借入金」及び「県からの出資金」のうち、第二みちのく有料道路にかかるとの内容は次のとおりである。

【表 120】 第二みちのく有料道路にかかると借入金等(平成24年3月31日現在) (単位:千円)				
地方公共団体金融機構からの借入金	市中銀行からの借入金	県からの借入金	県からの出資金	合計
1,441	3,003,555	194,000	1,930,000	5,128,997

※この他に平成22年度まで政府資金による借入金があったが、平成23年度中に返済し、同年度末には残高はない。

現在の借入金等の残高と最近の返済実績から、将来の返済可能性を試算した。その結果、料金徴収期間満了時(平成34年度)において、市中銀行からの借入金

約 25 億円、県からの借入金約 2 億円、県からの出資金約 19 億円、合計約 46 億円が残存する可能性が高いという結果となった。

現状では、この金額は道路公社の自助努力では対応できない金額である。しかし、上北道路・上北天間林道路・天間林道路が開通した際に、フランスの影響は期待できるものである。料金徴収期間満了までは、まだ時間があるため、県として、この影響を見極めた上で対応を考える必要がある。

前提 1:【表 121】は、平成 20 年度から平成 23 年度までの借入金等の純減少額である。試算上、毎年の返済額については、下表の平均借入金等純減少額 48,206 千円を採用する。これは、返済金額に明確な減少傾向が見られず、かつ、年度ごとの料金収入の差が大きいと判断したためである。なお、市中銀行からの借入金の返済は銀行との約定によって期日及び金額が定められているが、資金繰りの状況に応じて新規の借入を行うこともあるため、ここでは借入金の純減少額を返済額(実質返済額)として扱うものとする。

【表 121】 第二みちのく有料道路の借入金の純減少額 (単位：千円)

平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
27,959	48,437	74,229	42,199

前提 2:返済は「地方公共団体金融機構からの借入金」、「市中銀行からの借入金」、「県からの借入金」、「県からの出資金」の順に返済されるものとする。

【表 122】 第二みちのく有料道路にかかる借入金等の返済状況試算 (単位：千円)

年度	地方公共団体金融機構からの借入金	市中銀行からの借入金	県からの借入金	県からの出資金	合計
平成 23 年度(実績)	1,441	3,003,555	194,000	1,930,000	5,128,997
平成 24 年度	0	2,956,790	194,000	1,930,000	5,080,790
平成 25 年度	—	2,908,583	194,000	1,930,000	5,032,583
平成 26 年度	—	2,860,376	194,000	1,930,000	4,984,376
平成 27 年度	—	2,812,169	194,000	1,930,000	4,896,169
平成 28 年度	—	2,763,962	194,000	1,930,000	4,887,962
平成 29 年度	—	2,715,756	194,000	1,930,000	4,839,756
平成 30 年度	—	2,667,549	194,000	1,930,000	4,791,549
平成 31 年度	—	2,619,342	194,000	1,930,000	4,743,342
平成 32 年度	—	2,571,135	194,000	1,930,000	4,695,135
平成 33 年度	—	2,522,928	194,000	1,930,000	4,646,928
平成 34 年度	—	2,474,721	194,000	1,930,000	4,598,721

第2 財団法人青森県フェリー埠頭公社について

1. 法人の概要

(1) 法人の設立目的

自動車の積込み及び取卸し並びに旅客の乗船及び下船のためにする自動車航送船の保留の用途に供する岸壁または棧橋、及び港湾法施行令第 4 条第 2 項各号に掲げる特定用途港湾施設をフェリー埠頭という。

フェリー埠頭公社は、青森港及びび八戸港におけるフェリー埠頭の建設、改良、維持・修繕及び管理を総合的かつ効率的に行うことにより、青森港及びび八戸港の機能の強化を図り、もって住民の福祉の増進と地域経済の発展に寄与することを目的として設立された法人である。

○ 港湾法施行令第 4 条第 2 項に掲げられている特定用途港湾施設

- 一 当該岸壁又は棧橋の前面の泊地
- 二 当該岸壁若しくは棧橋に保留される船舶に係る輸出入に係るコンテナ貨物の荷さばきを行うため又は当該岸壁若しくは棧橋に保留される自動車航送船に係る積込み若しくは取卸しをする自動車を持機させ若しくは整理するための固定的な施設
- 三 当該岸壁又は棧橋に保留される自動車航送船に係る固定的な旅客施設
- 四 当該岸壁又は棧橋に保留される前項第三号に規定する船舶に係る船揚場、船舶修理施設、船舶保管施設及び港湾厚生施設
- 五 当該岸壁又は棧橋に保留される前項第四号に規定する船舶に係る陸揚場、船舶立護岸及び廃棄物受入施設
- 六 当該岸壁又は棧橋及びこれに附帯する第二号から第四号までの施設の機能を確保するための護岸及び臨港交通施設
- 七 当該岸壁又は棧橋に保留される自動車航送船又は前項第三号に規定する船舶の保留を補助するための係船浮標、係船くい及び浮棧橋並びに当該岸壁又は棧橋への保留を待機する自動車航送船を保留するための係船浮標及び係船くい
- 八 当該岸壁又は棧橋及び前各号の施設の敷地

昭和 40 年代、モータリゼーションの発達に伴って自動車輸送が急激に伸長し、それに伴いカーフェリーの運航も発展した。青森県においても当時、日本経済の高度成長とともに本州と北海道を結ぶカーフェリーの需要が急増していたため、船舶運航の安全対策・背後地の交通混雑緩和、騒音防止等港湾全体の効率的な利用を図る面からもカーフェリー専用の埠頭を整備する必要があった。

フェリー埠頭は、その形態はもとより、安全性やサービスの面において他の港と異なつた特殊性を有していることから、埠頭の管理運営にあつては企業的手法が必要とされた。そのため、公共性を基調としながらも間接公営方式を採用し、青森県が全額出捐して昭和 47 年にフェリー埠頭公社が設立され、昭和 49 年には青森港フェリー埠頭が、昭和 57 年には八戸港フェリー埠頭が、それぞれ供用開始となっている。

(2) フェリー埠頭公社の概要

【表 123】フェリー埠頭公社の概要

項目	内容
法人名	財団法人青森県フェリー埠頭公社
設立年月日	1972年(昭和47年)12月
本社	〒038-0002 青森県青森市沖館二丁目11番1号 TEL:017(781)7131(代) FAX:017(781)7132
支社	〒039-1161 青森県八戸市大字河原木字海岸29番地 TEL:0178(20)3085(代) FAX:0178(20)3086
基本財産	20,000千円
役職名	氏名(他の法人等の代表状況等)
理事長	渡邊 正志
	小野 徳昭
	奈良 信秀(青森県県土整備部港湾空港課長)
	江崎 賢一(青森市都市整備部長)
	岩藤 壽通(八戸市建設部長)
	中村 明義(青森商工会議所参与)
	山内 隆(八戸商工会議所専務理事)
監事	若山 恵佐雄(税理士)
役員	
理事	
主な事業内容	(1) フェリー埠頭の建設を行うこと。 (2) (1)により建設したフェリー埠頭の改良、維持及び管理運営を行うこと。 (3) フェリー埠頭の円滑な利用を確保するための必要な(1)に掲げる以外の事務所、店舗、福利厚生施設その他の施設の建設及び管理を行うこと。 (4) 委託によりフェリー埠頭と密接な関連のある港湾施設の工事及び管理を行うこと。 (5) 前各号の業務を遂行するために必要な業務を行うこと。
事業対象	船会社
事業実施の財源	栈橋等賃貸料、土地賃貸料、建物賃貸料等
事業に必要な主な資産	フェリー埠頭施設及びフェリー埠頭の円滑な利用を確保するために必要な施設
主な委託事業	警備業務(夜間及び土日、祝日等フェリー埠頭公社職員不在時の施設の巡回点検、連絡対応) 清掃業務(毎日のゴミムシバエ、フェリー埠頭内の清掃)

(3) 財産及び損益の状況の推移

フェリー埠頭公社の平成19年度から平成23年度までの財産及び損益の状況の推移は次のとおりである。

【表 124】財産及び損益の状況の推移

(単位:千円)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
営業収益	817,983	836,829	553,561	562,340	701,476
経常利益	194,448	268,554	70,621	64,944	225,069
当年度純利益	197,146	249,691	72,405	64,647	208,464
総資産	6,145,873	6,728,033	6,504,992	6,303,884	6,062,623
純資産	3,638,360	3,888,052	3,960,457	4,025,105	4,233,570

(4) 役員及び職員の状況

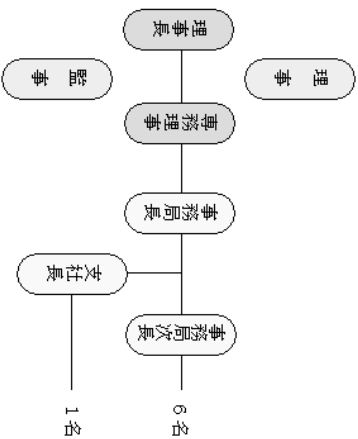
フェリー埠頭公社の役員及び職員の状況は次のとおりである。

【表 125】役員及び職員の状況

項目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
役員数	常勤	2人	2人	2人	2人
	非常勤	6人	6人	6人	6人
	県派遣	2人	2人	2人	2人
職員数	県派遣	0人	0人	0人	0人
	固有	7人	7人	7人	7人
	臨時職員	2人	2人	2人	2人
合計	19人	19人	19人	19人	17人

※ 各年度とも4月1日現在の人数を記載している。

【図 8】フェリー埠頭公社の組織図



(フェリー埠頭公社ホームページより)

(5) 県の財政負担

フェリー埠頭公社は県からの借り入れを行っている。平成 23 年度末時点の借入金残高は 694,352 千円で、このうち 340,326 千円は無利子借入金である。県はその分の利息を免除しており、実質的には補助を行っていることとなる。次表は、県が試算した無利子借入金による利息軽減額の推移である。

【表 126】無利子借入金による利息軽減額(※)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利息軽減額(千円)	4,931	3,442	2,811

※ 長期フリーストによる試算額
(平成 24 年度青森県公社等経営評価シート)

(6) 施設の概要

フェリー埠頭公社は青森港及び八戸港のフェリー埠頭を所有しているが、各フェリー埠頭の平成 23 年度末時点の有形固定資産計上額は次のとおりである。

【表 127】フェリー埠頭公社の施設概要

施設	概要	金額
青森港フェリー埠頭施設		516,701
土 地	埠頭用地 66,414.67 m ²	522,289
建 物	新ターミナル 1,650.89 m ² 等	2,283,745
構 造	棧橋 2 基、可動橋 3 基、道路、駐車場等	55,855
機 械	可動橋操作室 3 基、エレベーター 1 基等	95
車 両	運搬用具 乗用自動車 1 台	8,336
工 具	器具 備品 事務用什器備品	129
その他有形固定資産	樹木	3,387,153
合 計		

※ 棧橋(水深 6~7.5m)3 パース、護岸 478.5m、車両乗降用施設 3 基
 駐車場 46,052 m²、緑地 6,932 m²、屋外照明等
 ※ パース…岸壁や泊地(船が安全に停泊できるエリア)で、船が停泊する決められた場所。またはそれを数える単位としても使われる。

フェリー埠頭施設	概要	金額
土 地	埠頭用地 40,650 m ²	102,971
建 物	ターミナルビル 1,369 m ² 、支社事務所 182 m ²	114,313
構 造	岸壁 1 パース、可動橋 1 基、道路、駐車場等	410,154
機 械	可動橋操作室 1 基、人道橋 1 基等	0
車 両	運搬用具 —	—
工 具	器具 備品 事務用什器備品	3,614
その他有形固定資産	樹木	0
合 計		631,054

※ 岸壁(水深 7.5m)1 パース、護岸 192.7m、車両乗降用施設 1 基
 駐車場 27,365 m²、緑地 3,836.5 m²、屋外照明、重油タンク等

2. 事業の実施状況

(1) 平成 23 年度の事業概要

フェリー埠頭公社は青森港と八戸港にフェリー埠頭を有しており、それをフェリー会社で使用させている。フェリー会社とは棧橋等賃貸借契約を締結して賃貸料を収受しており、この賃貸料がフェリー埠頭公社の収入の柱となっている。

【表 128】フェリー埠頭公社が実施している各事業の売上高の推移 (単位:千円)

青森港	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
棧橋等賃貸料	572,997	585,447	354,245	354,245	553,660
土地賃貸料	477	477	477	477	477
建物賃貸料	12,933	11,758	8,987	9,047	7,748
共益費用収入	34,113	40,909	31,827	33,786	29,165
その他営業収益	728	701	3,195	17,814	66
合計	621,250	639,294	398,733	415,371	591,117
八戸港					
棧橋等賃貸料	154,550	154,434	112,995	106,494	81,728
土地賃貸料	1,521	1,521	1,521	1,521	1,521
建物賃貸料	14,343	14,354	14,354	13,875	10,524
共益費用収入	26,144	27,052	25,783	24,905	16,438
その他営業収益	172	172	172	172	146
合計	196,733	197,535	154,827	146,968	110,358
合算	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
棧橋等賃貸料	727,548	739,881	467,240	460,739	635,388
土地賃貸料	1,998	1,998	1,998	1,998	1,998
建物賃貸料	27,277	26,113	23,342	22,922	18,272
共益費用収入	60,257	67,961	57,610	58,692	45,603
その他営業収益	901	873	3,368	17,986	213
合計	817,983	836,829	553,561	562,340	701,476

① 棧橋等賃貸料

本州と北海道の旅客・物資の安定したフェリー輸送を確保するため、棧橋等を船会社に賃貸している賃貸料である。
 青森港では、棧橋等を津軽海峡フェリー株式会社と青函フェリー(北日本海運株式会社)と共栄運輸株式会社との共同運行)に賃貸しており、いずれも函館との間で 1 日 8 便ずつの計 16 便のフェリーを運航している。八戸港では、棧橋等を川崎近海汽船株式会社に賃貸しており、同社は苫小牧との間で 1 日 4 便のフェリーを運航している。
 平成 24 年 4 月現在の就航船舶は次のとおりである。

【表 129】 就航船舶(平成 24 年 4 月現在)

航路	船会社	船名	総トン数	便数	自動車航送能力		
					トラック(台)	乗用車(台)	旅客定員(人)
津軽海峡 フェリー線	青森 フェリー	びなす	7,198	1日2便	95	20	590
		ブルートルフィン	7,003	1日2便	95	20	586
		びるる	6,706	1日2便	96	20	580
青森 フェリー	青森 フェリー	えさん	2,367	1日2便	51	—	78
		ナッチャン World	10,715	※1	56	178	772
		あさかぜ 21	2,048	1日2便	47	—	198
北日本 海運(株)	北日本 海運(株)	あさかぜ 5号	1,958	1日2便	47	—	103
		3号はやぶさ	2,107	1日2便	44	—	105
		はやぶさ	1,777	1日2便	43	—	80
八戸 フェリー	川崎汽船	ソルバーライン	7,005	1日1便	101	—	600
		べにりあ	6,698	1日1便	96	20	800
		フェリーはちのへ	5,603	1日1便(※2)	96	14	450
ソルバーライン			約10,500	1日1便(※3)	92	95	520

※1 期間限定運航
 ※2 平成 24 年 4 月 8 日まで就航
 ※3 平成 24 年 4 月 9 日から就航

② 土地賃賃料

フェリー離着岸の際の係留作業、積み込み、積み降ろし作業、給油作業の迅速化・効率化を図るため、青森・八戸両港で埠頭荷役作業員詰所及び荷さばき所等の敷地、八戸港では船舶給油用重油タンク施設の敷地の賃賃料を行っている賃賃料である。

③ 建物賃賃料

フェリー埠頭を利用するために必要な機能である切符売場、船会社事務所、食堂、売店用途のターミナルビルの賃賃料を行っている賃賃料である。

④ 共益費用収入

棧橋等の使用に係る電気、水道、その他の必要経費は共益費用として船会社の負担とされている。フェリー埠頭公社が立て替え払いした共益費用について船会社からの受領額を収入として計上している。

(2) 平成 23 年度の計算書類

フェリー埠頭公社の平成 23 年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書)は次のとおりである。

① 貸借対照表(平成 24 年 3 月 31 日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
1 流動資産	1,266,497	1 流動負債	433,116
普通預金	1,184,041	青森県借入金	128,621
定期預金	77,813	その他未払金	68,255
営業未収金	6,117	未払利息	694
貸倒引当金	△ 1,698	その他未払費用	9,587
営業外未収金	13	営業前受金	225,579
その他前払費用	209	預り金	378
2 固定資産	4,796,126	2 固定負債	1,395,936
土地	619,673	青森県借入金	565,731
建物	1,023,260	預り敷金	57,813
建物減価償却累計額	△ 386,657	退職給与引当金	72,342
構築物	5,922,350	修繕引当金	292,508
構築物減価償却累計額	△ 3,228,449	災害復旧引当金	407,540
機械装置	193,814	負債合計	1,829,053
機械装置減価償却累計額	△ 137,958		
車両運搬具	1,917	(資本の部)	
車両運搬具減価償却累計額	△ 1,821	1 基本金	2,892,609
工具器具備品	20,801	基本財産	20,000
工具器具備品減価償却累計額	△ 8,850	組入資本金	2,872,609
その他有形固定資産	22,969	(うち当期増加額)	(55,581)
その他有形固定資産減価償却累計額	△ 22,840	2 剰余金	1,340,960
償却累計額	4,725	減債準備金	678,994
建設仮勘定	411	(うち当期増加額)	(96,538)
電話加入権	72,618	建設改良積立金	661,966
退職給与引当預金	292,508	(うち当期増加額)	(56,344)
修繕引当預金	407,540	資本合計	4,233,570
災害復旧引当預金	102		
その他固定資産	12		
資産合計	6,062,623	負債・資本合計	6,062,623

② 損益計算書(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)(単位:千円)

科目	金額	
営業収益		701,476
営業費用		564,863
営業利益		136,613
営業外収益		
預金利息	4,964	
借上社宅入居料	294	
その他雑収益	92,710	
営業外費用		
借入金利息	9,512	
経常利益		225,068
特別利益		
貸倒引当金戻入益	2,180	
特別損失		
その他特別損失	18,785	
当期純利益		208,464

③ 剰余金計算書(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)(単位:千円)

科目	青森港	八戸港	金額
1 前年度未処分利益剰余金	55,581	9,065	64,647
2 前年度利益剰余金処分額	55,581	9,065	64,647
減価準備金	55,581		55,581
建設改良積立金		9,065	9,065
繰越利益剰余金年度末残高	—	—	—
3 当年度純利益	152,120	56,344	208,464
当年度未処分利益剰余金	152,120	56,344	208,464

④ 剰余金処分計算書(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)(単位:千円)

科目	青森港	八戸港	金額
1 当年度未処分利益剰余金	152,120	56,344	208,464
2 利益剰余金処分額	152,120	56,344	208,464
減価準備金	152,120		152,120
建設改良積立金		56,344	56,344
3 翌年度繰越利益剰余金	—	—	—

(3) 高速船対応について

① 高速船就航に伴う事業変更

平成18年度時点では、東日本フエリー株式会社、道南自動車フエリー株式会社及び青函フエリー(北日本海運輸株式会社と共栄運輸株式会社の共同運行)が、青森と函館の間でフエリーを運航しており、東日本フエリー(株)は青森と室蘭の間のフエリーも運航していた。

東日本フエリー(株)は、平成18年4月、運航在来船の老朽化、利用貨物部門の伸び悩みや、落ち込みの大きい旅客部門を救済起死回生の打開策として、平成19年9月1日から青森～函館間に国内では初めて双胴型高速船を導入することとした。ただし、現状の青森港の設備では高速船に対応できないため、同社はフエリー埠頭公社に対して青森港の受入施設改造の協力要請を行っている。

この要請を受けてフエリー埠頭公社は、平成18年9月に同年当初の事業計画や資金計画の変更並びに予算額を修正し、同年11月に高速船の着岸を予定している青森港第1バース車両乗降用施設改造工事に着手している。

第1バース車両乗降用施設改造工事業費は531百万円と見込まれ、全額が東日本フエリー(株)の負担とされた。工事費はフエリー埠頭公社が工事業者等に全額を支払い、フエリー埠頭公社は東日本フエリー(株)と棧橋等賃貸借契約を新規に締結し、同社から期間20年で工事費の償還を受けることとされた。フエリー埠頭公社が施工した高速船対応のための青森港第1バース車両乗降用施設改造工事は、総事業費約540百万円で計画どおりに整備事業を完了しており、平成19年9月1日より高速船が就航している。

フエリー埠頭公社と東日本フエリー(株)は、平成20年12月19日(平成21年2月17日に一部変更)に青森港高速船接岸に伴う埠頭施設改造に係る棧橋等賃貸借契約を締結して、フエリー埠頭公社が東日本フエリー(株)から償還を受ける工事費は年額36,878,844円と定められた。

② 道南自動車フエリー(株)による業務継承

東日本フエリー(株)は、燃料油高騰のあおりを受けたこと等により、青森～函館間に就航していた高速船を平成20年10月末で運休し、さらに青森～室蘭間に就航していた在来船を11月末で運休し、12月1日付で国内フエリー事業から撤退した。そして、東日本フエリー(株)の関連会社である道南自動車フエリー(株)が青函航路の在来船について、平成20年12月1日から東日本フエリー(株)の業務を継承する形で運航することとなった。

高速船就航に伴って東日本フエリー(株)が建設した施設については、業務継承した道南自動車フエリー(株)から継続使用の願いが出されたことから、在来船用の使用も含めて、これを了承している。なお、道南自動車フエリー(株)は、平成21年11月に津軽海峡フエリー(株)に社名を変更している。

③ 車両乗降用施設の撤去

第1バースは車両乗降用施設改造工事により特殊な仕様とされたため、平成24年10月以前は高速船ナツチヤン Worldのみが利用可能であった。しかしながら、高速船ナツチヤン Worldは夏季のみの運航であり、第1バースは一年の大部分で使用されていない状況であった。

このことについて、平成23年12月に津軽海峡フェリー㈱より、高速船を改造したことから車両乗降用施設の撤去検討が必要となるので、棧橋賃貸料の積算根拠となる改造工事残額の確認をしたいと申し入れがあり、同社とフェリー埠頭公社は改造工事残額について確認書を取り交わしている。

同確認書では、津軽海峡フェリー㈱は、車両乗降用施設の撤去に伴い当該施設の工事費未償還残額 369,855,541 円、これに係る利息、固定資産税及び消費税等をフェリー埠頭公社に支払うこととされた。さらに、平成23年12月16日に、青森港高速船接岸に伴う埠頭施設改造に係る棧橋等賃貸借契約の一部変更契約が締結され、津軽海峡フェリー㈱がフェリー埠頭公社に対して支払う棧橋等賃貸料の時期及び支払金額は次のとおりとされた。

このうち平成23年度については、214,708千円が入金されており、棧橋等賃貸料収入として計上されている。

【表 130】 第1バース車両乗降用施設の工事費未償還残額の償還方法 (単位:千円)

支払の時期	工事費償還相当額	利息	固定資産税	消費税等	合計
平成23年12月31日	200,000	932	3,552	10,224	214,708
平成24年6月30日	14,155	846	1,328	816	17,147
平成24年9月30日	14,155	392	1,328	793	16,670
平成24年12月31日	14,155	356	1,328	792	16,632
平成25年3月31日	14,155	314	1,328	789	16,587
平成25年6月30日	14,155	282	0	721	15,159
平成25年9月30日	14,155	249	0	720	15,124
平成25年12月31日	14,155	214	0	718	15,087
平成26年3月31日	14,155	174	0	716	15,045
平成26年6月30日	14,155	141	0	714	15,010
平成26年9月30日	14,155	107	0	713	14,975
平成26年12月31日	14,155	71	0	711	14,937
平成27年3月31日	14,150	34	0	709	14,894
合計	369,855	4,117	8,867	19,142	401,983

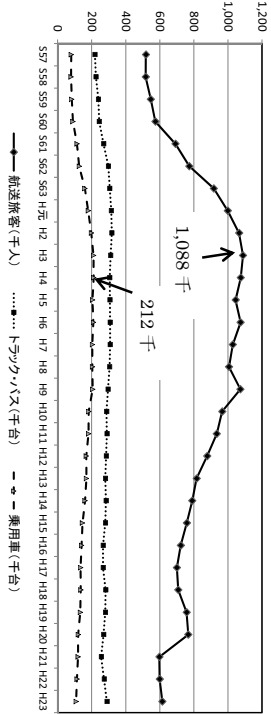
(4) 航送旅客及び航送車両の利用実績

① 青森・函館間の航送旅客及び航送車両の利用実績

次のグラフは、昭和57年度から平成23年度までの青森・函館間の航送旅客及び航送車両の利用実績を示したものである。

航送旅客は平成3年度の1,088千人に、多少のアップダウンは見られるものの年々減少している。トラック・バスはほぼ横ばいで推移していたが、平成22年度及び平成23年度はいずれも前年度より増加している。乗用車は平成4年度の212千台をピークに緩やかに減少している。

【図 9】 青森・函館間の航送旅客及び航送車両の利用実績

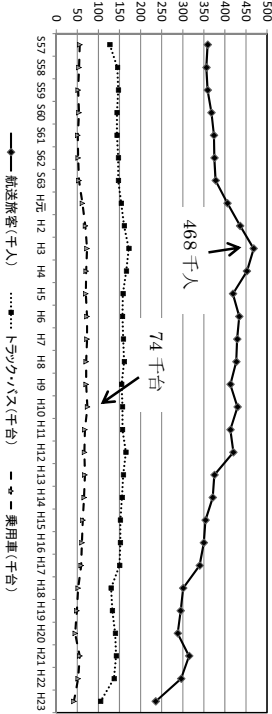


② 八戸・苦小牧間の航送旅客及び航送車両の利用実績

次のグラフは、昭和57年度から平成23年度までの八戸・苦小牧間の航送旅客及び航送車両の利用実績を示したものである。

航送旅客は平成3年度の468千人をピークに、多少のアップダウンは見られるものの年々減少している。トラック・バスはほぼ横ばいで推移していたが、平成22年度及び平成23年度はいずれも前年度より減少している。乗用車は平成10年度の74千台をピークに緩やかに減少している。

【図 10】 八戸・苦小牧間の航送旅客及び航送車両の利用実績



③ 運航実績

青森港と八戸港におけるフェリーの運航実績は次のとおりである。

船会社	航路	船名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
東日本 フェリー㈱	青森～函館 (在来船)	ひるご	□	※1	□	□	□
		ほるす	□	□	※1	□	□
		はにあ	□	□	□	※3	□
		ひるご	□	□	□	□	□
青森～函館 (高速船)	青森～宮城	ナツチャン Rena	□	□	□	□	□
		ナツチャン World	□	□	□	□	□
		ひるご	□	□	□	□	□
津軽海峡 フェリー㈱ (※12)	青森～函館	えさん 2000	□	□	□	□	□
		えさん	□	□	□	□	□
		ひるご	□	□	□	□	□
		ひるご	□	□	□	□	□
		ひるご	□	□	□	□	□
		ナツチャン World	□	□	□	□	□
北日本 海運㈱	青森～函館	あさかぜ	□	□	□	□	□
		あさかぜ 5号	□	□	□	□	□
		あさかぜ 21	□	□	□	□	□
共栄運輸㈱	青森～函館	はやぶさ	□	□	□	□	□
		はやぶさ	□	□	□	□	□
		3号はやぶさ	□	□	□	□	□

- ※1 平成19年10月まで運航
- ※2 平成19年9月から平成20年11月まで運航
- ※3 平成19年9月まで運航 その後平成19年11月から平成20年11月まで運航
- ※4 平成19年8月まで運航
- ※5 平成20年10月まで運航
- ※6 平成20年5月2日から平成20年10月まで運航
- ※7 平成19年9月から平成20年11月まで運航
- ※8 平成22年7月16日まで運航
- ※9 平成20年12月から運航
- ※10 平成22年7月17日から運航
- ※11 平成21年7月18日から平成21年9月30日まで運航
- ※12 平成22年7月17日から平成22年10月31日まで運航
- ※13 平成23年3月14日から平成23年3月20日まで運航
- ※14 平成23年7月29日から平成23年8月18日まで運航
- ※15 平成21年11月に運航自動車フェリー㈱が社名変更

2) 八戸港

船会社	航路	船名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
川崎近海 汽船㈱	八戸 ～苫小牧	シルバン・クレーン	□	□	□	□	□
		フェリーはなのへ 〜が	□	□	□	□	□
		〜(カ)あ	□	□	□	□	□

※1 平成23年3月11日まで運航、平成23年7月11日に運航再開

(5) 青森港の第4バース

① 行政財産賃貸借契約

青森港は第1バースから第4バースの4つのバースがある。従前は、4つのバースを国に売却している。現在は、第4バースは県が管理する国有港湾施設(背後地は国有地)とされており、フェリー埠頭公社は青森県と行政財産賃貸借契約を締結して、第4バースとその附属施設(車両乗降施設、照明灯等)及び第4バースに隣接する駐車場用地26,000㎡を借り受けている。借受期間は平成34年3月31日までで、借受料21,733千円(年額)を県に支払うこととされている。フェリー埠頭公社が第4バースを国に売却したのは、大規模地震災害等の緊急物資輸送及びフェリー輸送機能の強化を図ることを目的に、国が第4バースの耐震化工事を行うためである。第4バースの耐震化岸壁の建設工事は平成17年4月から行われ、平成20年4月19日から公共岸壁として供用を開始し、平成20年9月17日から青森～函館航船「びなす」が1日2便就航している。

② 特定埠頭の運営の事業(港湾法第54条の3)

フェリー埠頭公社が青森県と締結している行政財産賃貸借契約は、港湾法第54条の3による特定埠頭の運営の事業(以下「特定埠頭運営事業」という。)に基づくものである。国や地方公共団体が行政目的を遂行するために所有する「行政財産」は、国有財産法第18条第1項及び地方自治法第238条の4第1項により、これを特定の者に貸し付けたり、私権を設定したりすることは原則禁止されている。港湾施設も行政財産(公共用財産)として民間事業者への貸し付けは認められていないが、平成15年から、構造改革特別区域法(以下「特区法」という。)に基づく特別措置(特定埠頭運営効率化推進事業)として、構造改革特別区域において一定の要件を満たせば民間事業者への貸付が可能となった。その後、平成18年に港湾法が改正され、特定埠頭運営事業は特区法に基づく制度から港湾法に規定する制度に改められ、全国的に実施することが認められている。貸付の範囲は、青森県などの港湾管理者の所有する行政財産(公有財産)だけではなく、国が港湾管理者に管理を委託した行政財産(国有財産)も対象となる。

3. 監査の結果及び意見
(1) 資産の管理について

① 実施した監査手続

<ul style="list-style-type: none"> ・ 現金及び預金にかかるとする規程等の整備状況を確認し、抽出した例について事務の正確性を検証した。 ・ 現金及び預金に関する証憑と帳簿類を突き合わせ整合性を確認した。また、現金及び預金にかかるとする実際の管理状況を視察した。 ・ 債権の回収可能性について検証し、団体の対応方法の妥当性を検討した。 ・ 有形固定資産にかかるとする規程等の整備状況を確認し、抽出した例について事務の正確性を検証した。 ・ 一部の固定資産の実査を実施し、これに関する資料との整合性を確認した。また、同時に遊休資産等の有無を確認した。 ・ 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

③ 意見

【余裕金の運用について】

フエリー埠頭公社は余裕金を定期預金で運用しているが、運用のタイミング等については見直す余地がある。
次表は、青森港に関する入出金を取り扱っている普通預金口座の平成 23 年度の状況を示したものである。

【表 131】 普通預金の推移		(単位:円)	
青森港	入金	出金	残高
前年度繰越	—	—	408,322,255
4月	4,692,765	324,205,059	88,809,961
5月	4,587,624	70,337,217	23,060,368
6月	123,252,112	15,207,443	131,105,037
7月	53,650,677	46,545,849	138,209,865
8月	204,643,774	148,293,635	194,560,004
9月	81,526,853	203,646,129	72,440,728
10月	4,060,358	19,816,473	56,684,613
11月	6,137,376	12,027,298	50,794,691
12月	274,563,643	28,315,815	297,042,519
1月	5,088,235	251,919,057	50,211,697
2月	105,028,734	49,951,025	105,289,406
3月	795,000,372	628,462,083	271,827,695

平成 23 年度の普通預金の動きを分析すると、フエリー埠頭公社の支払いで多額となつていくものは、ほとんど毎月 20 日から月末日まで集中しており、月初日から 19 日までの支払いが、5月を除いて5百万円に至っていない。上表をみると月末日時点の残高は 5月を除いて 50 百万円を超えているが、こゝまで普通預金に残高を残しておく必然性は低いように思われる。

また、前年度からの繰り越しが 408 百万円あったが、4月の入出金をみると月中は大きな動きがなくほぼ月初の残高で推移している。4月 28日に 300 百万円を定期預金に預け入れられているが、月初に預け入れられている資金対応は十分可能な状況であった。

フエリー埠頭公社は寄附行為第 14 条において、国債または地方債の取得、銀行預金または郵便貯金の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならないと定めており、この定めに基づいて余裕金を定期預金で運用している。現在は 2 週間満期の超短期の定期預金も商品化されているなど定期預金も多様化しており、このような定期預金の利用可能性も検討する必要がある。あるいは、寄附行為で認められている国債や地方債の運用も検討する価値はあると考える。

いずれにしてもフエリー埠頭公社においては、現在の定期預金への預け入れのタイミングや預入額についてはよりきめ細かい配慮が必要と考える。

【金銭管理の方法のデジタル化について】

金銭管理の方法については、財団法人青森県フエリー埠頭公社財務規程(以下「財務規程」という。)に金銭出納についての定めがあるが、財務規程の定めは金銭出納の方法についての原則的な考え方を示したもので、日常業務の具体的な進め方までを規定したものではない。

金銭管理は特に透明性が求められる業務であるが、透明性を確保する前提として、業務の流れがマニュアル等で可視化されている必要がある。現状においてはフエリー埠頭公社では、金銭出納の方法についての業務マニュアルは作成されていないが、マニュアル化が必要である。

(2) 会計処理及び経理処理について

① 実施した監査手続

- 抽出した例について支出経理に関する資料を閲覧し、支出の妥当性、事務処理の適正性を検証した。
- 抽出した例について収入経理に関する資料を閲覧し、収入の事務処理の適正性を検証した。
- 契約事務に関する規程の整備状況を確認するとともに、抽出した例について契約書、仕様書、業者選定関連の資料等を閲覧し、契約事務の準拠性、契約内容の適正性を検証した(※)。
- 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

※ 平成23年度に行われた次の工事を対象とした。

工事項名	工事金額
1) 青森港フェリー埠頭 第2・第3バース可動橋油圧配管工事	6,300千円
2) 青森港フェリーターミナル解体工事	55,174千円
3) 八戸港フェリー埠頭ターミナルビル建築災害復旧工事	51,420千円
4) 八戸港フェリー埠頭岸壁ケーソン陥没及び基礎ケーソン下洗掘災害復旧工事	45,388千円
5) 八戸港フェリー埠頭新造船対応岸壁等修繕工事	37,936千円
6) 八戸港フェリー埠頭新造船対応防衝装置改良工事	87,507千円

② 監査の結果

【青森港フェリー埠頭 第2・第3バース可動橋油圧配管工事について】

フェリー埠頭公社は、青森港フェリー埠頭 第2・第3バース可動橋油圧配管取替修繕工事の請負工事を平成23年6月3日に函館どうく株式会社と締結している。同契約書によると工期は平成23年6月4日から7月10日までとされていたが、平成23年7月5日に契約変更が行われ、工期が平成23年8月10日まで延長された。延長の理由は、配管切り替え後、配管継手より作動油のじみ出しが確認され、その原因究明及び対応に相当の時間を要するためとのことである。

地方自治法施行令第167条の16第1項は、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と締結する者をして当該地方公共団体の規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と定めている。

フェリー埠頭公社の契約事務は原則として県に準じており、フェリー埠頭公社では契約締結時には原則として請負代金の10%の契約保証金を受領することになっている。本契約はそれに代えて請負業者が北海道建設業信用保証(株)の契約保証を受けており、フェリー埠頭公社はその保証証書の提出を受けている。

この契約保証の保証期間は平成23年6月3日から平成23年7月10日までとされているが、工期延長に伴い契約保証の延長が行われておらず、そのため、平成23年7月11日から8月10日までは無保証となっていた。

工期を延長した場合は契約保証の保証期間の延長も併せて行うことが原則であるため、今後、同様の事例が生じた場合には、対応に注意する必要がある。

③ 意見

【青森港フェリーターミナル解体工事について】

当工事は旧青森港フェリーターミナルの解体工事である。

平成23年3月30日に入札が行われ、12者が参加して(株)大坂組が47,960千円(税抜き)で落札して、平成23年4月1日に契約を締結している。12者が落札したのがうち10者が最低制限価格未満で失格となり、2番目に高い価格で入札した(株)大坂組が落札している。10者が失格し、2番目に高い価格で入札した事業者が落札した状況をみると、最低制限価格制度の見直しが必要と考える。

最低制限価格制度とは、競争入札において最低制限価格に達しない額の入札を無効とする制度である。

工事・製造その他についての請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものである。したがって、予定価格を下回る額で入札しても、最低制限価格を上回っていないければ無効となる。

次表に示したように、当工事についてフェリー埠頭公社は予定価格を事前公表しており、最低制限価格の算定方法の考え方も事前に示している。旧青森港フェリーターミナルの解体工事はターミナルの解体工事であり、実績のある建設事業者であれば、事前公表されている予定価格と最低制限価格の算定方法から、最低制限価格をある程度の精度で推測することは可能であると考えられる。

当工事は12者が応札して、うち10者が最低制限価格未満で失格となっており、2番目に高い価格を付けた事業者が落札している。最も低い価格で応札した事業者と落札価格との差額は2,750千円であり、入札参加者の応札額が近似していることから、入札に参加した事業者は、最低制限価格を推測し、それをわずかに上回る額で応札している可能性が高いと考える。

最低制限価格制度は、落札となるべき入札価格が不当に低価格であるときは、契約の履行が不確実になる可能性があり、地方公共団体が不測の損害を被る恐れや工物品質の低下が懸念されることに対応し、契約の内容に適合した履行を確保するための制度とされている。当工事の場合、最低価格で応札した事業者と契約すると品質の低下が懸念されたのか、最低価格より2,750千円高い価格で契約したことで品質の確保が図られたことによるのかがポイントとなる。

極端に低い価格を提示しているのであれば品質の低下も懸念されるが、事業者の応札価格が近似している状況からみて、工物品質に大きな違いが生じることはなかった可能性も考えられる。

当工事については、低価格での応札による工物品質の低下の可能性を懸念するのであれば、最低制限価格制度よりも低入札価格調査制度を採用している方が、フェリー埠頭公社は2,750千円低い価格で契約できた可能性もあり、引分があったのではないかと考える。

低入札価格調査制度とは、工事・製造その他についての請負契約において、① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格ではその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある

ると認める場合、または②その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認める場合には、最低価格の入札者を落札者とせずに、次に低い価格で申込みをした者を落札者とするものである。

今後発注する工事についても、その内容によっては、応札価格が近似的なケースが生じることは十分に考えられる。そのような状況に対応するためには、最低制限価格制度よりも低入札価格調査制度の方が望ましく、フエリー埠頭公社においては最低制限価格制度の意義とメリットを再考し、入札制度の在り方も見直しを行う必要がある。

【表 192】 青森港フェリーターミナル解体工事の概要

項目	内容
工事名	青森港フェリーターミナル解体工事
工期	平成 23 年 7 月 25 日まで
工事概要	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事一式 ・建屋解体工事 ・外部廊下解体工事 ・浄化槽解体工事 ・オイルタンク解体工事 ・舗装工事 ・電気設備解体工事 ・機械設備解体工事 ・その他工事
施行方法	青森県建設工事条件付き一般競争入札事務取扱要領に準拠
予定価格	67,500,000 円(税込)；事前公表
最低制限価格の算定方法	<p>「有」：以下の項目を事前公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 直接工費が発注者の設計金額の 75 パーセント ② 共通仮設費が発注者の設計金額の 70 パーセント ③ 現場管理費が発注者の設計金額の 30 パーセント ④ 一般管理費が発注者の設計金額の 30 パーセント <p>上記①～④により算定された基準額の合計額に当該額の 100 分の 5 に相当する金額を加算した額未満の入札をした者は失格</p>
想定有資格者数	20 者(うち 12 者が応札)
最低制限価格	47,683,540 円(税抜き)
積算内訳の事後公表	<p>青森県県土整備部工事施行事務取扱要領(以下「要領」という。)に基づき積算内訳を事後公表している。</p> <p>要領第 24 条の 6 第 1 項では、公所の長は、契約締結後、請負工事設計額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の積算内訳を公表するものとする。ただし、予定価格が 250 万円未満の工事で随意契約によるものの積算内訳については、この限りではないとされている。</p> <p>また、同条第 2 項において、積算内訳の公表は、工事区分、工種及び種別等について、それぞれの単位、数量及び金額等を記載した資料を公表することにより行うものとし、その期間は 10 日間とするとされている。</p>

【入札制度の明確化について】

フエリー埠頭公社の財務規程は、売買、賃借、請負その他の契約は、原則として青森県財務規則の契約の例に準じて行うものとする、と定めている。

契約に関してはこの定めのみであるが、フエリー埠頭公社は、大規模な施設であるフエリー埠頭の建設、改良、維持、修繕及び管理を行う法人であることから、工事に關しては今後も様々な発注が行われると見込まれる。そのことを踏まえ、契約に關する規定もより具体的に定めておく必要があると考える。

このように考える理由の一つは、契約は青森県財務規則の例に準ずるとしているが、実際にどこまで準拠しているのかが不明確な点があるためである。

平成 22 年 3 月 17 日に青森県県土整備部長は、「平成 22 年度青森県入札・発注制度の改善について(通知)」(以下「改善通知」という。)を建設業者に宛てて通知している。改善通知では、平成 22 年 4 月 1 日より、設計額 50 万円未満の工事を最低制限価格制度の対象工事、設計額 50 万円以上の工事を低入札価格調査制度の対象工事とするとしている。

改善通知でいう設計額は予定価格とほぼ同義と考えられることから、上述した青森港フェリーターミナル解体工事は、予定価格 67,500 千円にも関わらず最低制限価格制度を採用しており、青森県の契約実務と一致していないこととなる。

このことについては、県は設計額が 50 万円未満の場合は最低制限価格制度、50 万円以上の場合は低入札価格調査制度と取り扱いを明確に分けているが、フエリー埠頭公社の場合は、設計額 50 万円以上の案件については、低入札価格調査制度と最低制限価格制度のいずれかを選択していることである。

フエリー埠頭公社の財務規程では、契約は、原則として青森県財務規則の契約の例に準じて行うと定めているため、青森県の契約実務と完全に一致させることまでは想定していない。そのため、青森港フェリーターミナル解体工事についても最低制限価格制度を採用したこと自体は規則に反していないが、青森県の契約実務と完全に一致させていないのであれば、フエリー埠頭公社としての契約のルールを規則等で具体化させておく必要がある。

青森港フェリーターミナルビル(フエリー埠頭公社事務所ビル)



(3) 人件費及び人員構成について

① 実施した監査手続

<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費に関する資料を閲覧し、抽出した例について支出の妥当性、事務処理の適正性を検証した。 ・ 組織の状況及び役職員の構成について、団体が実施している事業が適切かつ効率的に実施できるように配慮されているかという観点から検討した。 ・ 役員の勤怠状況を確認した。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

③ 意見

【理事会の出席状況について】

平成 21 年度(平成 21 年 6 月)から平成 24 年度(平成 24 年 6 月)までに開催された理事会における理事長、専務理事及び理事の出席状況は次のとおりであった。

【表 133】 理事会の出席状況

開催日	理事長	専務理事	理事	理事	理事	理事	理事
第 112 回 H24.6.19	○	○	○	○	○	○	委任
第 111 回 H24.4.20	○	○	○	○	○	○	委任
第 110 回 H24.3.9	○	○	○	○	○	○	委任
第 109 回 H23.12.16	○	○	○	○	○	○	委任
第 108 回 H23.6.15	○	○	○	○	○	○	委任
第 107 回 H23.3.8	○	○	○	○	○	○	委任
第 106 回 H22.12.17	○	○	○	○	○	○	委任
第 105 回 H22.6.4	○	○	○	○	○	○	委任
第 104 回 H22.3.5	○	○	○	○	○	○	委任
第 103 回 H21.9.10	○	○	○	○	○	○	委任
第 102 回 H21.6.8	○	○	○	○	○	○	委任

平成 21 年 6 月以降に開催された理事会の状況をみると、1 事業年度における理事会の開催回数は 3 回程度であり、また、理事が全員出席しているケースは見受けられなかった。

国の公益法人制度改革に伴い、フエリー埠頭公社は、平成 25 年 11 月 30 日までの移行期間内に「公益財団法人」または「一般財団法人」のいずれかに移行申請を行い、行政庁の認定(認可)を得る必要がある。このことについてフエリー埠頭公社は、「公益財団法人」への移行を目指して作業を進めている。

フエリー埠頭公社は公益認定を受ける手続きを進めているが、公益財団法人に移行した場合には理事会の設置が必要とされている。理事会はすべての理事で組織され、理事会を設置するためには 3 人以上の理事が必要となり、法人の代表者(代表理事)の選任が必要となる。

新制度では、代理人による議決権の行使や書面による議決権の行使は認められないため、原則として理事は理事会に実際に出席しなければならない。また、代表理事及び業務執行理事は、3カ月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないとされており、この報告は、理事会に出席しての報告となるので、原則として理事会は 3カ月に 1 回以上開催する必要がある。理事会の開催については、定款で毎事業年度に 4カ月を超える間隔で 2 回以上その報告をしなければならない旨を定めた場合にはその方法も認められるが、いずれにしても、新制度移行後の理事会の在り方については十分留意する必要がある。

(4) 事業にかかる事務の執行について

① 実施した監査手続

- ・実施している事業の効果を検証し、設立目的との整合性の観点から検証した。
- ・事業の達成状況に関する資料を閲覧し、有効性及び効率性の観点から検証した。
- ・上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

③ 意見

【パークスの利用方法の明確化について】

フェリー埠頭公社は青森港と八戸港にフェリー埠頭を有しており、それぞれフェリー会社に賃貸している。フェリー会社とは棧橋等賃貸借契約を締結して賃貸料を収受しており、この賃貸料がフェリー埠頭公社の収入の柱となっている。

青森港では、棧橋等を津軽海峡フェリー㈱と青函フェリー(北日本海運㈱と共栄運輸㈱)の共同運行)に賃貸しており、フェリー埠頭公社はこの3社と棧橋等賃貸借契約を締結している。

フェリー埠頭公社は、フェリー会社各社と個別に契約を締結するのではなく、3社を契約の相手方として一括して棧橋等賃貸借契約を締結している。

棧橋等賃貸借契約では、別紙付属書第1「貸付物件の表示」に掲げる施設をフェリー会社各社に賃貸するとしている。貸付物件は棧橋等賃貸借契約で明確化されているが、当該貸付物件をフェリー会社間でどのように使用するかについては同契約に具体的に明示されておらず、棧橋等賃貸借契約書の他にそのことを具体的に定めた文書も作成されていない。フェリー埠頭の使用方法についても、棧橋等賃貸借契約あるいはその他の文書で明確化しておくことが望ましい。

青森港には4つのパークスがあるが、平成23年度時点では第1パークスは高速船専用とされており、高速船が運航される夏季シーズンのみで使用となっているため、通常期は第2パークスから第4パークスの3つのパークスが使用されている。3つのパークスの利用方法はフェリー埠頭公社とフェリー会社各社との協議により決められていることだが、協議結果が明文化されていない。

現在、青森・函館間は、津軽海峡フェリー㈱と青函フェリーがそれぞれ1日8便ずつ計16便を運航しているが、どの便がどのパークスを利用するのかなど、フェリー埠頭の具体的な使用方法については文書化しておくことが望ましい。

【パークスの利用方法の平準化について】

青森・函館間には1日16便のフェリーが運航されているが、現在は第2・第3パークスに利用が集中している。施設の有効活用の観点からみると特定のパークスに利用が集中することは望ましくなく、施設の利用状況が極力平準化されるよう、フェリー埠頭公社としても、フェリー会社と協力して積極的に対応を図っていくことが望ましい。

平成24年10月28日までには、津軽海峡フェリー㈱の「びなす」と「ブルーボールフ

ン)が第4パークスを利用しており、他の船舶は第2・第3パークスを利用してはいる。第1パークスは、平成24年度に実施した車両乗降用施設の撤去により、高速船以外の利用も可能となり、平成24年10月29日(月)から「びなす」と「ブルーボールフアン」が第1パークスを利用することとなった。そのため、本報告書作成時点では第4パークスが利用されていないことになる。なお、「びなす」と「ブルーボールフアン」は、7.5mの水深が必要とされ、第1パークスと第4パークスがそれに対応しているため、両船はこれらのパークスを利用してはいる。

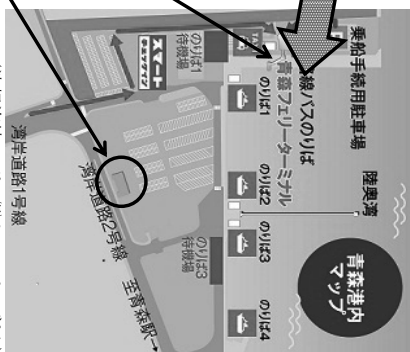
第4パークスは果が管理する施設であり、フェリー埠頭公社は年額21,733千円の賃借料を県に支払って借り受けている。

多額の賃借料を支払っている施設が有効に利用されないのはフェリー埠頭公社において大きな不効率であり、県としても、県管理財産が有効活用されないことになり望ましい状況ではない。施設利用の平準化を図る上では、第4パークスの使用方法がポイントになると考えるが、その有効利用を図る必要がある。

青森港フェリー埠頭所在地



青森港フェリーターミナル(※1)



津軽海峡フェリー㈱のターミナルビル

青函フェリーのターミナルビル・フェリ

※1

津軽海峡フェリー㈱と青函フェリーはそれぞれ別のターミナルビルを使用しており、上記右図は津軽海峡フェリー㈱のターミナルビルの位置を表している。なお、青函フェリーのターミナルビルとフェリー埠頭公社の事務所は丸枠で囲った場所に位置している。

(5) 出資団体の事務に対する県の関与について

① 実施した監査手続

- ・ 県からの補助金、委託、貸付、債務保証等、使用料等の減免に関する資料を閲覧し、必要性及び金額等の妥当性を検討した。
- ・ 団体の債務及び県の偶発債務に関する資料を閲覧し、必要な計算を実施して将来県の負担が発生する可能性を検討した。
- ・ 県の「公社等点検評価委員会」による評価結果に対する団体の対応状況を確認し、県の監督が適切に行われているか確認した。
- ・ 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

③ 意見

【災害復旧引当預金の取り扱いについて】

国の公益法人制度改革に伴い、フエリー埠頭公社は「公益財団法人」への移行を目指して作業を進めている。
新公益法人制度への移行はフエリー埠頭公社の今後の経営状況に影響を与えられる可能性があり、県のフエリー埠頭公社に対する関与を従前より高めなければならぬ可能性も考えられる。

八戸港フエリー埠頭は東日本大震災により岸壁、ターミナルビル、駐車場、泊地、公社事務所等が被災している。そのためフエリーも運航を中止していたが、復旧工事を進め平成 23 年 7 月 11 日に運航を再開している。

復旧工事費用の財源はフエリー埠頭公社が負担している。フエリー埠頭公社は地震、火災等災害時に備えて従前より災害復旧引当預金を積み立てており、今回の復旧工事でもこの積立資金を充当している。

フエリー埠頭公社の保有資産の平成 23 年度末の帳簿価格は、青森港フエリー埠頭施設に係るものが 3,387,153 千円、八戸港フエリー埠頭施設に係るものが 631,054 千円である(表 127【参照】)。フエリー埠頭公社は大規模なインフラ施設を保有しており、災害への対応は重要となる。災害復旧引当預金もその対応の一つであり、有効な方法と考えるが、新公益法人制度では災害復旧引当預金は原則として認められていない。そのため、今後、災害が発生した場合において、その復旧費用をだれがどのように負担するのかという課題がある。このことについては、フエリー埠頭公社とフエリー一会社間だけの問題ではなく、県もあらかじめ考え方を整理しておく必要がある。

新しい公益法人制度では、災害復旧工事のような、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金(特定費用準備資金)は、次の条件を満たす必要があるとしている。

※ 特定費用準備資金の要件

- ① 活動の見込みがあること(活動の内容及び時期が具体的であること)
- ② 区分管理されていること
- ③ 取崩できないこと又は目的外取崩しについて特別の手続が定められていること
- ④ 積立限度額が合理的に算定されていること
- ⑤ 積立限度額及びその算定根拠等について備置き及び閲覧等の措置が講じられていること

新しい公益法人制度では、災害復旧引当預金のような将来の特定の活動に要する資金を積み立てることができる条件の一つとして、その資金を使う活動の内容及び時期が具体的であることという条件がある。将来の災害復旧工事の予定を特定することなどできないため、新制度では災害復旧引当預金は認められないことになる。このことについては、公益法人 information(国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト)にある「よくあるご質問(FAQ)」の間 5-3-5(公益目的事業比率)でも、「法人が地震等の災害時に施設、事業所等の復旧、復興に充てるために積み立てる資金は、その資金の目的である活動をいつ行うのか」という具体的な見込みを立てることが一般的には困難であり、したがって特定費用準備資金の要件を満たすことは難しいものと考えられます。」とされている。

災害が発生した場合の対応方法については、平常時から考え方を整理しておくことが望ましく、フエリー埠頭公社及び県はそれらに対応を図る必要がある。

【修繕引当預金の取り扱いについて】

フエリー埠頭公社は、災害復旧引当預金と併せて修繕引当預金を積み立てている。定期的な修繕等に充てるための修繕引当預金は引当金引当資産に該当し、新しい公益法人制度においても積立が認められている。

この修繕引当預金の原資は、フエリー一会社から收受する棧橋等賃貸料であるが、青森港フエリー埠頭に関しては、平成 21 年度から平成 25 年度までの賃貸借期間においては、棧橋等賃貸料に修繕引当預金充当分を含めていない。現状における修繕への対応は過去の積み立て分で行っており、問題は年々生じていないが、現在の状態が縮減すれば、将来的には修繕引当預金が枯渇する可能性もある。

修繕引当預金の原資を誰が負担していくのかについても、フエリー埠頭公社、県及びフエリー一会社間で考え方を整理しておく必要がある。

【平成 26 年度までの修繕引当金と災害復旧引当金の取り扱いについて】

平成 21 年 2 月 17 日にフエリー埠頭公社とフエリー一会社 3 社間で締結された青森港フエリー埠頭の棧橋等賃貸借契約では、棧橋等の賃貸借期間を平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで、棧橋等の賃貸料は年額 250,340,792 円(税込)としており、このうち 30,000,000 円は、災害復旧引当金として災害復旧引当預金への充当分となっており、15,000,000 円は、修繕引当金として修繕引当預金への充当分となっている。この年額賃貸料をフエリー一会社 3 社間がどう負担するかについては、

別覚書で定めるものとしており、同日付、フエリー埠頭公社とフエリー会社 3 社は棧橋等賃貸借契約に関する覚書を交換している。

同覚書では、年額 250,340,792 円のうち、災害復旧引当金 30,000,000 円及び修繕引当金 15,000,000 円はこの契約期間中繰り延べし、年額の賃貸料を 205,340,792 円としている。

平成 21 年度から平成 25 年度の賃貸借期間については、修繕引当金を 75,000,000 円(=15,000,000 円×5 年間)、災害復旧引当金を 150,000,000 円(=30,000,000 円×5 年間)繰り延べていることになる。

覚書は、修繕引当金と災害復旧引当金について、繰り延べるといふ表現を用いているが、これは、将来的にはフエリー会社に負担を求めるものなのか、負担を求めないのであれば、フエリー会社の業績も踏まえて、現実にそのようなことが可能なのか、負担を求めないのであれば、平成 21 年度から平成 25 年度までの修繕引当金及び災害復旧引当金の原資は誰が負担することになるのかなど、検討しておく必要がある。

将来の復旧工事の在り方や、将来の修繕引当金の原資の負担の在り方を整理する前提として、平成 21 年度から平成 25 年度までの修繕引当金及び災害復旧引当金の原資の取り扱いについても考え方を整理しておく必要がある。

【表 134】修繕引当預金及び災害復旧引当預金の残高の推移 (単位:千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
修繕引当預金	386,164	390,306	408,585	369,994	292,508
災害復旧引当預金	190,438	258,765	605,898	602,702	407,540

【フエリー埠頭公社のキャッシュ・フローの状況について】

平成 23 年度末現在、フエリー埠頭公社には県からの借入金金が 694,352 千円ある。今後の返済予定額は各年度とも妥当な範囲となっており、返済可能性に特段の問題はないと考えるが、フエリー埠頭公社の今後のキャッシュ・フローの状況についてはより一層留意しておく必要がある。

フエリー埠頭公社は、フエリー会社からの棧橋等賃貸料が収入の柱となっている。たとえば、平成 23 年度は、営業収益 701,476 千円のうち棧橋等賃貸料が 635,388 千円で営業収益の約 9 割を占めている。

青森港フエリー埠頭及び八戸港フエリー埠頭とも、棧橋等賃貸料は定額となっている。棧橋等賃貸料を定額とすることで、収入を安定的に確保することが可能であり、実際に損益計算書上では安定的に利益が出ている。しかしながら、最近のキャッシュ・フローは必ずしも安定しておらず、このような状況は今後も続く可能性があるため、フエリー埠頭公社においては、今後より一層、経費の削減や自主財源の獲得に努めていく必要がある。これまでに記載した利息収入をより一層獲得できるような余裕金の運用等のダイミツグを見直すことや、入札制度についても契約金額を引き下げられるよう見直すことも、この一環と考える。また、これら以外にも、フエリー埠頭公社は見直しを進めていく必要がある。

【表 135】フエリー埠頭公社借入金の今後の返済予定額 (単位:千円)

償還額	無利子貸付金	特別座貸借	合計
当初借入額	1,068,000	800,000	1,868,000
平成 23 年度残高	340,326	354,026	694,352
平成 24 年度	71,199	57,422	128,621
平成 25 年度	71,199	59,049	130,248
平成 26 年度	56,932	60,853	117,786
平成 27 年度	31,999	27,904	59,904
平成 28 年度	18,666	26,366	45,032
平成 29 年度	18,666	24,716	43,382
平成 30 年度	18,666	25,188	43,854
平成 31 年度	18,666	25,669	44,335
平成 32 年度	18,666	26,159	44,825
平成 33 年度	15,666	20,656	36,362
平成 34 年度	—	—	—

○ キャッシュ・フローの分析

【表 136】及び【表 137】は、フエリー埠頭公社の平成 19 年度から平成 23 年度までの損益計算書とキャッシュ・フロー計算書の推移を示したものである。なお、フエリー埠頭公社は、これまでのところはキャッシュ・フロー計算書を作成する義務がなく同計算書を作成していない。そのため、【表 137】のキャッシュ・フロー計算書は、監査人がフエリー埠頭公社の貸借対照表及び損益計算書から作成したものである。

損益計算書を見ると利益(当期純利益)は安定的に発生しているが、キャッシュ・フロー計算書を見ると「IV 資金増加額(又は減少額)」は本年度により増減が激しいことがわかる。平成 21 年度の資金残高は前年度より 442,433 千円減少しているが、災害復旧引当預金の預け入れによる影響が大きく資金繰りの問題はない。平成 22 年度は有形固定資産の取得による支出 425,403 千円の影響が大きく、投資有価証券取得の売却による収入が 400,000 千円あるが、資金残高は前年度より 19,146 千円減少している。平成 23 年度は 184,356 千円資金残高が増加しているが、営業収入(591,017 千円)に含まれている、津軽海峽フエリー(株)から受領した第 1 バース車両乗降用施設の工事費未償還残額償還金【表 130】参照 214,708 千円の影響が大きいと考えられる。

従前、津軽海峽フエリー(株)から受領していた償還金の年額は 36,878 千円であったが、第 1 バースの車両乗降用施設の撤去に伴って支払時期等の見直しを行った結果、平成 23 年度に 214,708 千円を受領している。年度当初は予定していたかかった入金であり、これがなければ平成 23 年度の資金残高は前年度より減少していた可能性がある。

フエリー会社からの棧橋等賃貸料が収入の柱となっている以上、フエリー埠頭公社の収支はフエリー会社の経営状況の影響を受けざるを得ない。【図 9】に示したとおり、青森と函館間のフエリーの航送旅客及び航送車両(乗用車)は長期間にわたって減少し続けており、青森県と北海道を結ぶフエリー業界を取り巻く経営環境には厳しいものがあると思われる。平成 21 年度からの青森港の棧橋賃貸料もフエリー会社

からの要請を受け、従前より引き下げている。
 棧橋等賃賃料は固定化されているが、フェリー埠頭公社のキャッシュ・フローは青森県と北海道を結ぶフェリーの利用状況の影響を受け、必ずしも安定的ではなく、今後の利用状況の見通しも不透明といえる。

【表 136】フェリー埠頭公社の損益計算書の推移 (単位:千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
営業収益	817,983	826,829	553,561	562,340	701,476
営業費用	610,913	580,106	484,722	506,733	564,863
営業外費用	13,097	30,049	14,961	20,374	97,968
営業外収益	25,719	18,219	13,178	11,037	9,512
特別利益	2,698	2,634	1,783	1,942	2,180
特別損失	0	21,497	0	2,238	18,785
当年度純利益	197,146	249,691	72,405	64,647	208,464

【表 137】フェリー埠頭公社のキャッシュ・フローの推移 (単位:千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
I 業務活動によるキャッシュ・フロー					
人件費支出	△137,335	△75,857	△73,471	△72,940	△73,064
物件費支出	△196,475	△263,742	△239,047	△215,265	△177,084
営業収入	817,122	1,396,873	442,904	448,715	591,017
雑益	777	15,427	992	11,583	93,004
修繕による支出	△45,858	△45,107	△11,613	△63,591	△102,485
災害復旧による支出	—	—	—	△3,196	△195,162
小計	438,230	1,027,592	119,764	105,305	136,225
利息及び配当金の受取額	5,512	20,426	8,924	1,166	23,212
利息の支払額	△26,336	△18,718	△13,426	△11,162	△9,641
業務活動によるキャッシュ・フロー	417,407	1,029,300	115,262	95,310	149,795
II 投資活動によるキャッシュ・フロー					
有形固定資産の取得による支出	△405,007	△15,053	△9,386	△425,403	△106,544
投資有価証券取得の売却による収入	—	—	—	400,000	—
投資有価証券取得による支出	△80	△80	△80	—	—
退職給付引当金の引出し(△預入)	35,007	35,158	△6,004	△4,960	△3,046
繰越引当金の引出し(△預入)	△39,787	△4,141	△18,279	38,591	77,485
災害復旧引当金の引出し(△預入)	266,500	△88,326	△347,133	3,196	195,162
敷金及び保証金等の返還による支出	3	△279	△19,733	△371	△1,465
その他固定資産の取得等による支出	△3,902	56	—	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△147,265	△52,667	△400,596	11,052	161,591
III 財務活動によるキャッシュ・フロー					
長期借入金の返済による支出	△316,990	△254,521	△157,099	△125,509	△127,030
財務活動によるキャッシュ・フロー	△316,990	△254,521	△157,099	△125,509	△127,030
IV 資金増加額(又は減少額)	△46,848	722,111	△442,433	△19,146	184,356
V 資金期首残高	863,815	816,966	1,539,078	1,096,645	1,077,498
VI 資金期末残高	816,966	1,539,078	1,096,645	1,077,498	1,261,855

第3 公益社団法人青森県観光連盟について

1. 法人の概要

(1) 法人の設立目的

東北新幹線全線開業を好機と捉え、これまで以上に青森県の観光情報の発信、観光対策の推進、観光客受入体制の整備、コンベンション誘致、青森県観光物産館アスぺを拠点とした他施設との連携などに積極的に取り組み、総合的かつ効果的な観光振興の事業展開を図るため、平成21年4月に社団法人青森県観光連盟、社団法人青森県産業振興協会、青森県大規模観光キャンペーン推進協議会の3団体を統合し、県内市町村、観光関係団体など官民一体となった新たな組織として社団法人青森県観光連盟が設立された。さらに平成24年4月1日に公益社団法人に移行している。

公益社団法人青森県観光連盟は、青森県内における観光の振興、地域の活性化及び産業の振興に関する事業を行い、もって青森県の経済の振興と地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

(2) 公益社団法人青森県観光連盟の概要

【表 138】公益社団法人青森県観光連盟の概要(平成24年度)

項目	内容																										
法人名	公益社団法人青森県観光連盟 (英語表記: Aomori Prefectural Tourism Federation)																										
設立年月日	1987年(昭和62年)7月1日(青森県観光連盟法人化) (社団法人青森県産業振興協会 1983年10月1日設立) (青森県大規模観光キャンペーン推進協議会 1987年4月27日設立)																										
本社	〒030-0803 青森県青森市安方1-1-40 青森県観光物産館アスぺ8階 TEL:017(735)5311(代) FAX:017(735)2067																										
基本財産	2,050万円 会員数 253(4月1日現在)																										
役員	<table border="1"> <thead> <tr> <th>役職名</th> <th>氏名(他の法人等の代表状況等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>理事長(非常勤)</td> <td>笹垣 正弘 (社)八戸観光コンベンション協会会長</td> </tr> <tr> <td>副理事長(非常勤)</td> <td>若井 敬一郎(社)青森観光コンベンション協会会長</td> </tr> <tr> <td>専務理事(常勤)</td> <td>清藤 哲夫 (社)弘前観光コンベンション協会会長</td> </tr> <tr> <td>理事</td> <td>九戸 真樹 (元青森県商工労働部長)</td> </tr> <tr> <td>常務理事(常勤)</td> <td>小笠原 裕 (元青森県商工労働部理事)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>佐藤 淑子 (青森県観光国際戦略局長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小山内 博 (青森県市長会常務理事)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山口 昇 (青森県町村会常務理事)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中村 嘉宏 (青森県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高橋 俊勝 (社)青森県物産振興協会会長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>豊嶋 修 (社)青森県バス協会専務理事</td> </tr> <tr> <td></td> <td>向久保 文一(東日本旅客鉄道盛岡支社青森支店長)</td> </tr> </tbody> </table>	役職名	氏名(他の法人等の代表状況等)	理事長(非常勤)	笹垣 正弘 (社)八戸観光コンベンション協会会長	副理事長(非常勤)	若井 敬一郎(社)青森観光コンベンション協会会長	専務理事(常勤)	清藤 哲夫 (社)弘前観光コンベンション協会会長	理事	九戸 真樹 (元青森県商工労働部長)	常務理事(常勤)	小笠原 裕 (元青森県商工労働部理事)		佐藤 淑子 (青森県観光国際戦略局長)		小山内 博 (青森県市長会常務理事)		山口 昇 (青森県町村会常務理事)		中村 嘉宏 (青森県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長)		高橋 俊勝 (社)青森県物産振興協会会長		豊嶋 修 (社)青森県バス協会専務理事		向久保 文一(東日本旅客鉄道盛岡支社青森支店長)
役職名	氏名(他の法人等の代表状況等)																										
理事長(非常勤)	笹垣 正弘 (社)八戸観光コンベンション協会会長																										
副理事長(非常勤)	若井 敬一郎(社)青森観光コンベンション協会会長																										
専務理事(常勤)	清藤 哲夫 (社)弘前観光コンベンション協会会長																										
理事	九戸 真樹 (元青森県商工労働部長)																										
常務理事(常勤)	小笠原 裕 (元青森県商工労働部理事)																										
	佐藤 淑子 (青森県観光国際戦略局長)																										
	小山内 博 (青森県市長会常務理事)																										
	山口 昇 (青森県町村会常務理事)																										
	中村 嘉宏 (青森県旅館ホテル生活衛生同業組合理事長)																										
	高橋 俊勝 (社)青森県物産振興協会会長																										
	豊嶋 修 (社)青森県バス協会専務理事																										
	向久保 文一(東日本旅客鉄道盛岡支社青森支店長)																										

項目	内容	
役員 (非常勤)	中村 明義 (青森県商工会議所連合会常任幹事)	
	吉川 源吾 (青森県商工会連合会専務理事)	
	吉田 隆男 (青森県中小企業団体中央会専務理事)	
	川内 孝吉 (全国農業協同組合連合会青森県本部監査対策部長)	
	小出 政明 (青森県漁業協同組合連合会専務理事)	
	増子 次郎 (東北電力㈱執行役員青森支店長)	
	上西 祐司 (東日本電信㈱執行役員青森支店長)	
	渡部 和則 (日本原燃㈱代表取締役副社長)	
	高橋 公也 (㈱青森銀行法人営業部長)	
	浅利 健一 (㈱みちのく銀行営業戦略部長)	
塩野 勝幸 (㈱東奥日報社専務取締役)		
鈴木 隆夫 (注・本郷税理士法人青森支部)		
三上 清隆 (三上清隆公認会計士事務所)		
事業名	主な事業内容	
公益目的事業	教育旅行誘致事業、コレバンジョン誘致事業、外国人観光客誘致拡大事業、観光キャンペーン推進事業等	
(1)観光振興事業		
(2)青森県観光物産館管理運営事業	観光資源紹介事業、貸会議室事業、青森県地場セラミック運営事業、テナント事業、PRホール運営事業、施設管理運営事業	
【収益事業】		
(1)イベントスペース・貸会議室事業	アスパム館内イベントスペース及び貸会議室の貸出	
(2)テナント事業	青森県産の土産品店・飲食店のテナント入居	
(3)青森県観光物産館駐車場管理等運営事業	一般及びバス駐車場の管理・運営	

上表は、平成24年度の公益社団法人移行後の青森県観光連盟について、役員や事業内容等を整理したものである。
本監査では、原則として平成23年度を対象としているが、公益社団法人移行により、法人の状況も変化しているため、適宜、平成24年度の状況を確認しながら実施している。

(3) 財産及び損益の状況の推移

3 団体統合後の平成21年度から平成23年度までについて、観光連盟の損益及び財産の状況の推移は次のとおりである。
平成22年度は、東北新幹線全線開業に係る大規模キャンペーン関連の負担金や寄付金により、経常収益が拡大している。平成23年度の経常収益は9億円程度に戻り、また、前年度から正味財産が減少している。

【表 139】 損益及び財産の状況の推移(3 団体統合後) (単位:千円)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経常収益	932,197	1,566,869	914,090
当期経常増減額	17,934	17,892	△57,508
当期一般正味財産増減額	10,616	17,826	△57,560
総資産	738,000	630,309	594,659
正味財産	509,402	527,228	469,668

(4) 役員及び職員の状況

観光連盟の役員及び職員の状況は次のとおりである。
なお、平成24年6月1日現在では、役員数合計63人となり、平成23年度から35人減少している。公益社団法人移行に伴い、非常勤役員を42人から21人に半減させたことが大きく影響し、また、常勤職員も21人から14人から7人減っている(うち県派遣職員3人)。

【表 140】 役員及び職員の状況の推移(3 団体統合後) (単位:人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
常勤	1	—	—
県派遣職員	1	—	—
県職員OB	—	2	2
民間出身	—	—	—
小計①	2	2	2
非常勤	7	10	9
県派遣職員	—	—	—
市町村・民間派遣	3	8	6
県職員OB	—	—	—
プロパー職員	6	6	6
小計②	16	24	21
県・市町村関係	11	11	11
非常勤	—	—	—
民間出身	34	33	31
役員	45	44	42
小計③	26	26	33
臨時職員④	—	—	—
①～④合計	89	96	98

(5) 県の財政負担

観光連盟の基本財産 20,500 千円のうち、県からの出捐金は 6,000 千円 (29.3%) である。また、平成 23 年度の県からの補助金、受託、負担金の合計は 477,697 千円であり、観光連盟の経常収益 914,090 千円の 52.3% を占める。観光連盟の経常収益の半分が県からの財政負担である。そのほか、県の施設であるアスラムの無償使用分が 84,749 千円 (試算額) となっている。

【表 141】平成 23 年度の県の財政負担 (単位:千円)

区分	項目	総額
出資金等	平成 23 年度末基本財産残高	6,000
補助金	平成 23 年度の受取補助金	169,738
受託	平成 23 年度の受託収益	205,959
負担金	平成 23 年度の受取負担金	102,000
その他	平成 23 年度の土地・施設等使用料に係る減免試算額	84,749

(6) 施設の概要

観光連盟が管理運営を行っている青森県観光物産館アスラム(以下「観光物産館」あるいは「アスラム」という。)は、昭和 61 年 4 月、青森県産業振興協会が、一部、県からの補助金を受けながら 53.9 億円の事業費で建設した施設である。

青森県産業振興協会にはアスラムの建設、管理運営のために設立された法人である。その設立趣意書において、青森県では地場産業の振興が急務であり、各産業、観光、物産、郷土芸能等を総合的に紹介し、県内外から広く誘客し、より良く本県を理解してもらう場となる、青森県の顔として県民が誇れる施設の建設が県内各界から強く要請されてきたとされ、県、市町村、関係団体等が総力を結集し、産業振興の拠点となるよう将来も展望した施設として青森県観光物産館を建設するもの、と記されている。

その後、アスラムの再建・活性化等を目的として、平成 9 年 7 月、青森県産業振興協会から県にアスラムの所有権が移転されるとともに、県から青森県産業振興協会にアスラムを無償貸付する形に移行している。

さらに、平成 21 年 4 月の観光連盟、青森県産業振興協会など 3 団体統合に伴い、観光連盟がアスラムの管理・運営を引き継いで現在に至っている。

【表 142】青森県観光物産館アスラムの施設概要(平成 23 年度末現在)

名称	青森県観光物産館アスラム
所在地	青森県青森市安方 1-1-40
開館日	昭和 61 年(1986 年)4 月 24 日
所有者	青森県(平成 9 年 7 月、青森県産業振興協会から県に建物所有権移転)
管理運営	青森県観光連盟
構造階数	鉄骨造及び一部鉄筋鉄骨コンクリート造、高さ 76m、地上 15 階、塔屋 3 階
面積	敷地面積 14,996 m ² 、建築面積 4,034 m ² 、延べ床面積 14,303 m ²

施設構成	直営等施設
テナント (2,906 m ²)	青森県地場セレクト(1 階)、おおもり体験ホール(2 階)、パワテ映画館(同)、市町村ホール(同)、展望台(13 階)
貸会議室 (11 室、1,342 m ²)	お土産コーナー7店舗(1 階)、飲食店 3 店舗(1・10・14 階)、エネルギ一館あしたをおもろ森(2 階)、ショウカフエおおもり(3・4 階)、ハローウーケヤックラザサ(3・6 階)、青森県物産振興協会(7 階)等
貸催事スペース	十和田(4 階 190 m ²)、奥入瀬(同 150 m ²)、あすなる(5 階 195 m ²)、白鳥(同 145 m ²)、夏泊(同 30 m ²)、八甲田(6 階 168 m ²)、岩木(同 120 m ²)、はまなす(7 階 40 m ²)、しらかみ(8 階 120 m ²)、津軽(9 階 104 m ²)、南郷(同 80 m ²)
駐車場	貸催事スペース(1 階 300 m ²)、イベントスペース(1 階 60 m ²)、フオレステージ(1 階 30 m ²)、ミニイベントスペース(2 階 100 m ²)等
直営等施設	一般駐車 150 台、観光バス 11 台
テナント	営業時間 9:00~19:00 等(展望台~22:00、その他施設・時期により異なる)、パワテ映画館大人 1 人 600 円、展望台同 400 円、パワテ映画・展望台セット同 800 円
営業時間・料金	店舗営業時間 9:00~19:00 等(10 階飲食店~22:00、その他店舗・時期により異なる)
貸会議室	1 階イベントホール: 9:00~21:00 の使用料金 105,000 円
貸催事スペース	1 階イベントホール: 24 時間営業、最初の 1 時間 210 円/台、以降 30 分毎 110 円/台、アスラム館内での観覧・買い物・食事・施設利用に伴う割引あり
駐車場	

青森県観光物産館アスラムの外観



2. 事業の実施状況

(1) 平成23年度の事業概要

観光連盟の事業は、観光振興事業、観光キャンペーン事業、青森県観光物産館管理運営事業(以下「観光物産館管理運営事業」という。)、青森県観光物産館駐車場管理運営事業(以下「駐車場管理運営事業」という。))の4つに区分されている。それぞれ、平成21年4月に統合された3団体に対応しており、観光振興事業は旧社団法人青森県観光連盟、観光キャンペーン事業は青森県大規模観光キャンペーン推進協議会、アスラムと駐車場の管理運営に係る2事業は社団法人青森県産業振興協会が主に行っているものである。各事業の概要は次のとおりである。

① 観光振興事業

一部、県などからの補助金や委託を受けながら、県内及び東京の観光案内所の運営をはじめ、教育旅行やコンベンションの誘致、東アジアからの外国人観光客の誘致、青森県観光情報サイト「アズアネネット」の管理運営などを行っている。

【表 143】 観光振興事業の概要(平成23年度)

事業名	構成事業・内容
1)観光案内所運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 青森県観光総合案内所(県補助事業) 青森県観光案内所連絡会議 青森県東京観光案内所(県補助事業) 青森空港総合案内所における観光案内業務 青森県ミニ観光案内所ネットワーク事業
2)観光情報発信事業	<ul style="list-style-type: none"> 観光情報ネットワークシステム運営事業(県委託事業) 教育旅行専門部会等の開催 教育旅行誘致資料等の制作等 教育旅行実施状況調査の実施 学校関係者・旅行エージェントに対する情報提供 教育旅行誘致懇談会の開催
3)教育旅行誘致事業(県委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> コンベンション誘致専門部会等の開催 コンベンション誘致・開催支援事業(県委託事業) 国際観光専門部会の開催 韓国入観光客誘致拡大事業(県委託事業) 東アジア誘客促進事業(県委託事業) 国際観光サポーター事業(県委託事業) 「北東北三県・北海道」事務所運営事業(県委託事業) 震災復興支援誘客促進事業(県委託事業) 国際的観光需要創出に向けた調査事業 「もてなし」の心運動推進事業(県補助事業) 人材育成研修事業 観光振興事業(県補助事業) 各種観光関連団体実施事業への参画 観光写真コンクール開催事業
4)コンベンション誘致事業	
5)外国人観光客誘致拡大事業	
6)その他観光振興事業	

※ 平成23年度事業報告より作成

② 観光キャンペーン事業

平成23年度は、東北新幹線全線開業1周年関連のキャンペーンや青森県アスラム観光キャンペーン、東日本大震災後の県内宿泊促進のための震災復興支援誘客促進事業などが行われた。
アスラム観光キャンペーン(以下「DC」と略す場合がある。)は、JRグループと特定の地方自治体、その地元民間事業者等が協働で実施する大型観光キャンペーンである。青森アスラム観光キャンペーンは、「行きたび、あたらしい、青森」をキャッチフレーズに、平成23年4月23日～7月22日の期間で実施された。
なお、観光キャンペーン事業には、県から補助金や委託料だけでなく、負担金も支出されている。

【表 144】 観光キャンペーン事業の概要(平成23年度)

事業名	構成事業・内容
1)大型観光キャンペーン推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 開業1周年記念イベント 開業1周年記念イベント 誘客対策事業
2)青森アスラム観光キャンペーン事業	<ul style="list-style-type: none"> 会議の開催 宣伝・広報事業 誘客対策事業 観光開発・受入体制整備事業
3)震災復興支援誘客促進事業(県委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> 県内宿泊モニターに係る商品造成支援の実施 県民宿泊モニターキャンペーンの実施 「行きたび、あたらしい。青森」モニターツアーの実施 「行きたび、あたらしい。青森」モニターツアーの実施 「FIDA」就航を契機とした中部圏からの誘客促進事業 「物産販売イベント」による誘客促進事業
4)国際的観光需要創出に向けた調査事業	
5)アスラム観光キャンペーンおもてなし推進事業(県委託事業)	
6)青森観光情報発信力等強化対策事業(県委託事業)	
7)観光推進員配置事業(県委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> おもてなし紀行キャンペーンスタッフの任命 観光ガイドブック等の制作、配付 リゾート列車の運行に係る協議会への参画
8)各種誘客宣伝対策	<ul style="list-style-type: none"> 航空路線活用対策 十和田湖冬物語への協賛 観光イベント等への参画
9)東北復興応援苗木植樹ツアー実施事業	

※ 平成23年度事業報告より作成

③ 青森県観光物産館管理運営事業

アスベムの展望台、パノラマ映画など各種展示コーナー及び物産販売店・飲食店・貸会議室、イベントホール、市町村ホール等の管理・運営、さらに各種イベント等の開催を通じ、青森県の観光・物産・産業・郷土芸能などの総合的な紹介・宣伝を行っている。

【表 149】青森県観光物産館管理運営事業の概要(平成23年度)

事業名	構成事業・内容
1)青森県観光物産館管理運営事業	・産業振興施設機能強化推進事業(具委託事業) ・施設管理・運営等事業
2)東北新幹線全線開業1周年事業	
3)青森県地場セレクト運営事業	

※ 平成23年度事業報告より作成

④ 青森県観光物産館駐車場管理運営事業

アスベム来館者等の利便性向上のための駐車場運営と、バス駐車場を活用し、ペイエリア周辺施設と連携した各種催事を実施している。

【表 148】青森県観光物産館駐車場管理運営事業の概要(平成23年度)

事業名
1)一般観光駐車場運営
2)バス駐車場運営
3)「あおもり光のフアンタジー・ゾーン2」事業

※ 平成23年度事業報告より作成

(2) 平成23年度の財務諸表

観光連盟の平成23年度の財務諸表(貸借対照表及び正味財産増減計算書の総括表)は次のとおりである。

5つの会計に分かれており、前述の4事業がそれぞれ関連した名称の会計で区分経理されている。観光キャンペーン事業のうち、青森 DC 関連の事業は、別途「青森デザインネーションキャンペーン推進事業会計(以下「DC会計」という。)として区別されている。

なお、以下、青森県観光物産館管理運営事業会計を「観光物産館会計」、青森県観光物産館駐車場管理運営事業会計を「駐車場会計」という。

① 貸借対照表(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	観光振興会計	キャンペーン事業会計	青森デザインネーション推進事業会計	青森県観光物産館管理運営事業会計	青森県観光物産館駐車場管理運営事業会計	合計
【資産の部】						
流動資産	9,867	50,940	5,210	71,903	19,555	157,475
現金預金	8,179	40,940	5,150	61,674	16,169	132,112
前払金	98	0	0	33	0	131
立替金	0	0	0	376	0	376
未収会費	150	0	60	0	0	210
未収金	1,393	10,000	0	6,608	3,386	21,387
棚卸資産	47	0	0	3,211	0	3,258
固定資産	21,044	1,298	0	379,914	34,927	437,184
基本財産	20,500	0	0	0	0	20,500
基本財産定期預金	20,500	0	0	0	0	20,500
特定資産	544	0	0	81,793	11,109	83,445
退職給付引当資産	544	0	0	33,413	7,894	41,851
活性化積立引当資産	0	0	0	31,384	3,214	34,598
預り保証金引当資産	0	0	0	16,996	0	16,996
その他固定資産	0	1,298	0	298,121	23,819	323,239
展示物	0	0	0	289,547	5,519	295,066
什器備品	0	1,298	0	7,075	18,299	26,673
投資有価証券	0	0	0	1,500	0	1,500
資産合計	30,911	52,239	5,210	451,817	54,482	594,659
【負債の部】						
流動負債	4,473	34,541	837	23,351	2,941	66,144
未払金	4,473	34,541	837	17,497	2,862	60,211
前受金	0	0	0	4,124	40	4,163
預り金	0	0	0	1,592	0	1,592
仮受金	0	0	0	138	39	177
固定負債	544	0	0	50,409	7,894	58,847
退職給付引当金	544	0	0	33,413	7,894	41,851
預り保証金	0	0	0	16,996	0	16,996
負債合計	5,017	34,541	837	73,760	10,835	124,991

科目	観光振興 会計	キャンベール 事業会計	青森アズナ ールのキャンベ ール推進事業 会計	青森県観光 物産館管理 運営事業 会計	青森県観光 物産館駐車 場管理等運 営事業会計	合計
【正味財産の部】						
一般正味財産	25,894	17,697	4,373	378,057	43,647	469,668
うち基本財産への充当額	20,500	0	0	0	0	20,500
うち特定資産への充当額	0	0	0	31,584	3,214	34,598
正味財産合計	25,894	17,697	4,373	378,057	43,647	469,668
負債及び正味財産合計	30,911	52,239	5,210	451,817	54,482	594,659

② 正味財産増減計算書(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) (単位:千円)

科目	【経常増減の部】					合計
	観光振興 会計	キャンベール 事業会計	青森アズナ ールのキャンベ ール推進事業 会計	青森県観光 物産館管理 運営事業 会計	青森県観光 物産館駐車 場管理等運 営事業会計	
【一般正味財産増減の部】	188,612	247,888	97,788	320,834	60,369	914,090
経常収益	37	0	0	0	0	37
基本財産運用益	14,350	0	0	0	0	14,350
受取会費	0	0	37,920	0	0	37,920
受取負担金会費	0	0	0	297,365	47,155	344,530
事業収益	30	0	0	11,920	10,212	196,738
受取補助金等	70,686	100,552	3,368	11,920	10,212	186,738
受取収益	95,271	111,455	0	10,219	0	216,945
受取負担金	6,767	32,200	56,500	0	0	95,467
受取寄付金	0	3,680	0	0	0	3,680
雑収益	71	0	0	1,330	3,002	4,403
他会計からの繰入額	1,400	0	0	0	0	0
経常費用	188,157	264,933	100,536	367,104	52,268	971,599
事業費用	161,366	249,810	99,146	317,516	49,832	877,671
管理費	26,790	18,123	1,391	48,188	2,436	93,928
他会計への繰出額	0	0	0	1,400	0	0
当期経常増減額	455	Δ17,046	Δ2,748	Δ46,270	8,101	Δ57,508
【経常外増減の部】						
経常外収益	0	0	0	0	0	0
経常外費用	0	0	0	0	52	52
固定資産除却損	0	0	0	0	52	52
当期経常外増減額	0	0	0	0	Δ52	Δ52
当期一般正味財産増減額	455	Δ17,046	Δ2,748	Δ46,270	8,049	Δ57,560
一般正味財産期首残高	25,439	34,743	7,121	424,327	35,598	527,228
一般正味財産期末残高	25,894	17,697	4,373	378,057	43,647	469,668
正味財産期末残高	25,894	17,697	4,373	378,057	43,647	469,668

※ 会計間の繰出、繰入は相殺し、合計金額から控除している。

3. 監査の結果及び意見

(1) 資産の管理について

① 実施した監査手続

- ・現金及び預金にかかる規程等の整備状況を確認し、抽出した例について事務の準拠性を検証した。
- ・現金及び預金に関する証憑と帳簿類を突き合わせ、整合性を確認した。また、現金及び預金にかかる実際の管理状況を視察した。
- ・有形固定資産にかかる規程等の整備状況を確認し、抽出した例について事務の準拠性を検証した。
- ・一部の固定資産について実査を実施し、これに関する資料との整合性を確認した。また、同時に遊休資産等の有無を確認した。
- ・アスベルムの施設を視察するとともに、その利用状況に関する資料を閲覧し、施設利用の有効性を検証した。
- ・上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

③ 意見

【現金等の管理について】

観光連盟の会計処理規則では、収納した金銭はその日のうちに銀行に預け入れることとなっている。その日のうちに銀行に預け入れることができない金銭の管理は十分に行わなければならないとされている。

現状の管理に特に重要な問題があるわけではないが、手持ちの現金を極力少なくするように努めるとともに、預金通帳・印鑑の管理を含め、より一層慎重で、かつ率直の利いた管理について検討することが望まれる。

【固定資産の管理について】

固定資産の中には、固定資産管理簿と照合できる情報が貼付されておらず、第三者にとって固定資産管理簿の情報だけでは資産を特定することが難しいものも見られた。

定期的な棚卸を網羅的かつ効率的に行い、遊休資産の把握や資産の有効利用を図る前提として、個々の資産に管理票を貼付するなど、従来よりも緻密な固定資産管理を行うことが望ましい。

【修繕費の負担について】

県及び観光連盟によると、アスベルムの修繕費や設備更新については、1件100万円程度までは観光連盟が負担し、それを超えるような場合には県の負担となっているようであるが、明確なルールはないとのことである。

アスベルムは開館後26年経過し、今後、修繕や設備の更新に係る費用が増えてく

(2) 会計処理及び経理処理について

① 実施した監査手続

・ 抽出した例について支出経理に関する資料を閲覧し、支出の妥当性、事務処理の適正性を検証した。
・ 抽出した例について収入経理に関する資料を閲覧し、収入の事務処理の適正性を検証した。
・ 契約事務に関する規程の整備状況を確認するとともに、抽出した例について契約書、仕様書、業者選定関連の資料等を閲覧し、契約事務の準拠性、契約内容の適正性を検証した。
・ 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事実はない。

③ 意見

【委託契約の経済性について】

観光連盟の会計処理規則では、契約は指名競争入札または随意契約の方法によるものとされ、次の場合は、随意契約によることができると規定されている。

- ・ (随意契約によることができる場合)
- ・ 予定価格が規定の額(委託の場合は100万円)を超えないとき
- ・ 契約の性質または目的が競争入札に適さないとき
- ・ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- ・ 競争入札に付することが不利と認められるとき
- ・ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのあるとき
- ・ 競争入札に付し入札者がいないとき又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- ・ 落札者が契約を締結しないとき

また、随意契約をするときは、2人以上から見積書を徴するものとされ、見積書の徴収を省略できる場合が定められている。

(随意契約で見積書の徴収を省略できる場合)

- ・ 1件の予定価格が10万円を超えない契約をするとき
- ・ 見積書を徴するいとまがないとき
- ・ 資金の前渡を受けて契約するとき
- ・ そのほか、見積書を徴し難いと認められるとき、又は徴する必要がないと認められるとき

このルールを踏まえて、監査では、平成23年度の観光連盟の委託契約を2つに区分して契約方法を確認した。

一つは県から観光連盟への補助事業と受託事業の観光連盟における執行時の委託契約であり、もう一つは観光物産館管理運営事業と駐車場管理等運営事業に

おける委託契約である。前者は観光振興会計、キャンペーン事業会計、DC会計で経理されている委託料の一部であり、後者は観光物産館会計と駐車場会計の委託料のすべてである。

まず、県補助事業及び受託事業で委託契約が確認できたのは、3補助事業の10件、9受託事業の31件である(次表)。そのうち、23件は予定価格が100万円を超えているが指名競争入札による契約はなく、すべて随意契約である。また、随意契約のうち、1者からの見積書徴収あるいは見積書徴収なし(以下「一者随契」という。)が3分の2を占めている。金額では164,646千円のうち、38%に相当する62,511千円が一者随契である。

【表147】 県補助事業・受託事業執行時の委託契約方法(平成23年度) (単位:件、千円)

契約方法	県補助事業(3事業)				県受託事業(9事業)				合計	
	件数	同比率	委託料	同比率	件数	同比率	委託料	同比率	件数	同比率
指名競争入札	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
随意契約	10	100%	101,432	100%	31	100%	63,214	100%	41	100%
うちワンウエイ方式	6	60%	99,052	98%	0	0%	0	0%	6	15%
うち10万円超一者随契	3	30%	1,968	2%	24	77%	60,543	96%	27	66%
うち選定方法不明	0	0%	0	0%	4	13%	1,203	2%	4	10%
合計	10	100%	101,432	100%	31	100%	63,214	100%	41	100%

一方、観光物産館管理運営事業101件、駐車場管理等運営事業32件の委託契約をみると、金額の大きい施設の警備、清掃、設備保全等の契約では指名競争入札が実施されていた(次表)。残りは随意契約であるが、100万円超の金額で随意契約は2件である。また、10万円超の一者随契は38件(全体の29%)、12,944千円(同11%)であった。

【表148】 観光物産館管理運営事業及び駐車場管理等運営事業の委託契約方法(平成23年度) (単位:件、千円)

契約方法	観光物産館管理運営事業				駐車場管理等運営事業				合計	
	件数	同比率	委託料	同比率	件数	同比率	委託料	同比率	件数	同比率
指名競争入札	5	5%	71,920	82%	4	13%	18,850	69%	9	7%
随意契約	96	95%	15,689	18%	28	88%	8,321	31%	124	93%
うち1者随契	77	76%	8,998	10%	26	81%	7,360	27%	103	77%
うち10万円超一者随契	17	17%	5,873	7%	21	68%	7,071	28%	38	29%
合計	101	100%	87,608	100%	32	100%	27,171	100%	133	100%

※ 1本の委託契約が観光物産館管理運営事業と駐車場管理等運営事業に分別して計上されている場合はそれぞれを1件としてカウントしているため、実際の委託契約件数と表中の件数は一致しない。

県の補助事業、受託事業では、随意契約、特に一者随契が多くなっている。予定価格が100万円を超えている場合でも、「契約の性質または目的が競争入札に適さない」ときなどの規定に基づいて、随意契約となっている。また、10万円を超えている場合も「見積書を徴し難いと認められるとき、又は徴する必要がない」と認められるときなどの規定が適用されて一者随契となっている。

委託契約の内容は広告や観光関連の企画・運営、パンフレット・グッズの制作などであり、個別にみると一定の合理性のある事情は認められるが、全体として一者随契

が多くあり、価格の競争が行われない契約が中心となっているのは事実である。

観光物産館管理運営事業と駐車場管理等運営事業でも3割程度が10万円超の業者随入である。また、指名競争入札が行われている契約も毎年、入札参加者が類似し、結果的に同一業者が落札している状況が長期に続いている。

会計処理規則の規定の趣旨は、指名競争入札、あるいは随意契約の場合の2者以上からの見積書徴収を原則とすることで、契約の競争性や透明性の向上を図り、経済的な金額で適正な履行を確保することであると考えられる。

したがって、その趣旨や原則を改めて再確認し、指名競争入札を実施できる場合、2者以上から見積書を徴収できる場合には、安易に随意契約あるいは業者随入とすることのないよう十分に留意する必要がある。また、長期に同一業者が継続して落札しているケースでは、数年に1回など定期的に入札参加資格の見直しを行い、新たな業者も参加できるようにするなど、競争性向上のために工夫することが求められる。

県の補助事業・受託事業における委託契約 164,646千円は、県の補助金・受託金の委託全体の43.8%(補助金の59.8%、受託金額の30.7%)を占めており、観光連盟の委託契約の経済性が果財政負担分の効率的な執行に直結している。また、観光連盟全体の中で委託料 357,079千円(管理費・事業費)は経常費用の36.8%を占めており、経営の効率化の観点からも委託契約の経済性は重要である。

今後、委託契約の競争性、透明性のより一層の向上を図り、経済性を追求した事務手続きとしていくことが望まれる。

(3) 人件費及び人員構成について

① 実施した監査手続

- ・人件費に関する資料を閲覧し、抽出した例について支出の妥当性、事務処理の適正性を検証した。
- ・組織の状況及び役職員の構成について、団体が実施している事業が適切かつ効果的に実施できるように配慮されているかという観点から検討した。
- ・派遣職員の役割や派遣期間などの資料を閲覧し、その妥当性を検討した。
- ・役員の状態状況を確認した。
- ・上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

③ 意見

【賞与引当金の計上について】

観光連盟では、職員給与規程に基づいて給料及び各種手当が職員に支給されている。そのうち、期末手当と勤勉手当は毎年6月と12月に過去6か月の在職や勤務成績に応じて支給されている。

現在、賞与引当金は計上されていないため、その計上が課題となっている。観光連盟ではすでに賞与引当金の計上について検討中とのことであり、公益法人会計基準に即り、適切に処理することが求められる。

【観光連盟の専門性について】

平成23年度の観光連盟の常勤職員数は21人、非常勤職員数は33人、合計54人の職員体制である。

観光連盟の人員構成の特徴は、他からの派遣職員が多いことである。常勤職員のうち、9名が県からの派遣、6名が市町村や民間からの派遣であり、7割は派遣職員である。

派遣職員の人件費は派遣元の負担となるため、観光連盟の費用負担を抑えることができる反面、3年程度で派遣元に帰ることになるため、経験やノウハウが組織に蓄積しないのではないかとの懸念も生じる。平成23年度末現在、15名の派遣職員の勤続月数は12~36か月の範囲にあり、平均25.2か月である。プロパー職員の平均勤続月数は204.5か月の1割強にとどまり、短くなっている。

観光連盟によると、派遣職員は少しずつ入れ替わっているため、在職中のノウハウや経験を受け継ぐことができているとのことである。また、派遣職員の受入には、観光連盟での経験を派遣元の市町村等で活かしてもらうこと、観光連盟との人的ネットワークを構築する役割を果たしてもらうことにより、青森県の観光振興に取り組む体制の強化につながることを期待しているとのことである。

ただし、観光連盟が全県レベルでの観光振興に取り組む立場から、観光振興に係る人材育成やネットワークづくりを行う趣旨は理解できるものの、一方で、観光客誘致に関して、中心となって他地域との激しい競争に打ち勝つための取組を行って

いかなければならぬ立場でもある。マーケティング、観光資源・商品開発、プロモーション、イベント、外国人観光客誘致、あるいはテナント・貸会議室の管理・運営など、各分野で高い専門性と豊富な経験が求められるものと推測される。

現在、観光連盟は派遣職員の受入に際して特に前職での観光関連の経験や専門性は求めていないが、たとえば、民間企業からの受入に際しては観光連盟に不足する経験や専門性を有する職員の派遣を依頼することも考えられる。また、観光連盟は派遣職員の利点を活用しつつもプロパー職員の育成にも力を入れており、県に研修派遣を行っているが、民間の観光関連の企業に派遣し、必要な専門性を身に付けさせるような取組も必要になってくると考える。

そのためには、青森県の観光振興に対して、今後、観光連盟がどう貢献していくか、そのためにどのような専門性やスキルをもった組織になる必要があるか、現在の体制では何が不足しているのか、今後、どの分野を強化していくかなければならないかなどについて分析することが必要になる。将来のあるべき観光連盟のスキルセットと現在の観光連盟のスキルセットを整理し、そのギャップを認識するようなことから取り掛かることを提案したい。

【観光連盟の職員数について】

観光連盟の職員構成については非常勤職員（臨時職員）の多さも特徴である。平成23年度末現在で常勤職員の1.5倍にあたる33名である。

特に平成23年度においては、次表のように、県からふるさと雇用再生特別対策事業や緊急雇用創出対策事業として6件の委託を受け、21名の職員が雇用されている。情報収集や情報発信など類似の事業を行っている場合もある。公的な制度に基づき事業によって臨時職員が増えているが、必ずしも継続的な雇用になるとは限らない。

【表 149】 県ふるさと雇用再生特別対策事業等による職員配置(平成23年度)

事業名	職員配置*	主な業務
国際観光サポーター事業	アドバイザー3名	外国人旅行者受入セミナー講師、外国語表記の助言、イベント事業支援等
ふるさと雇用再生特別対策事業(ふるさと観光・開発支援事業(緊急雇用創出対策事業))	コーディネーター1名	コンベンション誘致活動、開催団体の支援活動
観光推進員配置事業(ふるさと雇用再生特別対策事業)	観光推進員2名	県内市町村、観光関係団体、観光事業者等の取組やイベント情報等の収集・発信
バスコンキヤラクターおもてなし推進事業(緊急雇用創出対策事業)	青森DC推進員6名	バスコンキヤラクターとして観光客をおもてなしの心で迎える気運醸成の推進
青森観光情報発信力等強化対策事業(緊急雇用創出対策事業)	観光PR推進員6名	DCの効果を継続的に獲得するため観光情報の発信及び観光客受入体制強化
産業振興施設機能強化推進事業(ふるさと雇用再生特別対策事業)	産業振興推進員2名	市町村等が実施する各種イベントの情報収集やアクセスへのイベント誘致

* 事業によって職員配置の時期が異なる場合があり、相互の兼務もあることから、平成23年度末非常勤職員数にすべてカウントされるわけではない。

観光振興関連の事業はこれまでやれば十分という線を引くことが難しい面があり、ふるさと雇用再生特別対策事業のように、財源の手当てがあれば、それだけ職員を増やし、事業を拡大するといふ柔軟性を持つことは重要である。しかし、一方で、臨時職員数が多く、その増減があると、本当に必要コアの事業や職員規模がわかりづらくなる。

県の財政支出も今後ますます厳しくなることが予想される中で、観光連盟にとって必要な事業とそれに対応する職員数について明確な方針を持つておくことが望ましい。

(4) 事業にかかる事務の執行について

① 実施した監査手続

<ul style="list-style-type: none"> ・実施している事業の実績や効果を確認し、設立目的等との整合性を検討した。 ・事業の実績に関する資料を閲覧し、有効性及び効率性の観点から検討した。 ・上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

③ 意見

【事業の目的、単位について】

観光連盟は多くの事業を実施しているが、その中には、第三者からみると事業の目的が不明確な場合や類似の事業が複数行われている場合がある。

たとえば、観光振興事業のその他観光振興事業に「観光振興事業」があり、県の補助事業となっている。内容は、日本観光振興協会への拠出金と、雑誌への広告掲載、観光ボランティアガイドの育成である。相互の関連性に乏しく、事業の目的が明確ではない。

また、観光振興事業の外国人観光客誘致拡大事業では、韓国人観光客誘致拡大事業、東アジア誘客促進事業、国際観光サポート事業、震災復興支援誘客促進事業などで、東アジアからの観光客誘致事業を行っている。具体的な取組としては、ツアーや旅行商品への支援、広告・メディアを通じての宣伝・情報発信、メディア招聘、著名人活用による情報発信などであり、目的を同じくすると思われる類似の取組が複数の事業で行われている。

それぞれ、事業実施の経緯や背景があり、あるいは県などからの補助や委託の受け皿としての事業もある。外国人観光客誘致では同じ国からの観光客の誘致でも時期やターゲットなどを念頭に多角的な取組が必要なのは理解できる。

ただし、一般的に事業は、特定の目的を達成するために厳密に設定されるべきである。目的が明確であるとともに、その目的を効果的・効率的に達成するために必要な取組(手段)で構成され、その取組の計画及び実績、成果を管理するために適切な単位を設定する必要がある。それによって事業の有効性が判断しやすくなり、次の事業の企画や計画に活かすことができる。

改めて各事業の目的を確認した上で、必要な場合、事業の単位や取組内容について見直ししていくことが望ましい。

【事業ごとのコスト把握について】

事業費は各会計で区分経理されているが、個別の事業ごとに正確なコストが把握できていない。

県からの補助事業や委託事業の場合、県に報告するために各事業担当者が手元で経理簿を作成して事業費を管理しているが、その他の各事業について事業費は算出されていない。また、事業単位で事業費を管理している県の補助事業・委託事業の場合でも人件費を含まないケースが多い。さらに派遣職員の人件費のほとんどは

県等から直接支給されるため、観光連盟の経理上も簿外となっている(平成23年度県派遣職員の直接支給人件費総額52,903千円)。

たとえば、「青森県観光情報ネットワークシステム運営事業」では青森県観光情報サイト「アテナネット」の管理運営を行っている。県からの委託事業であり、事業費は把握されているが、100%再委託となっている。実際はサイトの情報更新などで観光連盟の職員も関与しているはずであるが、事業のコストとして表れていない。これでは、県の委託目的を達成するために必要な事業費の全体像が見えないことになる。

各事業の費用対効果を評価するには、事業目的を達成するために費やした正確な事業費の把握が不可欠である。今後、県の委託事業や補助事業など、可能なレベルから人件費を含む各事業の費用集計の仕組みの構築について取り組むことが期待される。また、派遣職員分の事業別コスト(特に県派遣職員分)についても別途把握しておくことが望ましい。

県としても補助事業や委託事業の正確な事業費について報告を受ける必要がある。補助や委託の実績とともに費用についても評価し、次の補助事業や委託事業の企画提案に活用していくべきである。

(5) 出資団体等の事務に対する県の関与について

① 実施した監査手続

- ・ 県の補助金、委託料、負担金及び使用料の減免に関する資料を閲覧し、支出の必要性及び金額等の妥当性を検討した。
- ・ 県の補助金、委託料、負担金の支出に関する資料を閲覧し、事務手続の準備性や適切性について検証した。
- ・ 県の「公社等点検評価委員会」による評価結果に対する団体の対応状況を確認し、県の監督が適切に行われているか検討した。
- ・ 上記手続については、必要に応じて担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

【青森県観光連盟運営費補助金について】

本補助金の交付要綱の起案理由としては、民間主導による観光推進業務の自立的な体制への移行に向けて観光連盟が行う観光振興に係る事業の運営に要する経費について補助金を交付するとされている。

補助対象経費は、補助事業に従事する観光連盟のフロアー職員の人件費及び観光振興に係る事業に要する旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料である。補助金額は、10分の10以内で20,000千円を上限としている。

実際には、本補助金は特定の事業実施を目的としたものではなく、常勤理事、文化観光推進員の人件費を中心として、16,000千円が補助されているものである。県によると、県派遣職員人件費の直接支給への転換など、過去の経緯を踏まえた経過措置とのことであるが、補助金の目的や補助により促進される成果、あるいは補助対象などが明確とは言えない。運営費や管理費は、本来、観光連盟の自主財源や受託事業に係る間接費などで賄うべき性格のものである。

県は、目的や対象を明確にして補助金を交付すべきであり、本補助金のような形で運営費に補助することは避ける必要がある。

③ 意見

【震災復興支援誘客促進事業について】

本事業は、東日本大震災の影響により打撃を受けている県内観光産業の復興に向けて緊急的な対策を講じるため、県から観光連盟に委託されたものである。

事業は、期間中に県外から県内宿泊ツアー商品企画・実施した旅行業者に宿泊数に応じた助成金を支給するもの(20,000泊分程度)や県民から宿泊モニターを募り宿泊補助券を交付するもの(募集人員2,000名)、県外からの宿泊モニターツアーの企画・実施を委託するもの(600名程度)などであり、県内外からの宿泊需要を喚起する内容となっている。

県から観光連盟への委託仕様書では、それぞれ助成等の対象となる宿泊施設を観光連盟の会員又はその構成員の施設としている。震災対応の緊急的な事業であり、速やかに事業を実行することが必要であったことから、連携しやすい観光連盟の会員施設等を対象とする事情は理解できるが、観光連盟の会員やその構成員

によって県内の宿泊施設を網羅できていないとすれば、公平性の観点から対象施設を限定することは慎重に行う必要がある。

県から観光連盟を通じて間接補助等を行う際には、公平性や公益性の観点にも十分留意して行うことが求められる。

【県補助金・委託料の100%間接補助・再委託について】

青森県観光事業振興費補助金は、3,121千円的全額が日本観光振興協会拠出金、雑誌広告、パンフレット作成として3社への委託料として支出されている(既述)。東北新幹線全線開業1周年情報発信事業費補助金も、99,052千円的全額が6社に対するテレビや雑誌における情報発信業務の委託料として支出されている。

コンベンション誘致促進事業補助金のうち、コンベンション開催費補助及び戦略的コンベンション誘致拡大事業の補助44,730千円は、すべてコンベンション主催者に対する県外参加者の延べ宿泊者数に応じた助成金として支出されている。

また、青森県観光情報ネットワークシステム「アテナネット」の管理・運営業務として100%が県の観光情報ネットワークシステム「アテナネット」の管理・運営業務として再委託されている(既述)。

一般的に、団体が受け入れた補助金や委託料をそのまま助成金や再委託としてすべて外部に支出する場合(以下「100%再委託等」という)。その団体が介在する意味を問われることになる。委託や補助のための事務負担が県と団体で重複して発生することになり、それを上回る付加価値や合理的な理由が求められる。

観光連盟への補助金や委託料の実態を個別に見ると、県への実績報告や収支決算書等に表れない事業内容やコストがあり、「(4)事業にかかると事務の執行について、③意見【事業コストのコントロールについて】」で記述したように事業費の正確な把握等により、100%再委託等ではないことを説明できる場合がある。

しかし、たとえば、上記の東北新幹線全線開業1周年情報発信事業費補助金において、再委託先を選定するために指名型プロポーザルの審査が観光連盟で実施されているが、業者選定方法を巡って県も相当程度関与し、また、審査員として県の観光国際戦略局の局長や次長が参加している。県が直接業者を選定して委託することの違いがわかりづらいケースもある。

県は、補助金や委託料が実質的にそのまま観光連盟から他に支出されるような場合、県が直接支出する場合と比較して、観光連盟を介在させる必然性や利点、観光連盟でしかできない事情など、合理的な理由を記録しておくことが必要である。合理的な説明ができない100%再委託等は避けるべきである。

【負担金の拠出文書の保管、及び補助金との区別について】

平成23年度、県から観光連盟に対して3件の負担金が支出されている。大規模観光キャンペーンや青森DCの事業費を負担する目的のものであり、青森県大規模観光キャンペーン負担金16,800千円、東北新幹線全線開業観光宣伝対策負担金32,200千円、青森DC事業負担金53,000千円の合計102,000千円である。

青森県大規模観光キャンペーン負担金は観光連盟に対してこれまでも継続的に支出されているものである。平成21年度に3団体を統合するに際して、会費とともに負担金についても検討が行われ、3年間は従来どおり、総事業費の4割を県が負

担することになり、平成23年度の金額の根拠となっている(他に市町村3割、民間3割の負担)。

また、青森 DC 事業負担金と東北新幹線全線開業観光宣伝対策負担金については、県の予算編成時の事業費の積み上げによる要求額や査定額など、金額の検討過程は別途、確認できる。また、観光連盟の各会計や DC 推進委員会の事業報告で負担金の使途や決算の概要は報告されている。

ただし、いずれも県の支出負担行為等とその金額の根拠や内訳等に係る文書として直接添付して保管されていないため、事後的に第三者がみた場合、負担金の根拠を確認しづらい状況である。

観光連盟への負担金はそれそれまとまった金額の財政支出であり、その妥当性を十分説明する必要があるとともに、事後的に財政支出による効果を検証し、後年度の企画や予算編成に活かすためにも、金額の根拠や内訳詳細等の文書を整理し、添付しておくことが望ましい。

また、東北新幹線全線開業観光宣伝対策負担金は、当初、同じ大型観光キャンペーン推進事業費の東北新幹線全線開業1周年情報発信事業補助金と合わせて負担金として支出される予定であった。

しかし、財源(電源地域立地対策交付金)との関係で金額の根拠となる証憑書類を確認する補助金が望ましいとのことで、東北新幹線全線開業1周年情報発信事業補助金だけが補助金となり、東北新幹線全線開業観光宣伝対策負担金が負担金として残ったという経緯がある。大型観光キャンペーン推進事業費が補助金と負担金に分けて支出されている。

県を含めた複数の主体が共同で事業を行い、県がその事業費の一部を負担するような場合には負担金として支出しているとのことであるが、同じ大型観光キャンペーン推進事業費として観光連盟に支出されるものが、負担金と補助金に分けられると、負担金と補助金の適用ルールが明確であるとは言えない。

負担金と補助金は、性質の異なる支出であり、事務手続や必要な文書にも違いが出てくる。状況によって負担金と補助金が恣意的に選択されるようなことがないように、負担金として財政支出する場合のルールを明確にして運用することが必要である。

(6) 観光連盟の経営管理について

① 実施した監査手続

- ・総会や理事会、経営会議の資料を閲覧し、予算、事業及び財務等の経営に係る管理の適切性を検討した。
- ・中長期の経営計画や戦略に係る資料を閲覧し、その内容の合理性を検討した。
- ・観光連盟の経営改革の方針や取組に関する資料を閲覧し、その網羅性や妥当性を検討した。
- ・上記手続については、必要に応じて役員、担当者に質問を実施した。

② 監査の結果

特に問題とすべき事項はない。

③ 意見

【観光連盟の経営課題への対応について】

平成22年10月に、学識経験者、観光関連団体、民間事業者、県、市町村などの委員からなる社団法人青森県観光連盟組織及び事業運営検討委員会が設置され、公益法人制度改革への対応とともに、行財政改革や県の観光戦略である「未来へのおおもり観光戦略」、青森県公社等点検評価師委員会の点検評価結果に対応するため、観光連盟の組織と事業運営について検討が行われている。

平成23年9月に報告書が取りまとめられ、その中で今後の観光連盟の経営課題とその対応方針について、次表及び次々表のような整理や提言がなされている。公益社団法人化に向けた事業や組織の見直しが中心となっているが、青森県行財政改革大綱で掲げられている「観光推進業務の民間への移行」に向けて、自主財源の確保や人材育成、人的ネットワーク強化など、観光連盟の自立化に向けた方針が挙げられている。

【表 150】「社団法人青森県観光連盟組織及び事業運営検討委員会報告書」における観光連盟の課題

課題	内容
1) 公益法人制度改革への対応	・平成25年11月30日までで公益社団法人または一般社団法人へ移行する。
2) 行財政改革への対応	・「青森県市町村改革大綱」で「観光推進業務の民間への移行」がめざられているため、県との役割分担・移行業務の協議、観光推進業務の整理を行い、具現化段階の中核団体としての役割を果たす。
3) 「未来へのおおもり観光戦略」への対応	・「未来へのおおもり観光戦略」で県と関係機関との連携・役割が示されているため、具現化への対応は、関係団体の役割分担・移行を促す。 ・経営の健全化に効果的な事業の企画、アセスメントの進め方向上等により、人財蓄積、収入増を図る。 ・経営の自立化に、具現化の引き継ぎが円滑に行われるようフォローアップ体制の構築を進める。 ・新公益法人制度への移行の対応、役割・業務の整理について具体的な方向性を整理し、法人形態の円滑な移行ができるようにする。
4) 公社等点検評価への対応	

※「社団法人青森県観光連盟組織及び事業運営検討委員会報告書」(平成23年9月)より、監査人が抽出、要約

【表 151】「社団法人青森県観光連盟組織及び事業運営検討委員会報告書」における課題への対応方針

項目	内容
1)新公益法人制度への対応	
基本方針	・青森県民に事業を管理実行し、公益に資する一務とする。
事業の再構築	・県費等の役割分担を明確にし、会費等が当該事業の見直しなど事業の再構築を図る。
自主財源の確保	・観光振興事業や観光ボランティア事業による収入の確保や県費等からの収入の確保を図る。
組織体制の強化	・観光振興事業の推進を図るため、事業の推進に必要となる人材の確保を図る。 ・プロフェッショナルの活用や県との連携を図る。 ・ボランティアの活用を図る。 ・市町村職員との連携を図る。
2)事業	・観光振興事業の推進：青森県観光振興局との連携を図り、東京と青森間の観光振興の促進を図る。 ・ボランティア活動の推進：教育行政・観光振興・ボランティア活動の推進を図る。 ・外国人観光客の受け入れ：外国人観光客の受け入れを図る。 ・観光振興事業の推進：観光振興事業の推進を図る。 ・観光振興事業の推進：観光振興事業の推進を図る。 ・観光振興事業の推進：観光振興事業の推進を図る。
観光ボランティア事業	・ボランティアの活用：観光振興事業の推進を図る。 ・ボランティアの活用：観光振興事業の推進を図る。 ・ボランティアの活用：観光振興事業の推進を図る。
青森県観光振興事業	・観光振興事業の推進：観光振興事業の推進を図る。 ・観光振興事業の推進：観光振興事業の推進を図る。 ・観光振興事業の推進：観光振興事業の推進を図る。
3)会費及び負担金	・会費の徴収：観光振興事業の推進を図る。 ・負担金の徴収：観光振興事業の推進を図る。 ・会費及び負担金の徴収：観光振興事業の推進を図る。
4)組織体制	・組織体制の強化：観光振興事業の推進を図る。 ・組織体制の強化：観光振興事業の推進を図る。 ・組織体制の強化：観光振興事業の推進を図る。

※ 社団法人青森県観光連盟組織及び事業運営検討委員会報告書（平成23年9月より、監査人が抽出、要約）

観光推進業務の民間移行の受け皿として観光連盟を考えた場合、最大の課題は財源の確保である。

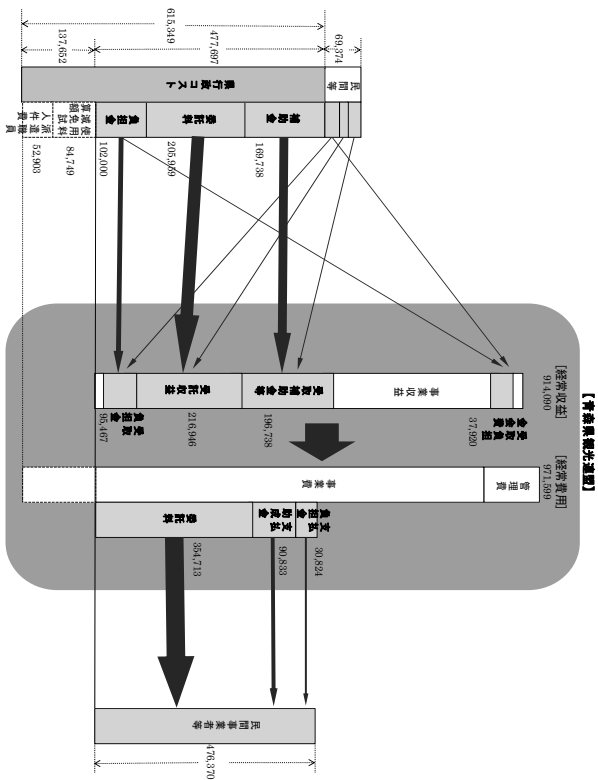
平成23年度の観光連盟の経常収益914,090千円の52.3%（合計477,697千円）が県からの補助金や委託料、負担金によるものである（次図）。また、残りの事業収益もボランティアの管理・運営事業からの収益が中心であり、県施設の無償使用を前提とするものである。現在の観光連盟は県の財政負担への依存度が高い状態にある。

また、事業実施に当たっては、民間事業者等への委託料や助成金、負担金で支出する部分が多く、事業費の54.3%（476,370千円）と半分を超えている。観光連盟は、ある意味、県の財政支出を仲介するような形で観光振興に貢献しているといえる。

青森県全体の観光振興のためには、個々の市町村や民間事業者等に任せられるのではなく、全県レベルで、一定のノウハウがあり、起爆剤となる事業、個々の取組を軸とする事業、あるいは観光客のニーズや競合関係など市場環境の変化を先取りした試行的な事業などを行っていることについては、今後その必要性は継続すると考えられる。

そのような事業を実施するための財源をいさなり、会費や負担金で済ませるのではなく、民間事業者等（以下「民間事業者等」という。）に負担させることはできない。全県レベルでの中核的な事業実施主体として観光連盟を位置づけていくのであれば、まずは観光連盟の機能や性格を变えていく必要がある。民間事業者等が費用を負担してもそれに見合っただけの成果や間接的な見返りが期待できる存在に観光連盟をしていくことが不可欠である。

【図 12】平成23年度の観光連盟に係る補助金、委託料、負担金等の流れ（単位：千円）



※ 観光連盟財務諸表等より、監査人作成。

※ 図中の図形の長さや太さが金額の大小を正確に示しているわけではない。

※ 観光連盟の経常収益は、県民協賛ボランティアの無償使用を前提とする。

※ 観光連盟の経常収益は、ボランティアの管理・運営事業からの収益が中心であり、県施設の無償使用を前提とする。

※ 観光連盟の経常収益は、ボランティアの管理・運営事業からの収益が中心であり、県施設の無償使用を前提とする。

※ 観光連盟の経常収益は、ボランティアの管理・運営事業からの収益が中心であり、県施設の無償使用を前提とする。

従来の観光連盟は、次図の第1段階のように県と一体的な関係にあり、県から多くの派遣職員を受け入れるとともに県の財政支援を主な財源として、県の企画・戦略に沿った事業を実施してきた。県が民間事業者等の個々の取組を直接支援していくような事業を民間の立場から観光連盟が代わりに実施するという役割はあったものの、観光連盟が仲介する必然性自体はそれほど高くなかったのではないかと考えられる。

「未来へのおおもり観光戦略」(平成22年11月)における関係機関との連携・役割でも、必ずしも観光団体(観光連盟)と観光事業者、行政機関との役割分担が明確に設定されているとは言えない。

将来的には、次図の第3段階のように、民間事業者等からのネットワークを踏まえて自ら主体的に企画や戦略を立案し、それに対して、民間事業者等に費用負担を求め、一部、県の財政支援を要請し、民間事業者等と連携して事業を実施していく形(目指すべき将来像)が考えられる。観光連盟が青森県の観光に関わる民間事業者等全体のネットワークの要としての役割を担い、そのネットワークの中で情報や人、資金を回すことにより観光振興につながるようになることが理想である。

現在の観光連盟は、前述の組織及び事業運営検討委員会の提言や公社等点検評価委員会の評価結果等に基づき、県からの派遣職員を減らすとともに自主財源の確保や経費削減などに取組んでいるところである。しかし、第3段階を目指すためには、現在の取組をさらに拡充あるいは深化させる必要がある。

たとえば、前述の「(3)人件費及び人員構成について」③意見【観光連盟の専門性について】で記載したように、観光連盟の観光に係る各分野の専門性を高め、効果的な企画や戦略を迅速かつ柔軟に打ち出せるだけの高い専門性と豊富な経験を持った組織にすること、あるいは民間事業者等との連携をより一層強化し、その中から、観光振興事業等に関する企画や戦略を立案し、県に対して積極的に提案していくこと、県からの財政支出も観光連盟の企画力等により、観光連盟主導で引き出せるようにすることなどである。今後のアスラムの性格や位置づけについても観光連盟から主体的に県に提案していくべきである(「(1)資産の管理について」③意見【アスラムの位置づけについて】参照)。

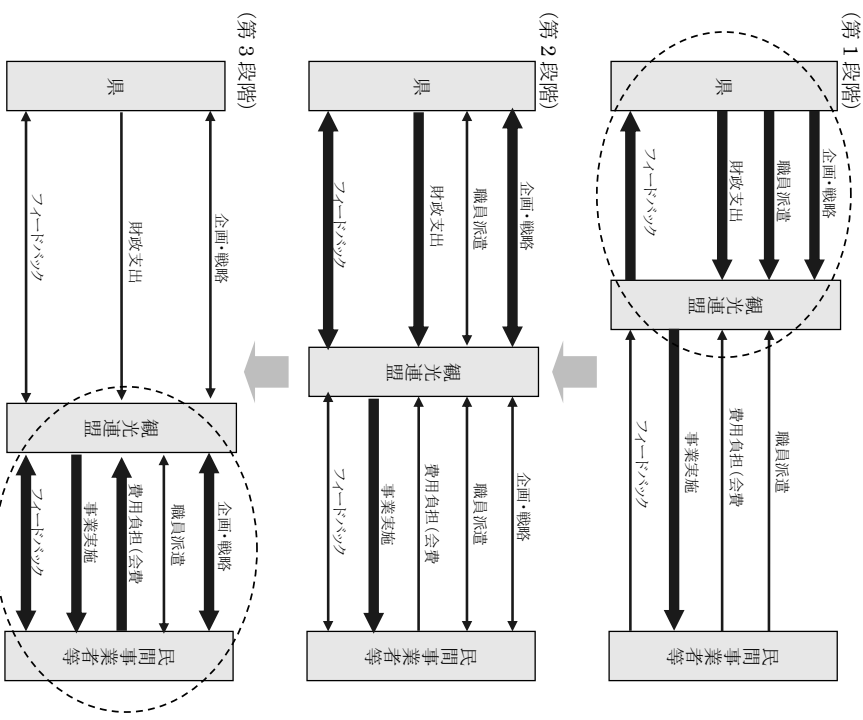
また、現在は3団体統合を経て間もないこともあり、県と同様に事務・事業をしっかり執行できる体制を整えている段階とのことであり、県に準拠したルール整備や運用、プロパー職員への研修派遣などを行っている。「(2)会計処理及び経理処理について」③意見【委託契約の経済性について】に記載したように県の財政支出の受け皿として、観光連盟の事務手続に改善の余地があることも確かである。ただし、県との役割分担の中で観光連盟の独自性も重要なため、民間ならではの機動性や柔軟性、創造性などを十分に発揮できるような事務・事業実施の仕組みや経営管理の体制を構築していくことも求められる。

これから、観光連盟の独自で主体的な事業展開による実績を積み上げることによって、民間事業者等とのネットワークもより裾野が広がり、強化されていく。それが観光連盟の存在価値を高め、将来の民間事業者等による費用負担の拡充にもつながっていくものと期待される。

観光連盟は、県の観光戦略を踏まえるとともに3団体統合や公益認定など経営面を含めてロードマップを作成し、計画的かつ着実に改革を進めてきている。また、

組織及び事業運営検討委員会の提言等に基づく個々の対応も具体的な取組をスタートしている。今後、これらの取組をさらに一定の方向へ加速させるために、以上のような長期的な視点や目指すべき将来像を踏まえたロードマップづくりも必要ではないかと考える。

【図13】 県、観光連盟、民間事業者等の関係



※ 観光連盟の位置づけや役割に関する一つの考え方を概念図として示したものであり、実際の関係や取組などを正確に反映したものではありません。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭